

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・
実施プラン（案）

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 策定の背景と趣旨.....	1
2 位置付けと役割.....	3
3 対象とする緑・水辺と役割.....	4
4 対象区域.....	5
5 計画期間.....	5
6 構成.....	6
第2章 現状と課題.....	7
1 計画を取り巻く動向.....	7
2 区の概況及び緑・水辺の現状.....	20
3 課題と方向性.....	36
第3章 緑・水辺の将来像と目標.....	39
1 将来像.....	39
2 目標.....	39
3 方針.....	45
4 緑・水辺の将来イメージと配置方針.....	46
第4章 緑・水辺に関する施策.....	52
1 施策体系.....	52
2 施策.....	54
方針1 地域の魅力を高める緑づくり.....	54
方針2 地域の魅力を高める水辺づくり.....	66
方針3 地域の安全を支える緑・水辺づくり.....	71
方針4 緑・水辺でつなぐ人づくり.....	77
第5章 推進体制及び進行管理.....	84
1 推進体制.....	84
2 進行管理.....	85
資料編.....	88

1 策定の背景と趣旨

葛飾区では、平成11（1999）年に「葛飾区緑とオープンスペース基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、工場跡地を活用した大規模な公園やオープンスペースの整備をはじめ、区内の緑化や緑の保全、水辺の整備を進めてきました。

一方、この間に環境や社会情勢をはじめとした区内の緑・水辺を取り巻く状況は大きく変化しています。

環境面では、地球温暖化に伴う気候変動、生物多様性の損失が深刻な課題となる中、その解決手段の一つとして、多様な機能を有する緑・水辺への期待が高まっています。

人々の暮らしの面では、少子高齢化の進展による社会構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、コロナ禍を経て、散策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる場として、都市における身近な緑・水辺の価値が再認識されています。

緑・水辺に関連する法令や国・東京都の施策も、この間大きく変化しています。平成27（2015）年の都市農業振興基本法制定により、都市農地が、これまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと方針が大きく転換されました。また、平成29（2017）年の都市緑地法等の改正により、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら都市の緑空間を保全・活用する動きが加速しました。これに加え近年では、グリーンインフラ、都市公園や水辺の柔軟な管理・運営など、新たな視点の取組が求められるようになってきました。さらに、緑地を質・量の両面で確保し、良質な都市環境を実現するため、令和6（2024）年に都市緑地法が改正され、国は「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）を策定しました。これを受け、今後地域の状況を踏まえた施策を展開する市区町村と、広域的な見地から施策を講じる国・東京都をはじめ、様々な主体が相互に連携して取組を進めることが求められています。

本区においても、葛飾区基本構想、葛飾区都市計画マスタープラン等を改定し、時代に即したまちづくりの取組を進めています。

これらの環境や社会情勢の変化、公園緑地に関わる法令改正や国及び東京都の政策の動向に対応するとともに、葛飾区都市計画マスタープランにおける「緑と水辺の整備、景観形成の方針」に基づき、緑・水辺に関する将来像や目標、区が講じる具体的施策を明らかにし、区民、事業者等、行政の協働により取組を進めていくため、新たな計画を策定するものです。

これまでの区における水と緑に関する主な取組

年度	計画や条例など	事業や実績など
昭和50年	葛飾区緑の保護と育成に関する条例	緑化推進協力員
平成元年	葛飾区水辺環境整備保全構想	
平成2年		曳舟川親水公園
平成3年		柴又公園
平成4年	水辺のプロムナード計画	
平成7年	葛飾区水と緑の自然環境ネットワーク計画	
平成8年	葛飾区環境基本計画	
平成10年	葛飾区区民農園条例	
平成11年	葛飾区緑とオープンスペース基本計画	
平成12年		葛飾あらかわ水辺公園
平成13年	葛飾区都市計画マスタープラン	
平成17年	水辺のネットワーク事業基本構想	
平成19年	葛飾区農業基本構想	
平成20年		東立石緑地公園
平成23年		中川親水テラス
平成25年		葛飾にいじゅくみらい公園
平成26年		かつしか花いっぱいのもちづくり
令和5年	葛飾中川かわまちづくり計画	

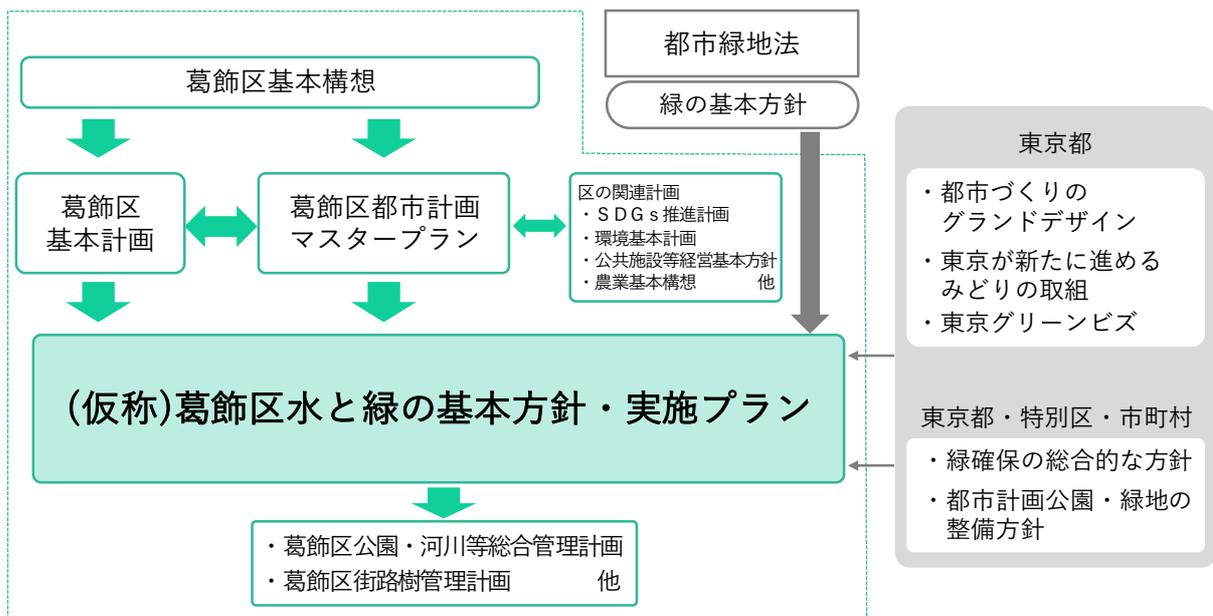
2 位置付けと役割

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するものです。

区が行うまちづくりの総合的な指針である葛飾区都市計画マスタープランの下位計画に当たり、分野別方針の「緑と水辺の整備、景観形成の方針」に即した計画として、次の3つの役割を担います。

<計画の役割>

- 緑地の保全及び緑化の推進に関する目標を明らかにすること。
- 一定の目標の下、都市計画制度に基づく施策と都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置付けること。
- 緑地の保全及び緑化の推進に対する区民、事業者等の理解を深め、協働で取組を進めること。



計画の位置付け

3 対象とする緑・水辺と役割

(1) 対象とする緑・水辺

本計画が対象とする緑・水辺は、都市緑地法第3条に則り、次のように定義します。

- 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）
- これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの
(都市緑地法第3条「緑地」の定義より)

具体的には、公園、道路、河川などの公共空間の緑・水辺に限らず、住宅や商業施設・工場等の敷地における緑、農地、民有の樹林地なども広く対象に含まれます。

(2) 緑・水辺の役割

緑・水辺は、次のような役割を担い、地域の環境、人々の暮らしを支えています。

人と自然が共生する都市環境の形成

- ・二酸化炭素の吸収
- ・大気の浄化
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・緑陰の形成による暑熱緩和
- ・生物の生息・生育環境の保全・形成



都市の安全性・防災性の向上

- ・地震、火災発生時の避難場所や避難路の確保
- ・火災の延焼防止
- ・救援活動、復旧活動の拠点
- ・雨水の貯留・浸透による流出量の調整



良好な景観の形成、個性と魅力ある地域づくり

- ・四季の変化を実感できる景観の形成
- ・都市のシンボルとなる景観の形成
- ・地域固有の歴史・文化を継承する景観の形成



緑の機能を生かすことによる、変化に対応した潤いのある生活空間の確保

- ・様々なレクリエーション活動の場の提供
- ・休養・休息の場の提供
- ・運動・遊びの場の提供
- ・健康づくりの場の提供
- ・環境教育・生涯学習の場の提供



4 対象区域

葛飾区全域（34.8 km²）を対象とします。
なお、本区は全域を緑化重点地区としています。

5 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和27（2045）年度までの20年間とします。
進捗状況の確認・評価、社会経済状況の変化、上位計画の動向等を踏まえ、必要に応じ中間見直しを実施します。

6 構成

第1章

計画の基本的事項

- 策定の背景と趣旨
- 位置付けと役割
- 対象とする緑・水辺と役割
- 対象区域
- 計画期間
- 構成

第2章

現状と課題

1 計画を取り巻く動向

- 環境の動向
- 社会の動向
- 国の動向
- 東京都の動向
- 区の動向
- 区民意識

2 区の概況及び緑・水辺の現状

- 区の概況
- 緑と水辺の成り立ち
- 緑の現状
- 水辺の現状
- 緑・水辺をはぐくむ活動

3 課題と方向性

量的拡大から地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出による地域らしさ、魅力、安全の向上を重視する段階への移行

第3章

緑・水辺の将来像と目標

1 将来像

みんなではぐくむ 水と緑で つながる かつしか

2 目標

1 水と緑豊かなまちの実現

2 水と緑に関する区民満足度の向上

3 水と緑に関する利活用の促進

3 方針

1 地域の魅力を高める緑づくり

2 地域の魅力を高める水辺づくり

3 地域の安全を支える緑・水辺づくり

4 緑・水辺でつなぐ人づくり

4 緑・水辺の将来イメージと配置方針

第4章

緑・水辺に関する施策

地域の魅力を高める緑づくり

- 魅力ある公園づくりと公園の利活用
- 街づくりを通じた緑の創出
- 魅力ある小さな緑の創出
- 都市農地と地域に根付いた樹木の保全

地域の魅力を高める水辺づくり

- 水辺に親しめる空間の充実
- 水辺空間の活用
- 水辺の自然環境保全

地域の安全を支える緑・水辺づくり

- まちの安全を支える緑・水辺づくり
- 緑・水辺の施設の適正管理

緑・水辺でつなぐ人づくり

- 緑・水辺をはぐくむ活動の推進
- 未来の担い手づくり
- 魅力が伝わる情報発信

第5章

推進体制及び進行管理

第2章 現状と課題

1 計画を取り巻く動向

(1) 環境の動向

気候変動

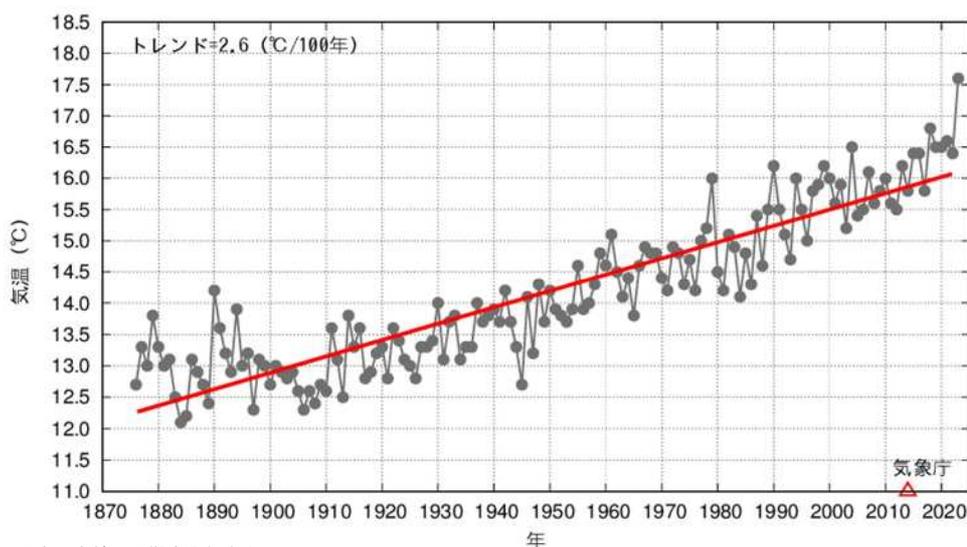
温室効果ガスの排出増大等による地球温暖化の進行は、豪雨等による自然災害の発生、海面の上昇、生態系の攪乱等により、都市生活、経済活動、農林水産業等に深刻な影響をもたらしています。

東京の年平均気温は、100年当たり2.6°C上昇しており、21世紀末には猛暑日、熱帯夜の増加や、日本付近の台風強度が強まること、台風に伴う降水量が増加することなどが予測されています（東京管区気象台「東京都の気候変動」（令和7（2025）年3月）より）。

これに伴い、熱中症・感染症などの健康被害、都市水害の頻発などのリスクが高まることが懸念されています。

都市の緑は、建物外壁等の表面温度の上昇や蓄熱の防止、植物の蒸発散や緑陰による地表面等の温度の低減等の機能を有しています。猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する暑熱対策としての機能をはじめとする気候変動適応策として、緑の保全や緑化の推進が求められています。

また、雨水の貯留・浸透による浸水被害軽減の機能も、気候変動の影響への適応策として、その重要性が再認識されています。



図中の赤線は長期変化傾向を示している

図の横軸上のマーク (△) は、観測場所の移転による影響は補正されており、その前後でデータは均質であることを示す

東京の年平均気温 (1876年 - 2023年)

出典：気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT) (気象庁作成)

ネイチャーポジティブ

人間活動によって世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し続けています。

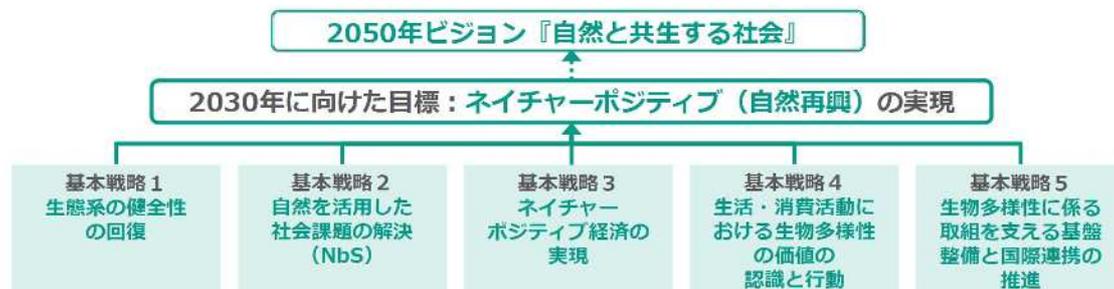
このため、生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられました。

ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。

これを受け、令和5（2023）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、「2030年ネイチャーポジティブ」を達成するための5つの基本戦略を掲げ、生物多様性損失と気候危機の2つの危機への統合的対応や、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」の達成等を通じた健全な生態系の確保や自然の恵みの維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進等を進めるものとなっています。

このうち、「30by30目標」の達成に向け、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくため、令和5（2023）年度から「自然共生サイト」の認定が始まりました。

また、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、自然共生サイト認定制度を法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が、令和7（2025）年4月から施行されています。



生物多様性国家戦略 2023-2030 の目標と基本戦略

出典：環境省 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

水と緑を基調とした空間は、都市における生物の生息・生育空間としての役割を担っています。区内に残る自然環境の適切な維持・管理、生物が生息・生育できる環境の形成に配慮した緑化や公園整備、水辺の管理により、ネイチャーポジティブの実現に貢献していくことが求められています。

(2) 社会の動向

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るとともに、デジタルの力を活用して地域の課題解決を図る「地域DX」が進められています。

緑・水辺の保全、緑化においても、デジタル技術を活用しながら、都市の情報や緑地の確保状況、利用状況等の基礎的な情報を継続的に把握すること、多様な主体の連携、住民参加の促進のために、これらの情報の開示を進めていくこと、さらにデータを活用してエビデンスに基づく分析や施策の検討を行うことが重要となっており、対応を進めていくことが必要です。



地域DXの概要

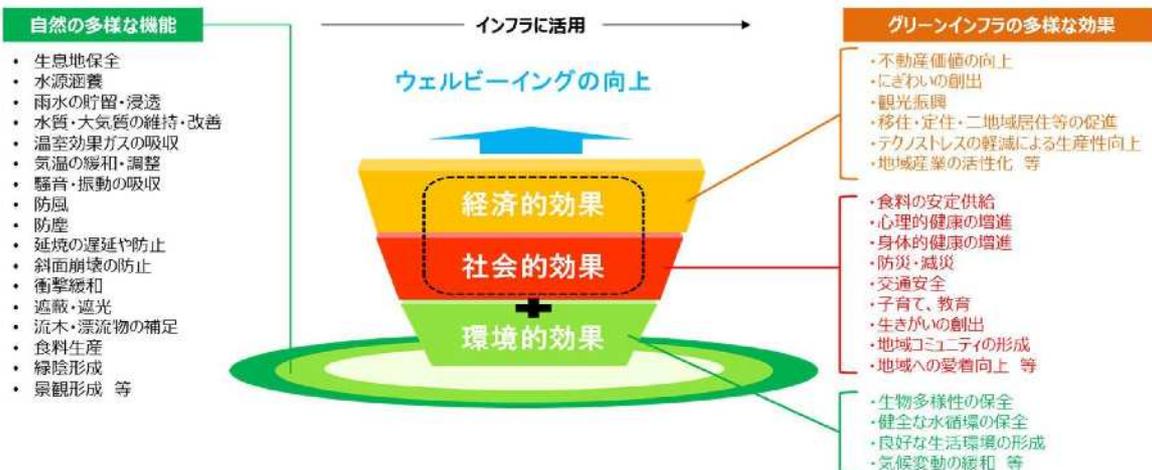
出典：総務省HP

(3) 国の動向

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある地域づくり、Well-being 向上に貢献するものです。

SDGs や Well-being 等の新たな社会像の実現に向け、自然の力を生かすグリーンインフラの取組への期待は高まっており、緑の基本計画の策定時に、地域の課題（例えば、雨水流出抑制、暑熱対策、生物多様性確保、ゼロカーボン、健康増進、賑わい創出など）の視点から、グリーンインフラの考え方を取り入れていくことが求められています。



自然の機能とグリーンインフラの多様な効果

出典：国土交通省 グリーンインフラ推進戦略 2030

官民連携

近年、都市公園や水辺空間などの公共空間の活用や、良質な緑地の確保を官民連携で柔軟に進める取組が広がりを見せています。

例えば、都市公園については、『『都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会』提言』（令和4（2022）年）において、地域の課題や公園の特性に応じ、公園が持つ多機能性のポテンシャルを更に発揮していくため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきであるとの考え方が示されました。

水辺空間についても、地域の合意を得たうえで、民間事業者による営利活動等の利用が可能となる「河川空間のオープン化(利活用の推進)」の取組や、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組である「かわまちづくり」への民間事業者、地域住民の参画が進んでいます。

また、SDGs や環境への意識の高まり等を背景に、民間企業において、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きがますます活発化する中、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国が評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」が令和6（2024）年度に創設されました。

このような流れを受け、本区においても官民連携により、緑・水辺の維持・創出、柔軟な活用に取り組んでいくことが必要です。



優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）ロゴ

出典：優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）HP

都市農地 「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へ

平成27（2015）年の都市農業振興基本法の制定及び平成28（2016）年の都市農業振興基本計画閣議決定を受け、都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置付けが大きく転換されました。

これを受け、緑の基本計画の対象となる緑地の定義に農地を含むことが明記され、生産緑地地区に定められた農地、市民農園などのほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象となりました。



区内の農地

緑の基本方針

都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、都市緑地法の規定に基づき、令和6（2024）年12月に「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（緑の基本方針）が策定されました。

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」を将来的な都市のあるべき姿とし、個別目標として以下の3つの都市の実現に向けた取組を都道府県が定める「緑の広域計画」、市区町村が定める「緑の基本計画」に位置付けることを促しています。

全体目標	将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、 Well-being が実感できる緑豊かな都市」		
個別目標	環境への負荷が小さい カーボンニュートラル 都市	人と自然が共生する ネイチャーポジティブ を実現した都市	Well-being が 実感できる 水と緑豊かな都市

緑の基本方針の全体目標と個別目標

出典：緑の基本方針の概要を基に作成

(4) 東京都の動向

「緑を、総量としてこれ以上減らさない」

東京都は、「都市づくりのグランドデザイン」（平成 29（2017）年 9 月）及び「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元（2019）年 5 月）において、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを大原則として、今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出していくことを示しています。

「東京が新たに進めるみどりの取組」では、実現に向けた方針として、緑のネットワークの充実を図る、農的空間を都市の中の魅力ある貴重な資源として活用することなどを示しています。

東京グリーンビズ（東京都の緑の取組）

「東京グリーンビズ」は、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民と共に未来に継承していくため、令和 5（2023）年 8 月に東京都が始動した 100 年先を見据えた緑のプロジェクトです。

100 年先を見据えて「自然と調和した持続可能な都市」を目指すこと、既存の取組を強化し「まもる」「育てる」「活かす」の 3 つの観点で取組を進めることが示されています。



東京のみどりを「まもり」「育てる」「活かす」取組

出典：東京グリーンビズ

かわてらす

“かわてらす®”は、夏の京都などでよく見られる「川床」の東京版です。

東京都が定めた実施要項に基づき、河川管理者が指定した区域において、民間事業者等が特例占用許可を受けて川床設置・飲食営業を行うことで、水辺の更なる魅力向上と地域の活性化を図ることを目的とした取組で、隅田川を中心に 6 店舗が設置されています（令和 7（2025）年 9 月現在）。

“かわてらす”という言葉には、人々が集う川沿いの“テラス”席、水辺でにぎわうみんなの表情を照らす、太陽の光と水面に反射した光によってみんなの顔を明るく“照らす”という意味が込められています。

(5) 区の動向

防災都市づくり、魅力的な都市環境が広がるまち

地震や豪雨などの自然災害等の発生時にも、必要な都市機能を維持し、道路や公園などの都市基盤の損壊や建築物の倒壊、浸水被害などを軽減できるよう、平常時からの防災都市づくりを進めることが示されています。

また、誰もが憩える身近な公園や、特色ある公園、親しみやすい水辺空間の整備を進めること、特徴的な街並みや市街地における小さな緑の創出により、ヒューマンスケールにも配慮した景観形成を誘導するなど、魅力的な都市環境が広がるまちを目指すこととされています。



様々な自然災害に対応し、被災を繰り返さないまち

誰もが親しめる、河川や緑豊かな都市環境が広がるまち

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

緑・水辺の適正な管理・改修

公共施設等の効果的・効率的な活用を図り、将来世代に良好かつ適正に引き継いでいくことができるよう、適切にマネジメントをしていく必要性が高まっています。

公園に関しては、ストック効果の向上、民間との連携などの観点を重視し、量の整備から質の向上に向けて取組を進めること、街路樹に関しては、質の向上により、緑の機能・効果が発揮できる道路植栽への改善を図っていくことが必要とされています。

(葛飾区公園・河川等総合管理計画(令和元(2019)年8月)、葛飾区街路樹管理計画(平成30(2018)年7月)、葛飾区公共施設等経営基本方針(令和5(2023)年)より)

花いっぱいのまちづくり

区民と区が協働し、駅前広場や沿道など、まちを花と緑で彩る「花いっぱいのまちづくり活動」を進めています。

平成26(2014)年9月には、「かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会」が発足し、区民、団体、事業者及び区が、相互に連携・協働のパートナーとなり、花いっぱいのまちづくり活動の拡大や活性化に向けて取り組んでいます。

令和7(2025)年1月1日現在、区内では、166か所で146団体が花いっぱいのまちづくり活動に取り組んでおり、その数は年々増加しています。

(6) 区民意識

①調査の概要

計画の策定に当たり、緑・水辺に対する区民の意識・評価、緑・水辺と接する機会や利用方法、区の取組の方向性に関する意向などの把握を目的に、一般区民、小・中学生を対象としたアンケートを実施しました。

	一般区民アンケート	小・中学生アンケート
対象	満 18 歳以上の区内在住者 (区内 7 地区の人口構成比に応じて回答者数を設定)	区立学校に通う小学 5 年生・中学 2 年生
方法	オンライン回答 (インターネット調査会社)	オンライン回答 (学校配布のタブレット端末、任意)
期間	令和 6 (2024) 年 12 月 20 日(金) ～ 12 月 23 日(月)	令和 6 (2024) 年 12 月 9 日 (月) ～ 12 月 26 日 (木)
回答数	1034 件	小学 5 年生 757 件 中学 2 年生 500 件

②緑・公園に対する意識

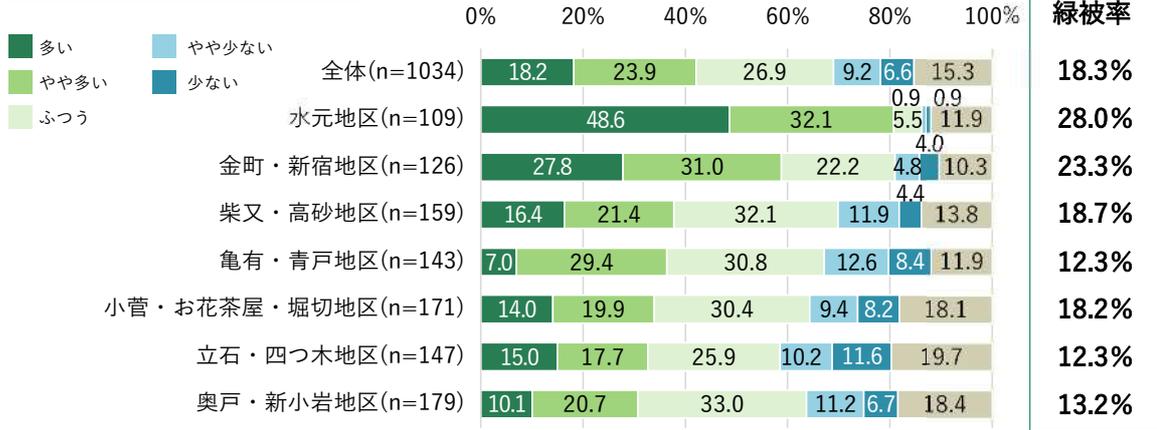
緑の量やまちの魅力としての緑の満足度に対する意識

- 居住地別の、住まい周辺の緑の量に対する実感やまちの魅力としての緑の満足度は、地区別の緑被率と大きくは乖離していない。
- 半数以上の回答者の実感は「過去 10 年で緑の量が増えた・減った場所はない」
- 緑が多い・身近と感じる場所は「公園」(76.6%)、
小・中学生が、家や学校の周りで「緑」がたくさんあると感じる場所は「公園」「川沿い」「学校」
- 今後増やしていく必要があると感じる緑は「公園の緑」(33.6%)「道路沿いの緑」(32.3%)
- まちの魅力としての緑の満足度を高める要因は「公園」「道路」「河川沿い」など、緑を身近に感じる環境があること

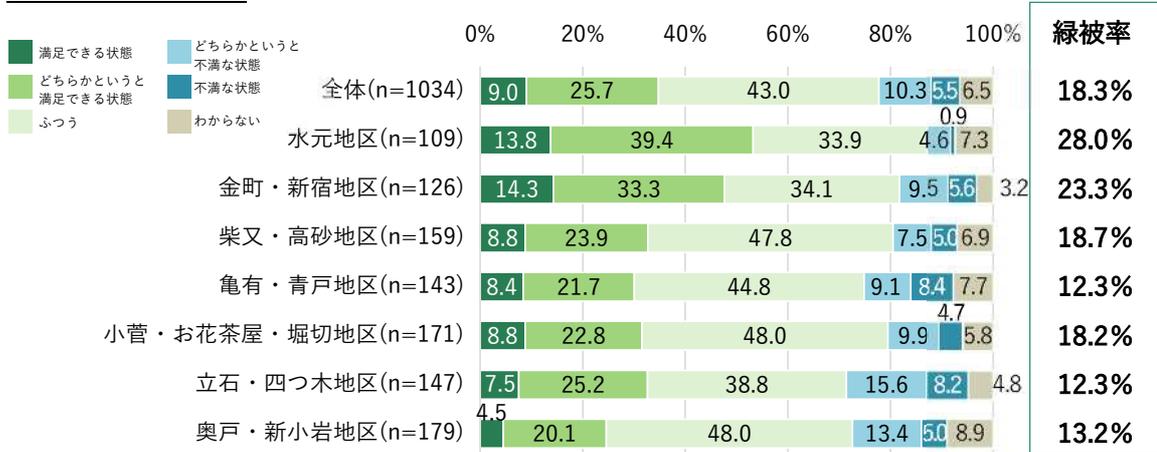
緑との関わり

- 緑に触れる主な機会として選択された項目のうち割合が高いもの
「樹木や草花を楽しむこと等を目的とした公園利用・散策」(27.9%)
「自然観察」(26.0%)
「自宅でのガーデニング」(16.3%)

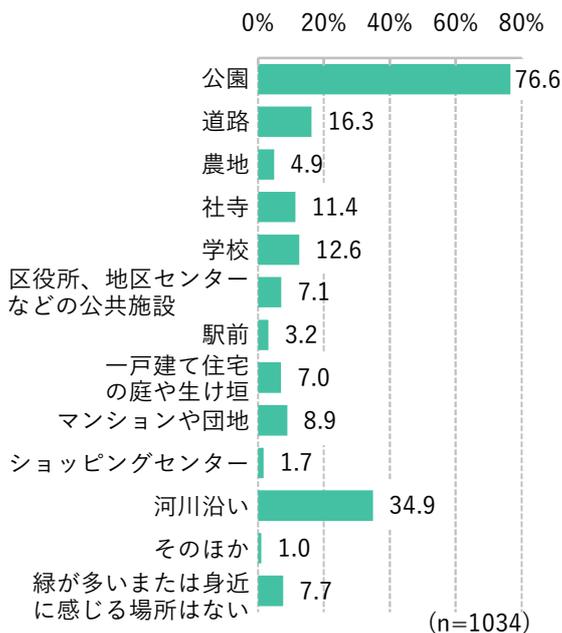
住まい周辺の緑の量 [SA]



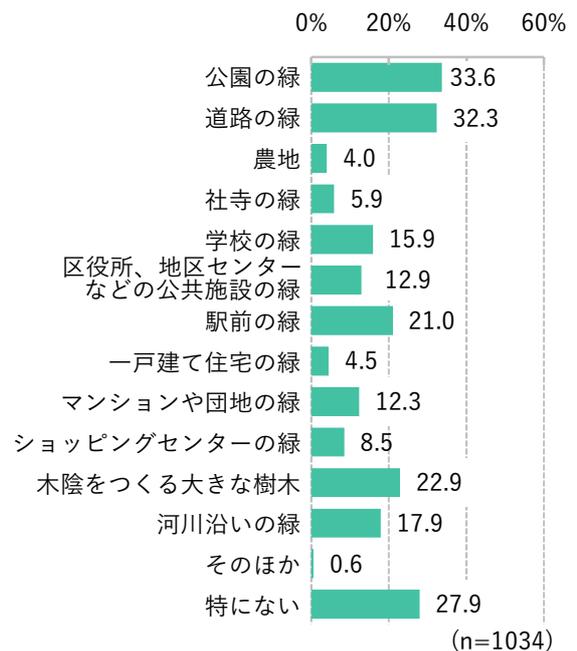
緑の満足度 [SA]



住まい周辺で緑が多いまたは身近に感じる場所 [MA]



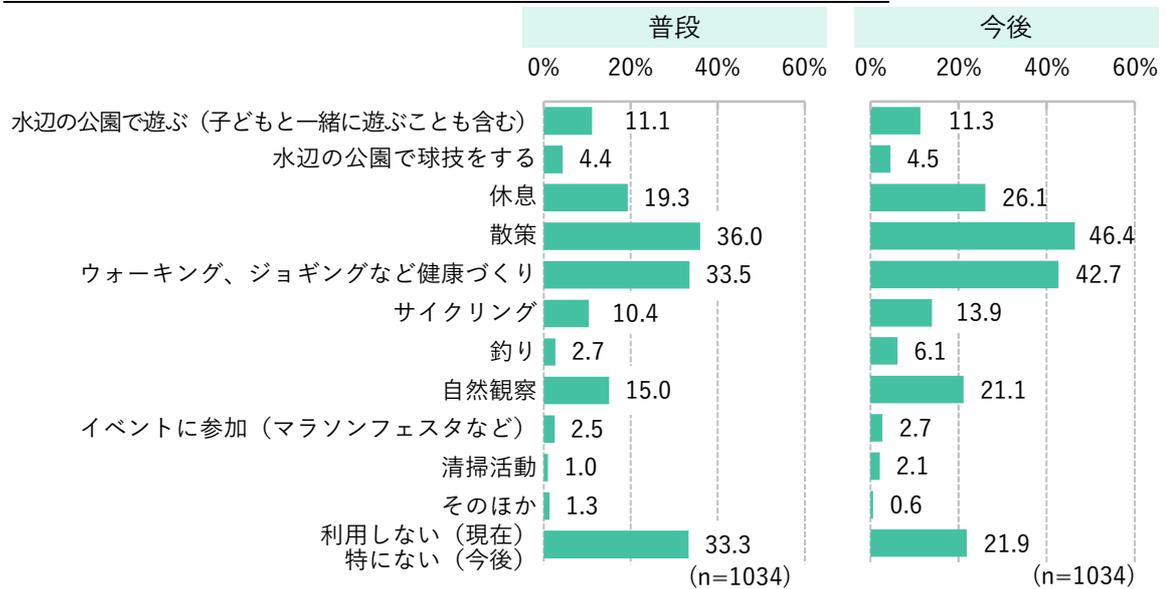
今後増やしていく必要があると感じる緑 [MA]



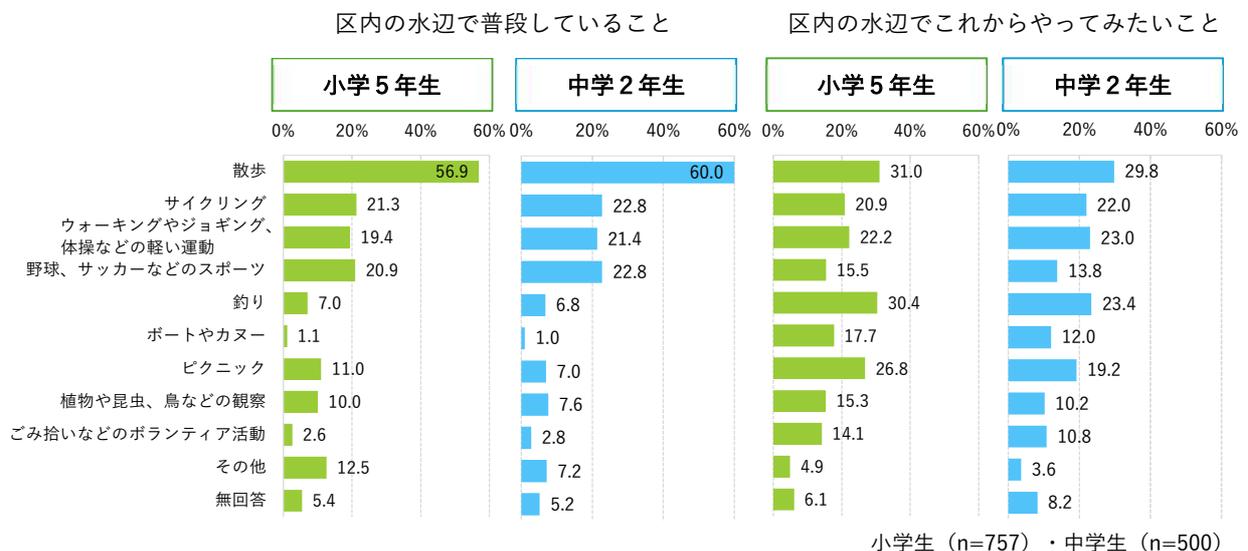
③水辺に対する意識

- 親しみを感じる区内の水辺は「荒川、江戸川の河川敷」「中川・新中川の親水テラス」などが多く選ばれている。
- 水辺の利用は「散歩」や「ウォーキング、ジョギングなど健康づくり」が多く選ばれ、今後したい利用もほぼ同じ傾向。
- 小・中学生は、普段していること（「散歩」「サイクリング」「野球、サッカーなどのスポーツ」「ウォーキングやジョギング、体操などの軽い運動」）に加え、「釣り」や「ピクニック」への関心も高い。

普段の水辺の利用方法・今後（も）行いたい水辺の利用方法 [MA]



<小・中学生> 区内の水辺で普段していること・これからやってみたいこと [MA]



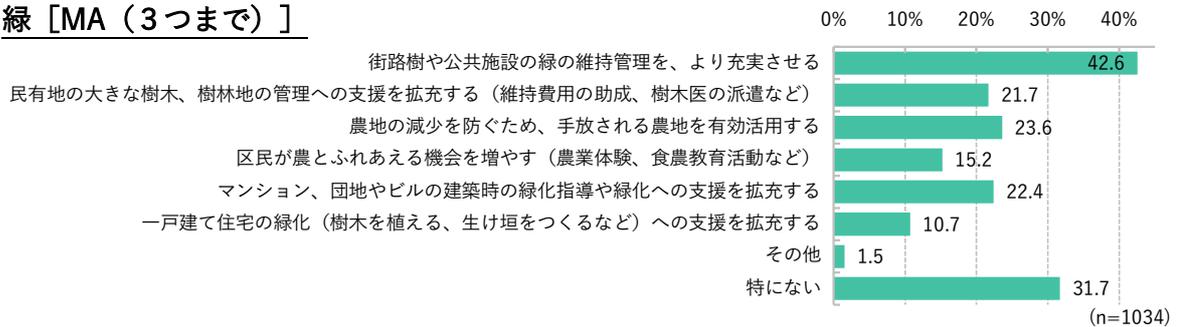
④区に期待する取組

○多く選ばれた取組

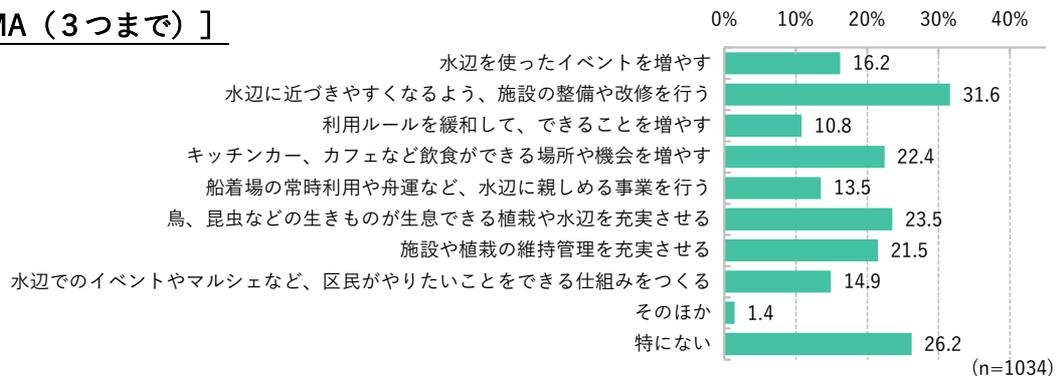
- 緑** 街路樹や公共施設の緑の維持管理の充実
- 水辺** 水辺に近づきやすくなるよう、施設の整備や改修を行う
- 公園** 古くなった公園をリニューアルする／歩いて行ける身近な公園を増やす／木陰をつくる大きな樹木を増やす

○緑、水辺、公園とも、一定数（2～3割）が「特にない」と回答

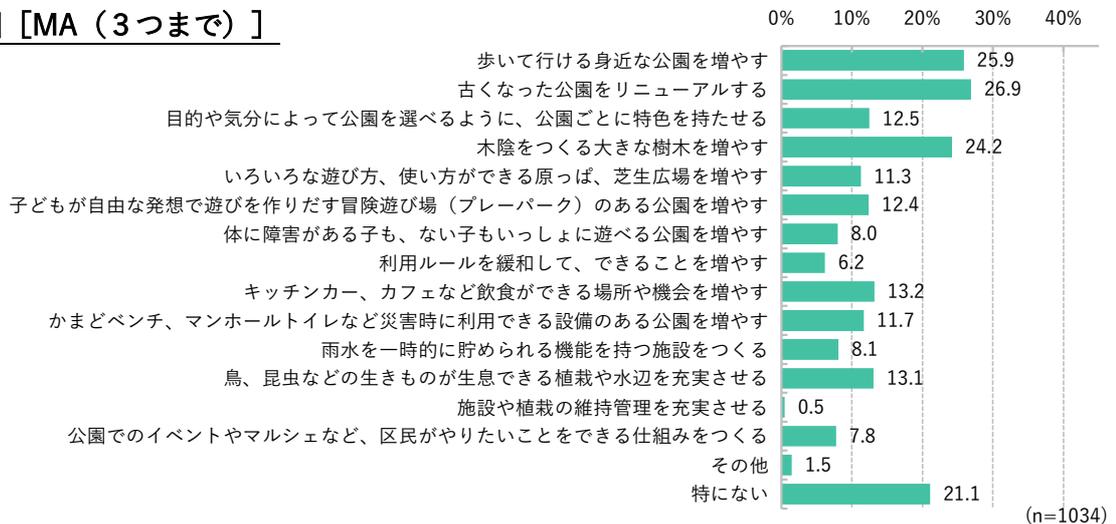
緑 [MA (3つまで)]



水辺 [MA (3つまで)]



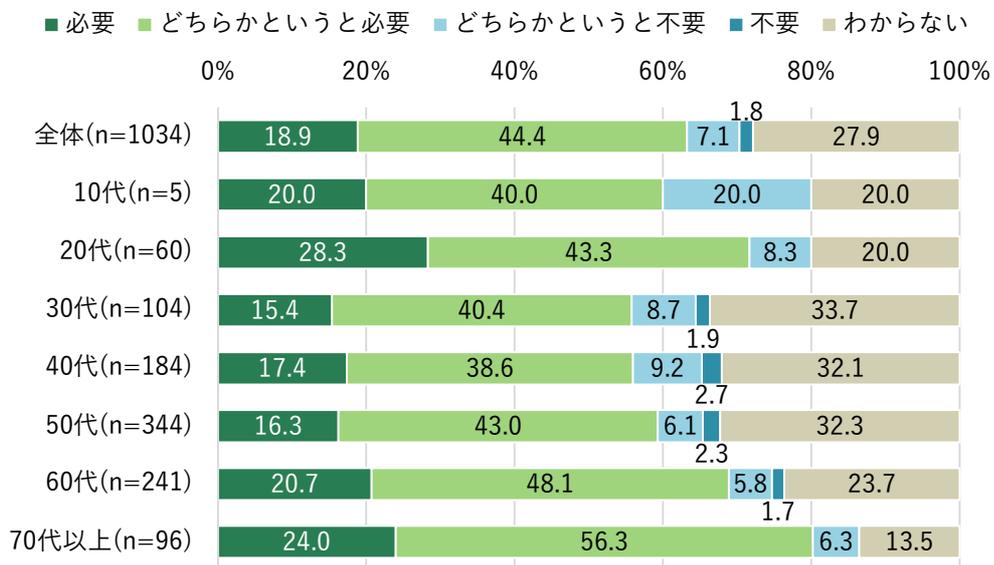
公園 [MA (3つまで)]



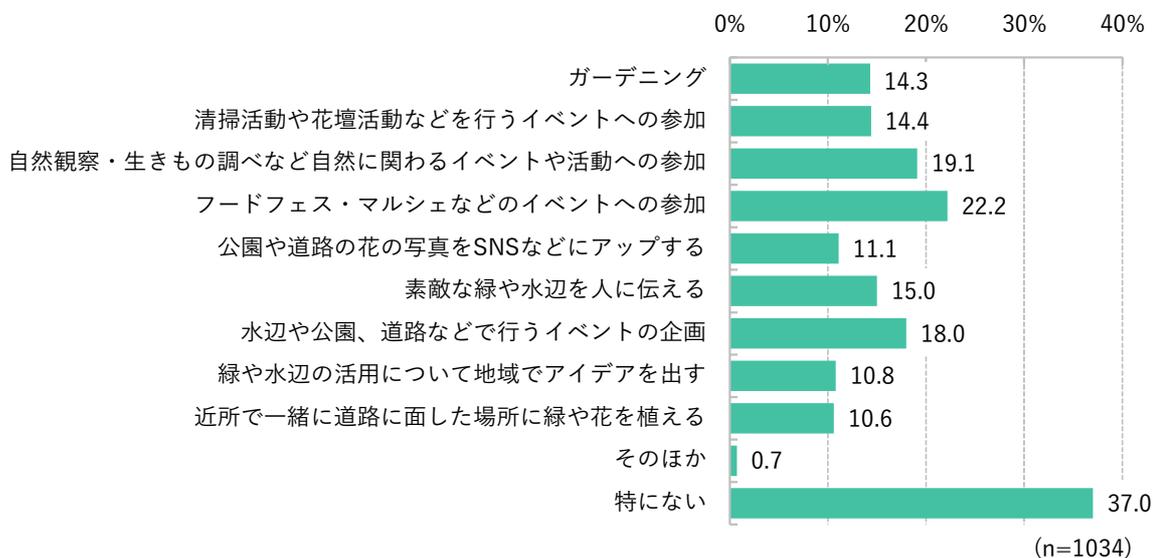
⑤協働への意識

- 20代、60代及び70代以上において必要性を感じている人の割合が高く、30代から50代はやや低い。
- 自身で取り組んでみたいことは、イベントへの参加に関することが多い。
- 「特にない」の回答が約4割。
- 主として「関心がない」ことが取組の妨げになっており、また「特にない」「時間がない」も多い。

緑化推進や水辺の活用によるまちの魅力向上のための協働の取組の必要性 [SA]



緑や水辺によって、まちを魅力的なものにするためにしてみたいこと [MA]



⑥地区別の特徴

地区別のクロス集計結果などからまとめた、各地区の特徴は次のとおりです。



地区	緑被率 (%)	特徴
水元	28.0	<ul style="list-style-type: none"> ・緑、公園に対する満足度は高く、水辺の利用頻度も高い。 ・農地の減少を他地区よりも感じており、保全と手放される農地の有効活用のニーズがある。 ・一戸建て住宅の緑化への支援が求められており、ガーデニングの取組意向も高い。
金町・新宿	23.3	<ul style="list-style-type: none"> ・緑、公園に対する満足度は高く、公園の利用頻度は高い。 ・水辺の自然環境への関心がみられる。
柴又・高砂	18.7	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷の風景が葛飾らしい風景と捉えられている。また、寺社林のある風景も他地区よりも多く選ばれている。 ・公園を利用しない割合がやや高い。
亀有・青戸	12.3	<ul style="list-style-type: none"> ・他地区に比べて緑被率が低く、実感としても緑は多くない。 ・道路沿いのせせらぎや大きな木のある道路が葛飾らしい風景として捉えられている。
小菅・お花茶屋・堀切	18.2	<ul style="list-style-type: none"> ・緑よりも河川敷、道路沿いのせせらぎといった水辺が葛飾らしい風景として捉えられている。
立石・四つ木	12.3	<ul style="list-style-type: none"> ・他地区に比べて緑被率が低く、実感としても緑は多くなく、身近なところに緑が少ないと捉えられている。 ・公園の緑の充実、街路樹や公共施設の緑の維持管理の充実や古くなった公園のリニューアルへのニーズが高い。
奥戸・新小岩	13.2	<ul style="list-style-type: none"> ・親水テラスのある河川の風景が葛飾らしい風景として捉えられている。 ・区の取組へのニーズ、今後（も）してみたいことに関する設問全体をとおして「特にない」を選択した割合が高い。

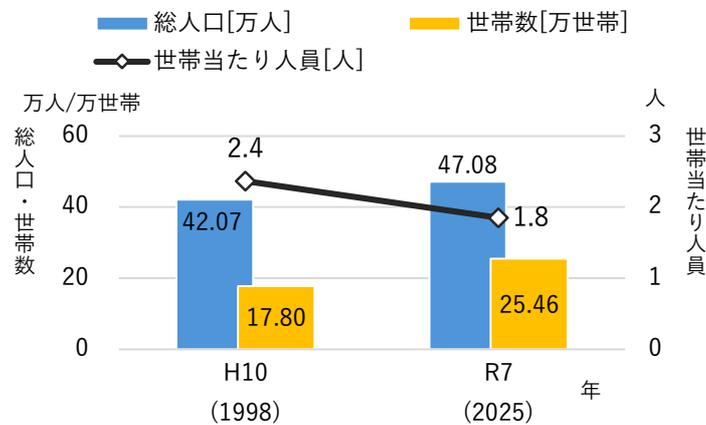
2 区の概況及び緑・水辺の現状

(1) 区の概況

人口 約 **47** 万人 世帯数 約 **25.5** 万世帯
(令和7(2025)年4月1日現在)

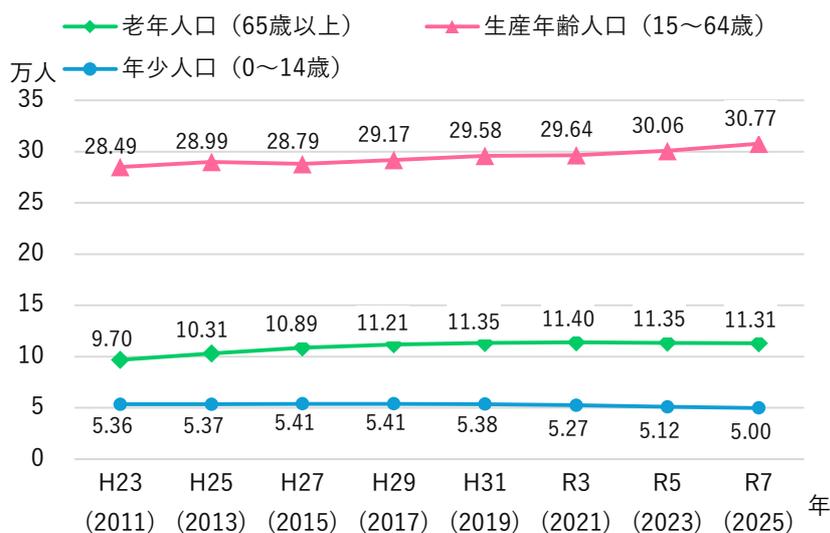
本区の人口は、令和7(2025)年4月1日現在、470,812人で、世帯数は254,618世帯、世帯当たり人員は約1.8人です。人口は、前計画が基準とした平成10(1998)年4月1日から、約12%増加しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口(15~64歳)は平成27(2015)年以降増加傾向ですが、年少人口(15歳未満)は平成29(2017)年以降減少しています。



区の人口・世帯数の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年4月1日現在）



年齢3区分別人口の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年4月1日現在）

土地利用

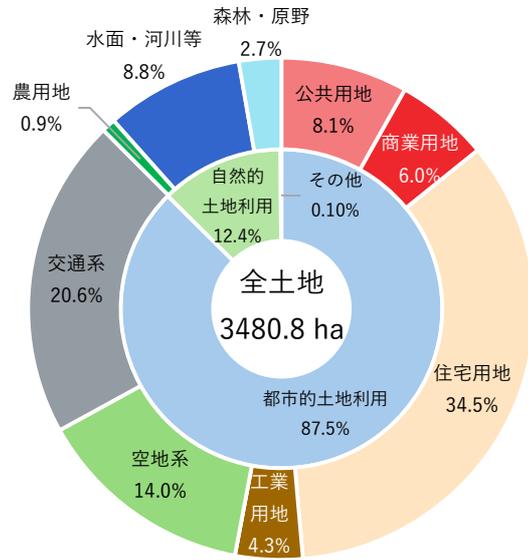
都市的土地利用 87.5%

(令和3(2021)年度)

区内の土地利用の87.5%が、公共用地や商業・住宅・工業用地のほか、空地系に含まれる公園・運動場などの都市的土地利用で占められ、農用地や河川等の水面、河川敷などの自然的土地利用は12.4%です。

農用地は水元に多く、柴又や奥戸のほか一部の地域にも点在しています。

土地建物用途分類別に見ると、住宅用地が最も多く(34.5%)、次いで道路、鉄道等の交通系(20.6%)、公園・運動場等、未利用地等の空地系(14.0%)となっています。

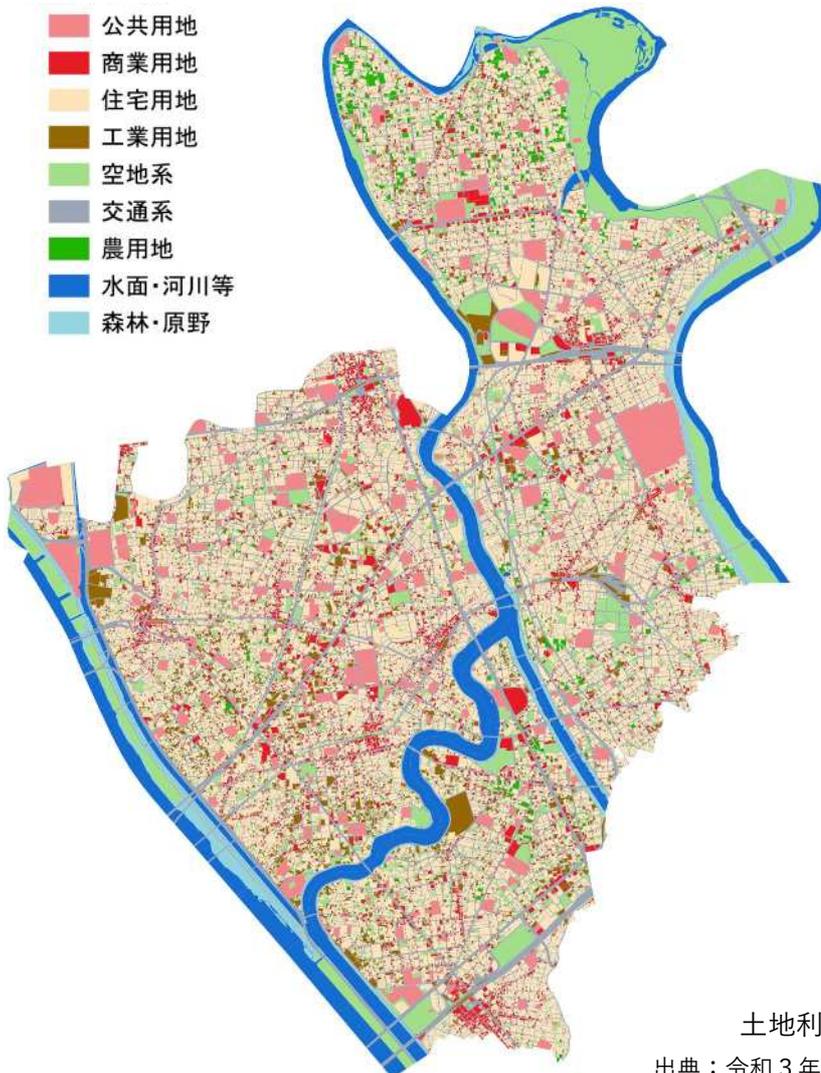


土地利用の割合

出典：令和3年度土地利用現況を基に作成

凡例

- 公共用地
- 商業用地
- 住宅用地
- 工業用地
- 空地系
- 交通系
- 農用地
- 水面・河川等
- 森林・原野



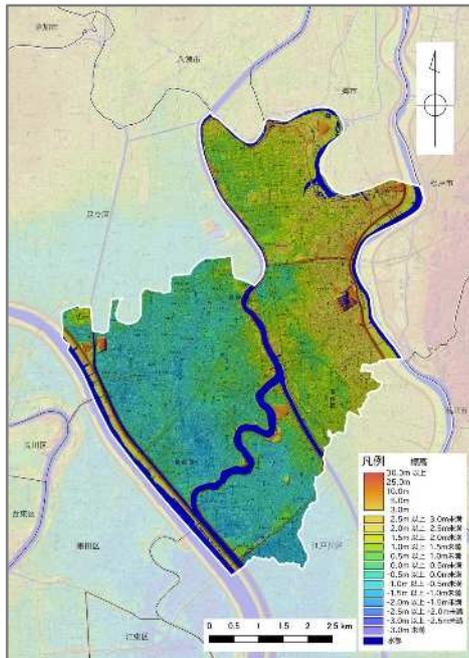
土地利用現況図

出典：令和3年度土地利用現況を基に作成

標高 高いところ 約 4 m・低いところ 0 m以下

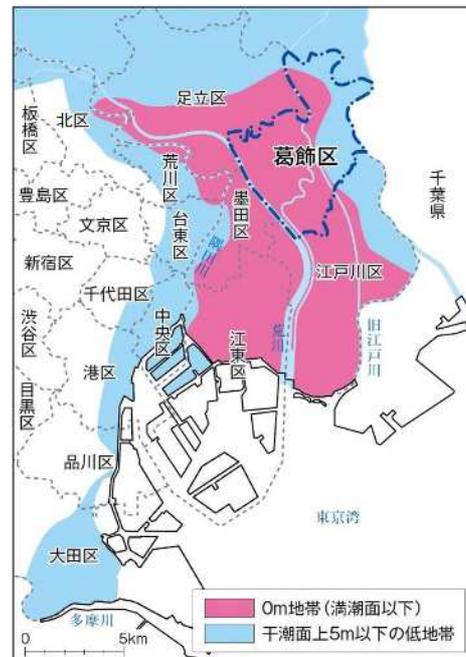
本区は、荒川、中川、江戸川といった大きな河川に囲まれた低地に位置し、標高は北東部の高いところで+ 3.8m（T.P. 東京湾中位水位の平均海面）、南西部には0 m以下の地域が分布しています。

このため、集中豪雨などによる内水氾濫や河川水位の上昇、高潮など、浸水被害が発生しやすい地域とされています。



葛飾区の標高

出典：国土地理院 デジタル標高地形を基に作成



東京の低地帯分布状況

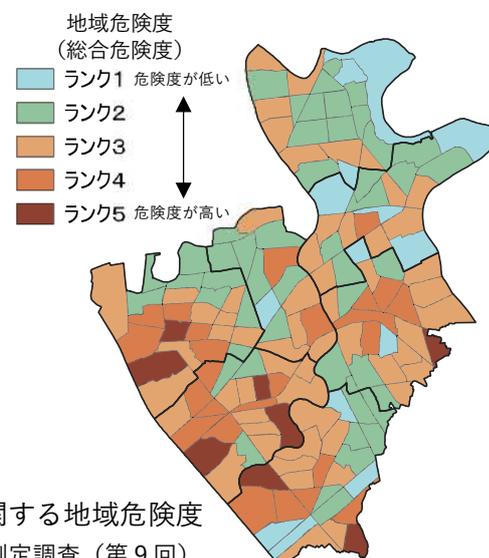
出典：葛飾区史

地震の危険度 ランク 4、5 を含む地域が分布

(令和 4 (2022) 年度)

区内には、戦後復興期から高度経済成長期において、都市基盤が十分整備されないまま市街化・高密度化が進行・形成された木造住宅密集地域や、地盤が比較的ゆるいため液状化する可能性の高い地域が存在します。

地震に関する地域危険度測定調査（東京都）では、5段階評価で危険度が高いランク 4、5 を含む地域が未だ残っており、特に古い木造住宅が密集している荒川沿いの地域は、建物倒壊危険度、火災危険度ともに高い状況です。



地震に関する地域危険度

出典：東京都 地震に関する地域危険度測定調査（第9回）

(2) 緑と水辺の成り立ち

歴史 緑に生まれ変わった水路、工場跡地

江戸時代

区内を流れる川の豊富な水を使って、江戸時代に畑や水田で農作物をつくる農村地帯として発展し、葛西用水、現在は水元公園の一部となっている小合溜井を水源とする上下之割用水かみしものわりようすいをはじめ、農地に水を供給する水路が整備されました。

明治・大正・昭和

明治時代から大正時代になると、河川を使う大きな工場が建ち始め、工業も発展しました。

その後、昭和時代にかけての鉄道整備、関東大震災後及び高度成長期の人口増加などを背景に農地の宅地化が進みました。産業化、人口増加により悪化した環境を改善するために進んだ下水道整備に伴い、役目を終えた水路が埋め立てられました。

現在

かつての水路の一部は、親水公園や緑道・コミュニティ道路に生まれ変わり、緑豊かな空間を創り出しています。

また近年では、企業が地方や海外へ工場を移転・統合することなどで生じた工場跡地に、比較的大規模な都市公園が整備されています。区内最大の区立公園である葛飾にいじゅくみらい公園や、水辺と一体的な整備を行った東立石緑地公園のほか西新小岩五丁目公園（愛称：モンチッチ公園）などの様々な公園が創出されました。



四つ木めだかの小道



葛飾にいじゅくみらい公園



西新小岩五丁目公園



東立石緑地公園

(3) 緑の現状

緑被率 **18.3 %**

みどり率 **28.5 %**

(平成 30 (2018) 年度)

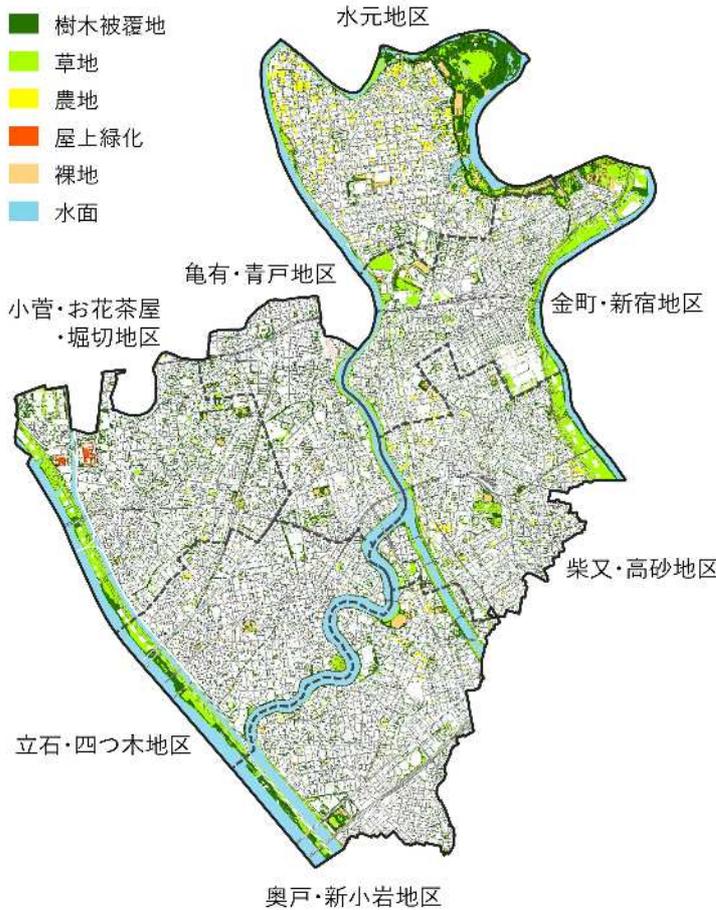
本区の緑被率は 18.3% (平成 30 (2018) 年度)、緑被面積は 637.0ha です。

前計画策定時の 14.5% (平成 10 (1998) 年度) から 3.8 ポイント、緑被面積は約 130ha 増加しています。

また、公園内の緑に覆われていない面積や河川等の水面面積を緑被面積に合計し、区全体の面積で割った値であるみどり率^{*}は 28.5% (平成 30 (2018) 年度) で、面積は 991.9ha となっています。

地区別の緑被率・みどり率

地区	区域面積 (ha)	緑被率 (%)	みどり率 (%)
水元	539	28.0	41.3
金町・新宿	496	23.3	31.3
柴又・高砂	499	18.7	26.5
亀有・青戸	355	12.3	19.3
小菅・お花茶屋 堀切	549	18.2	25.9
立石・四つ木	477	12.3	25.9
奥戸・新小岩	565	13.2	26.0
区全体	3,480	18.3	28.5



緑被地等の分布

表・図の出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書
(令和 4 (2022) 年 3 月) を基に作成

区内を 7 つに区分した地区別の緑被率は、水元公園があり農地の多い水元地区が最も高く、次いで葛飾にいじゅくみらい公園が立地する金町・新宿地区、柴又・高砂地区の順となっており、これら 3 地区は区全体の緑被率よりも高い値です。

一方で、区全体の緑被率よりも低い値の地区が 4 地区あり、小菅・お花茶屋・堀切地区、奥戸・新小岩地区の順で値が低く、亀有・青戸地区及び立石・四つ木地区は最も少なく 12.3% です。

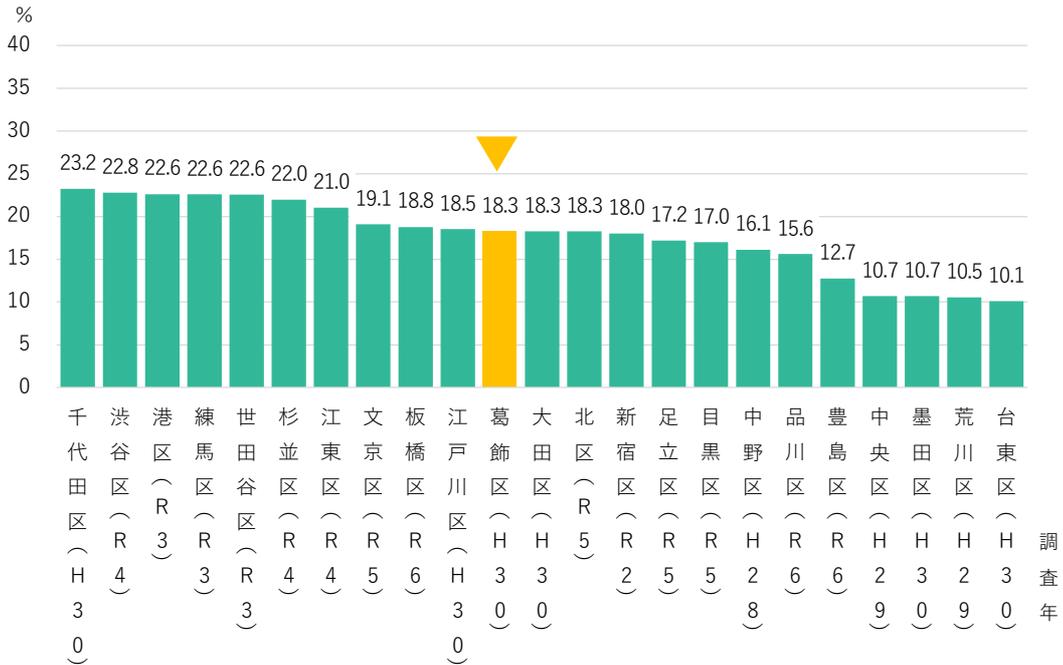
また、地区ごとで緑被率の差が大きく、最も高い水元地区と最も低い亀有・青戸や立石・四つ木の各地区の数値差は 2 倍以上となっています。

23区との比較

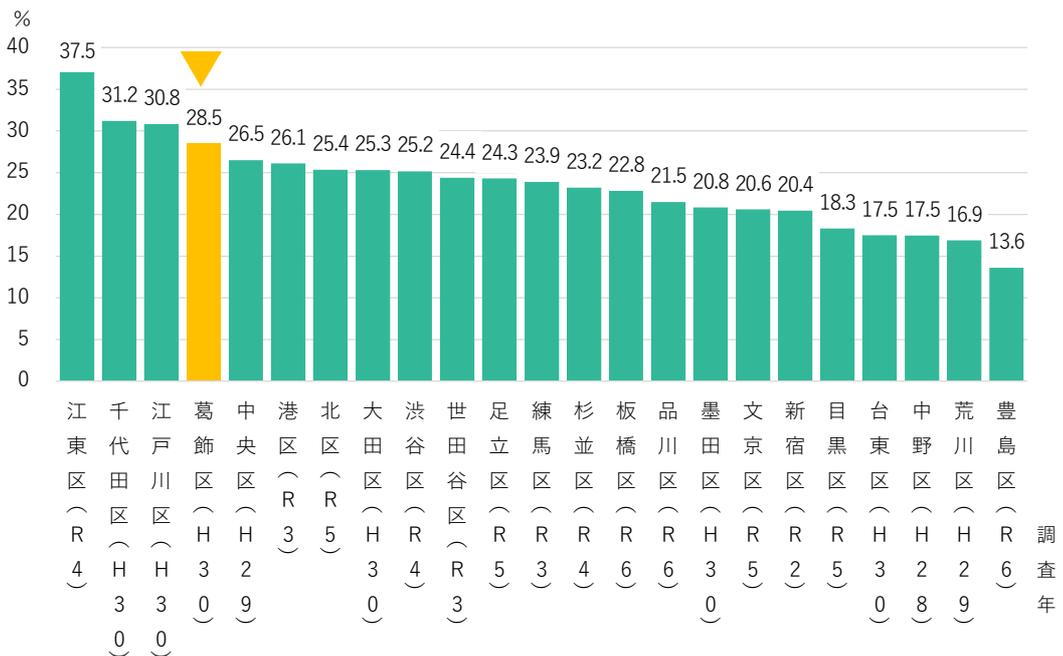
本区の緑被率は、23区中11番目、みどり率では4番目に位置しています（各区の公表資料から順位付け）。

大規模な河川があることにより、緑被率に比べてみどり率が上位となります。

緑被率



みどり率



出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書（令和4（2022）年3月）及び各区が公表している報告書等（令和6（2024）年度末時点）を基に作成

保存樹木 1,175 本 保存樹林 26 か所・35,490 m²

(令和 5 (2023) 年度末)

本区では民有地の緑を保存するため、一定規模以上の樹木や樹林を保存樹木・保存樹林として指定し、維持費用の一部に補助金を支給しています。

現在、保存樹木は 1,175 本、保存樹林は 26 か所で 35,490 m²が指定されています。

保存樹木数は 23 区で 5 番目に多いものの、近年では相続時の土地売却や維持管理に要する費用や作業負担、老木化による危険性の増大、落ち葉に対する周辺住民からの苦情といった様々な理由により伐採されることも多く減少傾向にあります。

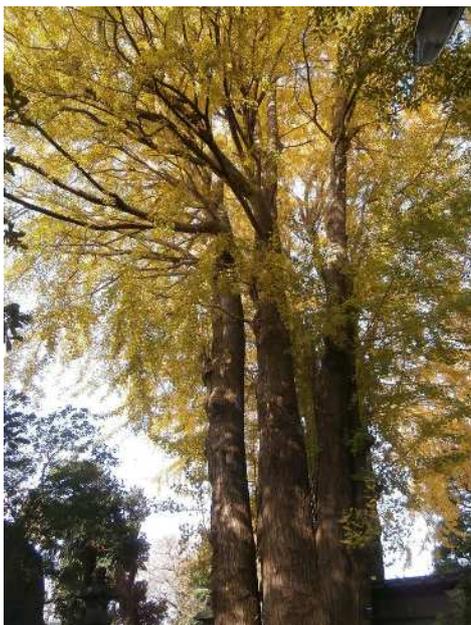
23 区の保存樹木本数※ (上位 10 区)



順位	区名	保存樹木 (本)
1	世田谷区	1,671
2	板橋区	1,652
3	杉並区	1,554
4	新宿区	1,314
5	葛飾区	1,175
6	練馬区	1,164
7	大田区	1,062
8	港区	701
9	文京区	678
10	目黒区	651

保存樹木数・保存樹林か所数の推移

※樹木保存法に基づく指定と条例等による指定の合計 (令和 5 (2023) 年度末)
出典：国土交通省都市緑化データベースを基に作成



葛西神社のイチョウ (区指定天然記念物)



金蓮院のラカンマキ (区指定天然記念物)

都市農地 約 32 ha

生産緑地地区 約 23 ha

(令和7(2025)年4月1日現在)

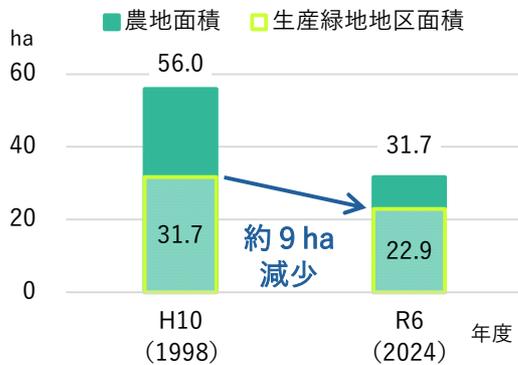
本区は23区のなかでも都市農業が現存する数少ない区の一つであり、区内には31.7haの都市農地、22.9haの生産緑地地区があります。

戦後までは農業が盛んに営まれてきましたが、昭和40年代以降は都市化・宅地化が進行し、農家数・農地面積とも急激に減少しました。

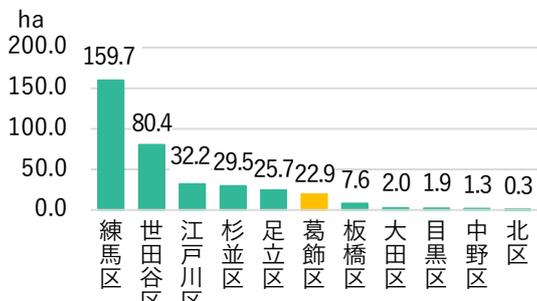
これまで生産緑地地区への指定や農業振興施策により都市農地の保全を推進してきましたが、高齢化や相続時の土地売却などにより減少が進んでいるため更なる取組が必要です。



区内の農地



農地面積の推移



23区の生産緑地地区面積

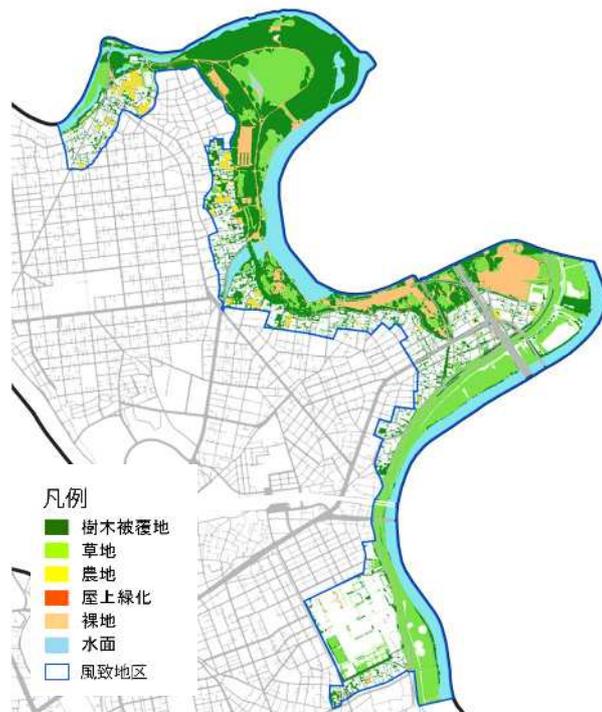
(令和7(2025)年4月1日現在)

出典：東京都生産緑地地区一覧を基に作成

風致地区 約 323 ha

水元公園、江戸川及びその周辺の323.3haは、緑や水辺など良好な自然的景観を維持する目的で「江戸川風致地区」に指定されています。

水元公園(96.7ha)のほか、農地・屋敷林・寺社林の点在により、地区内の緑被率は48.1%、水元公園を除いた場合においても35.1%となっています。農地の減少や敷地面積の小さい住宅の建設により、地区内・外で外観に大きな差がない場所も生じております。



風致地区内の緑被地等の分布

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書(令和4(2022)年3月)を基に作成

公園 **315** か所
約 **204** ha

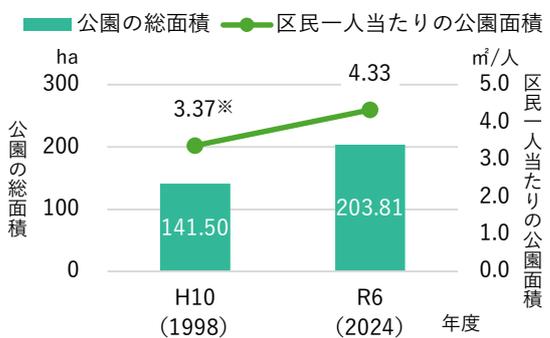
区民一人当たり
の公園面積

4.33 m²

(令和7(2025)年4月1日現在)

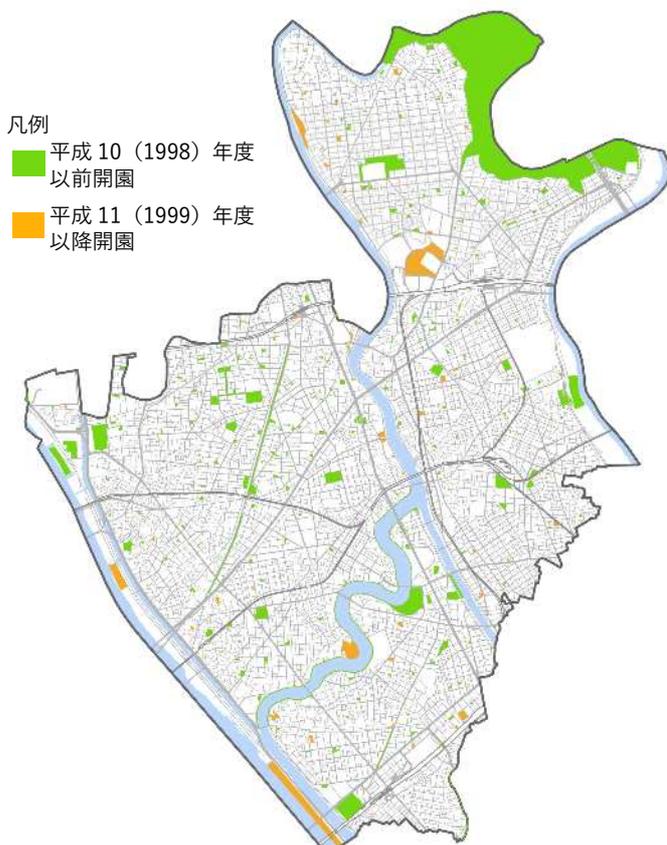
区内の都市公園等は、315 か所、総面積 203.8ha であり、前計画策定時から 33 か所、62.3ha の増加、区民一人当たりの公園面積は約 1 m²増加しています。要因は河川敷や水辺、工場跡地での公園整備などにより、比較的規模の大きな都市公園が整備されたことが挙げられます。

一方で、「葛飾区公園・河川等総合管理計画」において改修時期の目安とされている開園後 40 年以上が経過している公園が約 55% を占め、既設公園の老朽化対応が必要となっています。また、樹木が育ったことによる過密化が原因の生育不良や老木などへの対応が必要となっています（詳細は p.75 参照）。



公園面積、区民一人当たりの公園面積の推移

開園からの経過年数ごとの公園等(区立)か所数



公園等の分布



整備直後の様子



現在の様子

曳舟川親水公園

区道の街路樹（高木）

8,958 本

（令和7（2025）年4月1日現在）

本区が管理する区道には 8,958 本の高木が街路樹として植栽されています。また、水路跡地を中心に中低木が植栽された緑道が整備されてきました。

整備からの時間の経過と共に、狭い植栽空間や強剪定等による生育不良や樹形の乱れ、老木化に伴う枝折れや倒木の危険性の増大、根上がりによる舗装の損傷などの課題が顕在化するなか、葛飾区街路樹管理計画に基づき、樹木点検・診断、生育環境の改善、樹形の再生などの取組を推進しています。



区内の道路植栽



課題分布図

出典 葛飾区街路樹管理計画



樹木の根上がりで縁石が凸凹になった歩道



既存木を残しながら街路樹の更新を行った堀切四季のみち

緑化計画^{※1}により創出した緑 約 89 ha

(平成 10 (1998) 年度～令和 6 (2024) 年度)

平成 17 (2005) 年 10 月から緑化計画^{※1}の届出制度が義務化され、年間で平均すると 117 件^{※2}の届出があり、4.3ha^{※2}の緑が創出されています。

また、前計画策定時の平成 10 (1998) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 25 年間で、88.9ha の緑が創出されており、これは葛飾にいじゅくみらい公園約 12 個分の面積に相当します。

※1 緑化計画

緑化を推進し良好な環境を実現するため、一定面積の敷地内で建築行為等を行う場合は葛飾区緑の保護と育成に関する条例に基づき、緑化と緑化計画の届出を義務付ける制度

※2 平成 18 (2006) 年度から令和 6 (2024) 年度までの平均

※ 件数、面積は全て計画届出ベース。建築物等の建替や増築なども対象としているため、同一敷地内で複数回届出される場合あり。



緑化計画に基づき創出された緑
(イムス東京葛飾総合病院)

緑化に対する補助 (生垣) 約 7,900m を創出

(昭和 58 (1983) 年度～令和 6 (2024) 年度)

民有地の緑化推進のために行っている、生垣造成や屋上緑化・壁面緑化に対する補助により、昭和 58 (1983) 年度～令和 6 (2024) 年度までの期間に生垣 7,926.9m が創出されました。一方で、9 割以上が平成 19 (2007) 年度以前の実績であり、過去 5 年間は平均 21.4m/年となっています。

区民が生み出すまちの小さな緑

区内では、店先や玄関先を彩る小さな花や緑もいたるところで見られます。これらの花や緑は、個々の面積が小さいため、緑被率の数値には現れないものもありますが、潤いある街並みをつくる大切な緑の一つです。



店先や玄関先を彩る小さな緑

(4) 水辺の現状

河川の総延長 34,770 m
(一級河川・準用河川計)
(令和6 (2024) 年4月1日現在)

水面の面積 約 306 ha
(令和3 (2021) 年度)

本区は、東を江戸川、西を荒川・綾瀬川、北を大場川・水元小合溜に囲まれ、さらに中央部に中川・新中川が流れ、豊かな水辺に囲まれ、河川の総延長は一級河川 31,170m、準用河川 3,600m です。

水面の面積は 306.1ha で、江東区、江戸川区、大田区に次いで 23 区で 4 番目の広さを擁しています (東京都「東京の土地利用 令和3年東京都区部」より)。

また、かつての水路の一部は、親水公園や緑道・コミュニティ道路として再整備されています。

区内の主な水辺

河川



江戸川



荒川



綾瀬川



大場川



水元小合溜 (水元公園)



中川と新中川

親水公園



曳舟川親水公園



西井堀せせらぎパーク

自然保護区域 2 か所 自然再生区域 6 か所

(令和7(2025)年4月1日現在)

本区では、自然環境の保護と回復を図るため、「自然保護区域」及び「自然再生区域」を指定し、水辺の自然環境や動植物の生息環境を保全しています。

また、水元小合溜では、高度成長期後の水質悪化、護岸整備による湿生植物の減少などの問題解決のため、水質改善事業を実施し、現在は環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。

さらに、自然保護区域でもある大場川は、「利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画(東京都管理区間)」に基づき、堤防の強化を図るとともに、生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全を進めることとなっています。



自然保護区域・自然再生区域の指定状況

船着場 5 か所

(令和7(2025)年4月1日現在)

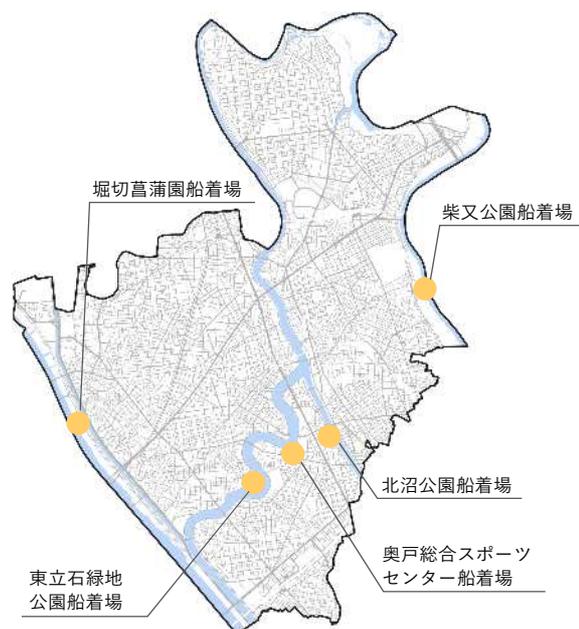
本区では、船着場条例に基づき5か所の船着場を設置しています。

平常時は舟運や観光を目的とした水上バスなどの発着場、災害時は人や緊急物資を運ぶための水上輸送拠点となる施設です。

しかしながら、平常時はあまり活用されていない状況です。



堀切菖蒲園船着場



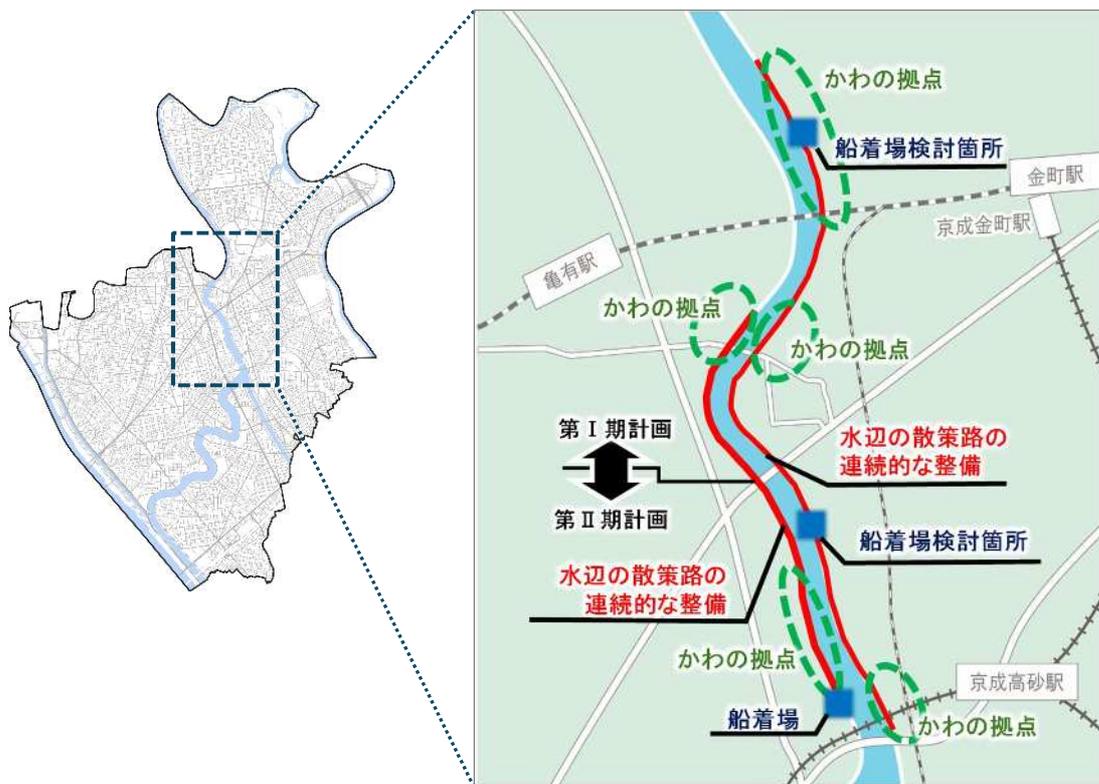
船着場の位置

新しい動き 中川かわまちづくり

本区では、中川や江戸川などに隣接する土地を活用し、河川と一体となった公園の整備を進めるとともに、中川の七曲り区間では、東京都施行の護岸工事に合わせて親水テラスが整備されるなど、国や都と連携して水辺の整備に取り組んできました。

また、令和5（2023）年8月に国土交通省のかわまちづくり支援制度に「葛飾中川かわまちづくり計画」が登録されました。

中川の高砂橋から上流において、河川・水辺空間の賑わい創出を図るため、本制度を活用して、国が行う水辺の散策路等の整備に加え、ハード面やソフト面で様々な施策を行い、身近に感じることができるとともに、水辺空間の整備を進めていきます。



葛飾中川かわまちづくり計画の範囲



整備イメージ（拠点整備箇所）



整備イメージ（水辺の散策路）

出典：葛飾区 HP 葛飾中川かわまちづくり計画について

(5) 緑・水辺をはぐくむ活動

緑・水辺に関わる活動団体 184 団体

(令和7 (2025) 年1月1日現在)

本区では、花いっぱいのまちづくり活動、公園等の自主管理など、緑、花、公園に関わる区民との協働を幅広く展開しています。

近年は、担い手の高齢化が進んでおり、活動継続のための環境づくりや参加者のすそ野の拡大が必要となっています。

<184 団体の構成>

主に区民で構成され、区内の緑・水辺で活動する団体

- ・花いっぱいのまちづくり活動を担う団体
- ・公園等の自主管理を担う団体
- ・自然環境団体
- ・荒川クリーンエイド

緑をはぐくむ主な活動

花いっぱいのまちづくり活動



駅前広場や道路、公園など多くの人が行き交う場所が花で彩られるよう、花壇づくりに取り組んでいます。

緑化推進協力員



緑化に関する知識の普及、啓発に関する実践活動に取り組むほか、地域緑化のリーダーとして、区民と協力した緑化活動、区の事業への参加・協力を行っています。

公園等の自主管理



区と協定を結び、地域で公園・児童遊園の清掃や除草などの作業、利用者の見守りに取り組んでいます。

水辺をはぐくむ主な活動

荒川クリーンエイド



NPO や行政などが協力し、ごみを拾うことを通じて自然豊かで美しい荒川を取り戻す活動です。
荒川沿川の市区、市民団体、企業、河川利用団体等がごみ拾いに参加しています。

河川水質調査体験



自然環境の保全や生活排水に配慮できる意識を、子どもたちが育むことを目的として、河川の水質調査体験を実施しています。



花いっぱいのまちづくり、全国みどりと花のフェアかつしか

本区では、自治町会や緑化推進協力員などの協力を得ながら、区内各所で花いっぱいのまちづくり活動が行われており、平成 25（2013）年以降の葛飾区基本計画においては、活動の拡大による“ふるさと葛飾”に誇りと郷土愛を持つ区民のさらなる増加を期待し、重点プロジェクトに位置付けられました。

以降、かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会を設置し、花壇コンクールの開催や情報発信などを行ってきました。また、公共空間への花の新たな展開方法を具体化するため、プロジェクトチームを立ち上げ、フラワーメリーゴーランド®を開発し、後に特許を取得しました。区内のほか他自治体などでの設置も進んでおり、TOKYO2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催中には、聖火台が置かれた都立のシンボルプロムナード公園内にも設置され、大会を盛り上げました。



大会レガシーとして再設置された有明聖火台の周りを彩るフラワーメリーゴーランド®

これら「花いっぱいのまちづくり推進プロジェクト」の取組を区内外に広く発信するとともに、みどりと花を通して様々な社会課題を解決し、持続可能で発展し続ける、本区ならではのまちづくりを推進していくことを目的に、区全域を使った大型緑化イベント「全国みどりと花のフェアかつしか」を令和 8（2026）年度に開催することとなりました。本フェアでは、若い世代の花壇活動への参加機会の提供や、花いっぱいの活動の担い手の増加、景観の美化による地域への愛着を高めるとともに環境保護への意識向上を目指します。全国からご来場いただけるよう、フェアの内容や広報を検討し実施するとともに、本フェアを契機として花いっぱいのまちづくりがレガシーとなっていくよう、区と地域住民及び事業者等との連携、協働事業が継続・進化できるよう多方面で取り組んでいきます。



↑ サテライト会場（曳舟川親水公園広場ゾーン）に整備予定の花壇イメージ図
← メイン会場（葛飾にいじゅくみらい公園）会場全体イメージ図

3 課題と方向性

(1) 課題

計画を取り巻く動向、区の概況及び緑・水辺の現状から、特に重要となる5つの課題を抽出しました。

① 計画を取り巻く動向への対応

持続可能な都市づくりに向け、緑・水辺を守り生かすことが重視されつつあり、グリーンインフラ、Well-being、生物多様性の確保、ネイチャーポジティブ、都市公園・水辺空間の活用、都市農地の保全と活用などに対応する取組の充実が必要

- ・かつては都市化の進展に合わせて不足する緑、公園の量を確保することが重視されてきたが、少子高齢化の進行に伴い、都市づくりに関わる政策が大きく転換

② 緑・水辺の保全と地域特性に応じた緑の創出

都市農地、保存樹木などの保全が必要

緑被率が低い地区における緑化の促進や既存の緑の育成など、地域特性に応じ、身近な場所での緑の創出を進めることが必要

- ・食料生産のほか防災上重要な役割を担う都市農地や生産緑地地区、短期間では育たない大木である保存樹木が減少
- ・水元地区における農地の減少は、地区住民も認識
- ・土地利用や大規模公園の有無を背景に地区ごとの緑被率の差が大きく、居住者の緑の満足度にも影響
- ・緑化計画のほか、生長に伴う樹冠の拡大も緑の増加に寄与
- ・区民も木陰をつくる大きな樹木が増えることを期待

3 区政課題に対応した緑・水辺の確保・活用

地域の魅力創出や防災、環境などの様々な課題を解決するため、緑・水辺の確保・活用が必要

- ・地震に対する危険度の高さや水害等に対応できる防災まちづくり
- ・豊かな水辺がもたらす生物多様性の確保、健康長寿、子育て、ゼロエミッション、観光文化の振興への寄与など

4 緑・水辺に関する施設の老朽化や樹木の適切な管理

公園や河川等、施設の老朽化への対応が必要

公共空間や公共施設の植栽の老木化、生育不良などへの適切な対応・管理が必要

- ・開園から40年を経過している公園をはじめ、水辺の施設の老朽化が進行
- ・街路樹、公園樹木等の生育不良や大木化・老木化に伴う様々な課題が顕在化
- ・区民は公共の緑の維持管理の充実、水辺に近づきやすくなるような施設の整備や改修、古くなった公園のリニューアルなど、既存の緑や施設の改良を期待

5 少子高齢化、ライフスタイルの多様化を踏まえた協働の促進

緑化、公園の自主管理などの担い手の高齢化、区民の意識やライフスタイルの変化や多様化を捉えた協働施策の展開が必要

緑・水辺の利用を通じた関心喚起、活動の取組をイメージできる体験機会の創出などが必要

- ・花いっぱいのまちづくり活動をはじめ、緑や花に関わる区民との協働の取組は、本区における大きな成果
- ・担い手の高齢化に対応するため、活動継続のための環境づくり、参加者のすそ野を広げていくことが必要
- ・区民意識として、協働の必要性は認識しているが、取り組みたいことを具体的にイメージできていない

(2) 方向性

① 全体的な方向性

量的拡大から地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出による地域らしさ、魅力、安全の向上を重視する段階への移行

樹木の生長や、民有地の緑化を誘導する取組などにより、区内全体で緑被面積は増加しました。また、比較的大規模な都市公園や水辺の公園が複数整備されたことを背景に、公園面積も増加しています。

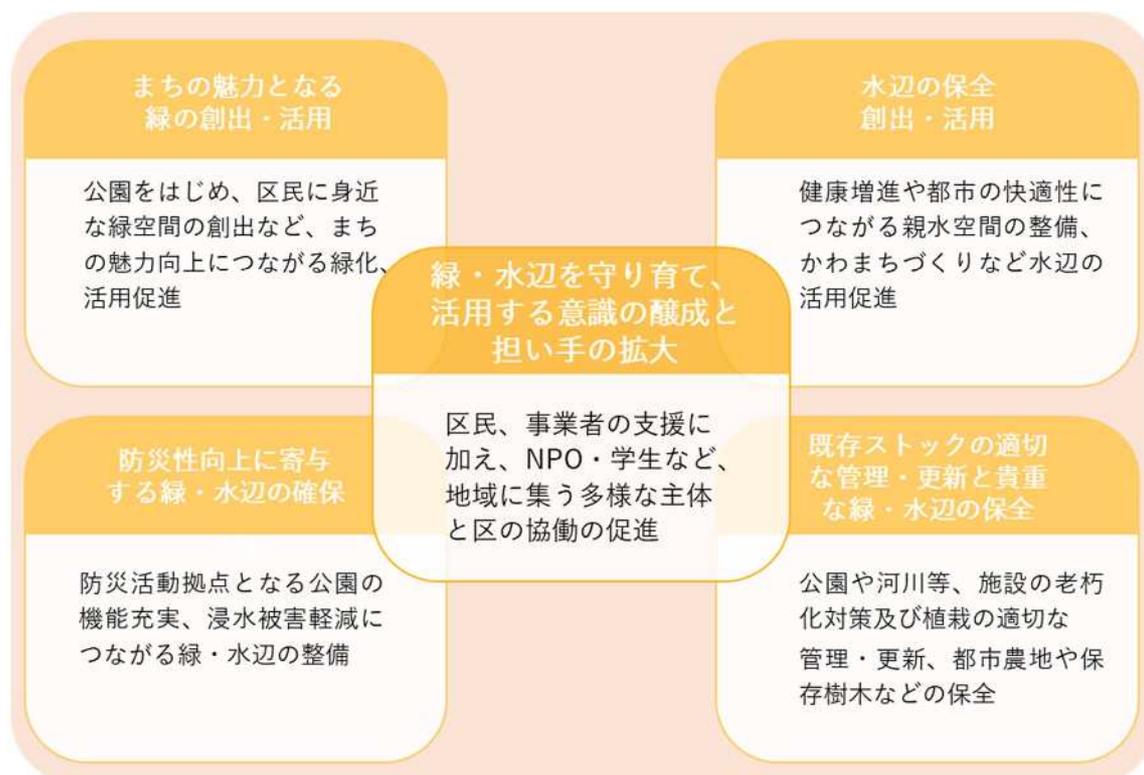
一方で、緑被率の少ない地区があることや、都市農地、保存樹木の減少などを踏まえ、緑の量に関する施策も継続する必要があります。区民や事業者等の緑や水辺に対する理解が必要不可欠となります。

さらに、緑・水辺の活用や、その機能を地域の様々な課題解決に生かすことなど、量以外の側面について対応の必要性が拡大しています。

今後は、地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出に向けた取組を通じた、地域らしさ、魅力、安全の向上に向け、区民や事業者等の水と緑に対する一人ひとりの意識を高め、協働で施策を進めていくことが重要です。

② 特に重視する視点

課題と全体的な方向性を踏まえ、特に次の5点を重視します。



第3章

緑・水辺の将来像と目標

1 将来像

葛飾区基本構想（令和3（2021）年7月）の将来像、葛飾区都市計画マスタープラン（令和5（2023）年12月）のまちづくりの基本理念と目標、全体的な方向性や特に重視する点を踏まえ、本計画において目指す緑・水辺の将来像を次のように定めます。

みんなではぐくむ 水と緑で つながる かつしか

区民と守り育てた水と緑を未来に引き継ぐとともに、水と緑の利活用を促進することにより、安全で快適に暮らし続けられるまちをつくり、生活の質やまちの魅力向上につなげていきます。

2 目標

目標1

水と緑豊かなまちの実現

緑・水辺の保全、緑化推進や公園整備など、あらゆる取組により、みどり率の向上を図ります。

指標

- みどり率 **30%**

目標2

水と緑に関する区民満足度の向上

緑・水辺の保全・創出・活用に関わる取組の成果として、緑の豊かさや水辺の親しみやすさを実感する区民を増やしていきます。

指標

- 緑と花の豊かさを感じる区民の割合 **75%**
- 水辺が親しめる空間になっていると感じる区民の割合 **65%**

目標3

水と緑に関する利活用の促進

区民が緑・水辺をより利用し、活動する機会を増やすことで、生活の質の向上につなげていきます。

指標

- 緑に触れる機会を持つ区民の割合、区内の水辺を利用する区民の割合の平均値 **75%**
- 緑・水辺に関する活動団体数 **+30団体**

指標及び目標値の考え方

目標 1 水と緑豊かなまちの実現

指標 みどり率 **30%**

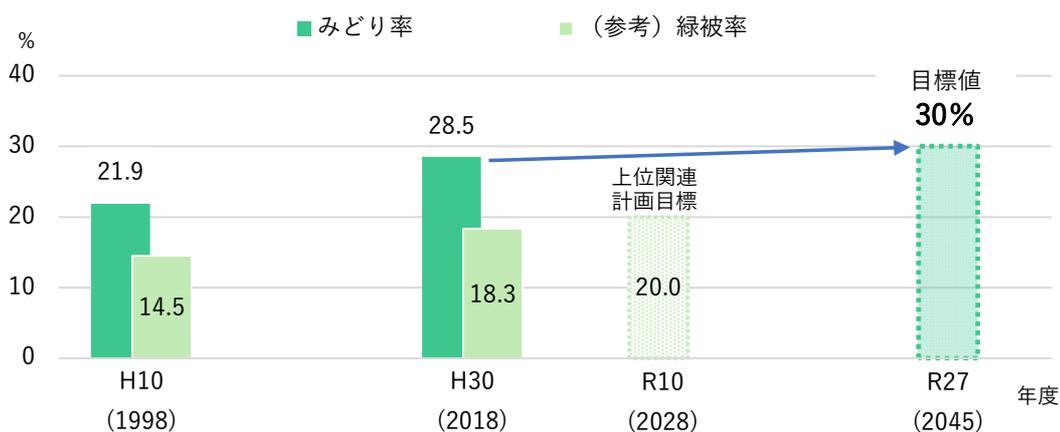
上位計画である葛飾区都市計画マスタープランや、関連計画の葛飾区環境基本計画においては緑被率 20%が目標とされており、平成 10（1998）年からの 20 年間に於いて、大規模な公園整備などにより緑地面積が増加し、緑被率は 14.5%から 18.3%まで上昇しました。

一方、本区は複数の河川に恵まれ、河川空間は魅力の一つとなっています。水面面積は区面積の 8.6%を占め、これまでも荒川や江戸川の河川敷を活用するとともに、近年は中川の七曲り区間において親水テラスが整備されるなど、水辺の利活用に取り組んでいます。

また、東京都では平成 12（2000）年度に策定した緑の東京計画において、みどり率を指標とし、平成 29（2017）年度策定の都市づくりのグランドデザインの指標にも採用しています。

これらを踏まえ、今後も水辺の利活用を進めるとともに、緑・水辺の保全や緑化推進、公園整備等を総合的に進める観点から「みどり率」を新たな指標とします。

指標	現状値 (平成 30 年 (2018) 度)	目標値
みどり率	28.5%	30%
(参考) 緑被率	18.3%	20%



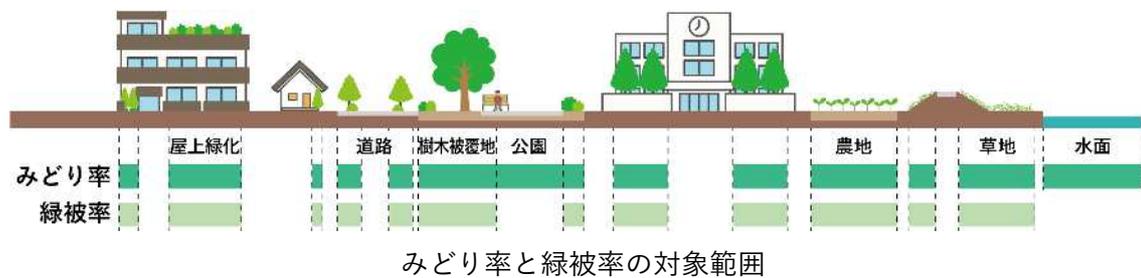
令和 6（2024）年度の都市緑地法改正に伴う国土交通省都市緑地法運用指針において市街化区域における緑被率の目標を 3 割以上とすることなどが掲げられましたが、本区では、都市化が進み、これまでと同水準での新たな緑地の確保が困難な状況にあります。

このため、本計画の計画期間である 20 年間に於いては、公園や都市計画道路、公共施設の整備時における緑化や既存樹木の健全育成による公共空間での緑の創出・維持を進めます。

また、区民、事業者等一人ひとりの緑に対する意識を高めることで、民有地内においても駅前開発における緑の創出や、店先・住宅地等まちの中の小さな緑を区内各所で創出していきます。加えて、減少傾向にある都市農地や保存樹木・樹林を保全するための積極的な働きかけや支援など、区民、事業者等、区が連携してあらゆる取組を進めることでみどり率30%を目指します。

◆ みどり率とは

緑被率（区全体の面積に対する「樹木被覆地」「草地」「農地」「屋上緑化」の緑で覆われた部分の面積の割合）に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたものです。



目標 2

水と緑に関する区民満足度の向上

指標

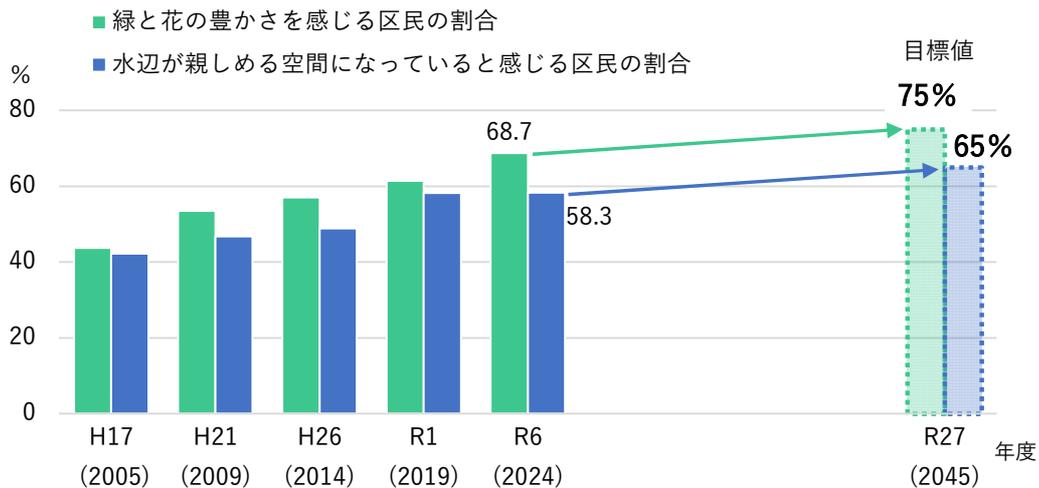
緑と花の豊かさを感じる区民の割合 **75%**

水辺が親しめる空間になっていると感じる区民の割合 **65%**

公園整備などのハード面の取組とそれに伴う緑・水辺の利用者の増加、緑・水辺を育む活動の展開などソフト面の取組の総合的な成果となる区民の満足度を指標とします。

指標	現状値 (令和 6 (2024) 年度)	目標値
緑と花の豊かさを感じる区民の割合*	68.7%	75%
水辺が親しめる空間になっていると感じる区民の割合*	58.3%	65%

※「葛飾区政策・施策マーケティング調査」(平成 17 年度調査開始)



多様な情報発信や緑・水辺に関する様々な取組により、区民の身近な緑・水辺に対する興味・関心や満足度を高めていきます。

緑については、公共空間における緑の育成をはじめ、民有地の緑の保全や緑化、花いっぱいのみちづくりなどの取組を進め、緑と花の豊かさを感じる区民の割合 75%の達成を目指します。

また、区民が水辺を身近に感じ、利用する機会を増やしていくとともに、河川・水辺のレクリエーション活動拠点の機能充実、利用環境整備を進め、水辺が親しめる空間になっていると感じる区民の割合 65%の達成を目指します。

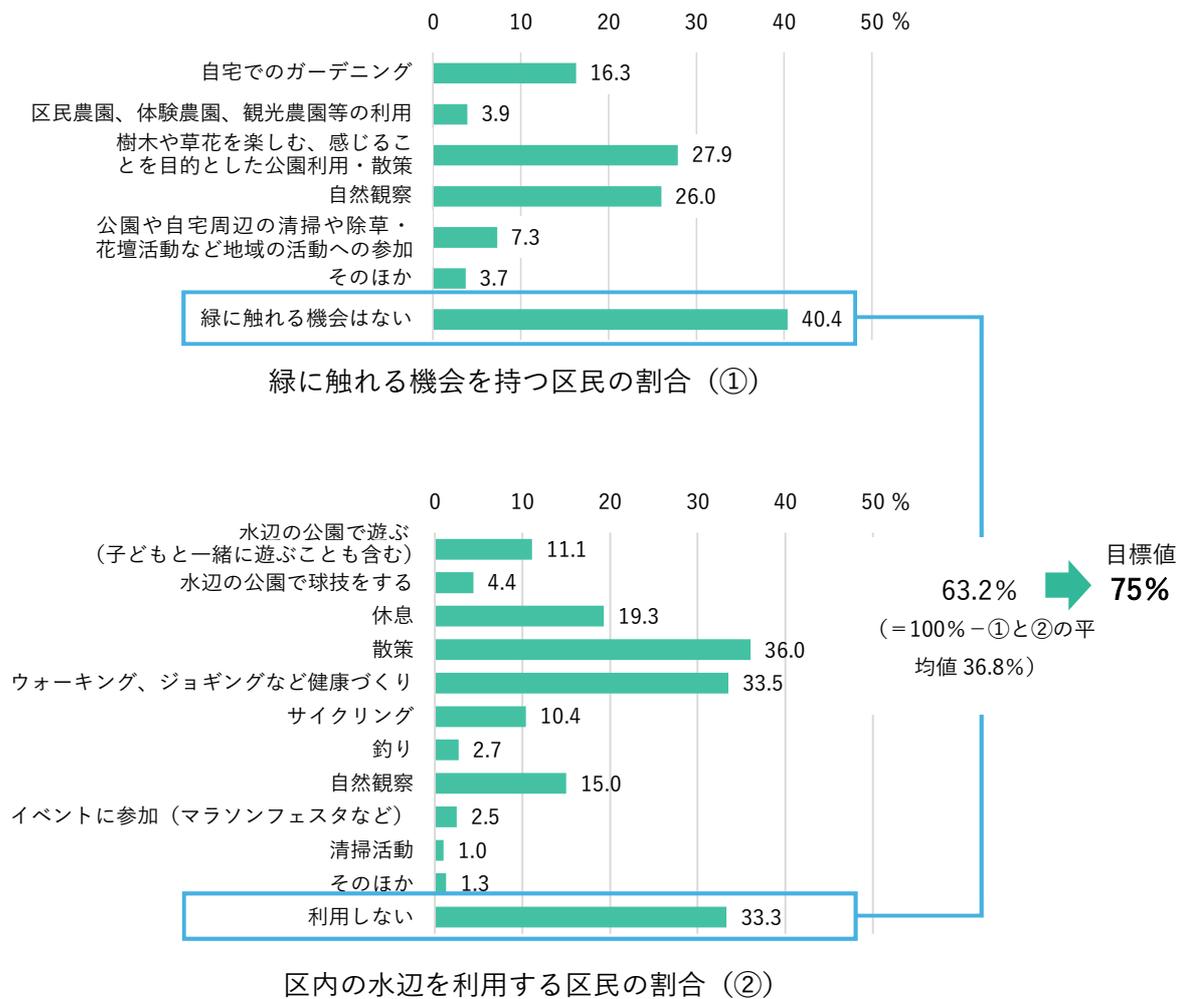
目標3 水と緑に関する利活用の促進

- 指標① 「緑に触れる機会を持つ区民の割合」と「区内の水辺を利用する区民の割合」の平均値 **75%**
- 指標② 緑・水辺に関わる活動団体数 **+30 団体**

① 「緑に触れる機会を持つ区民の割合」と「区内の水辺を利用する区民の割合」の平均値
 緑・水辺への興味・関心が高まっているか、また、利用しやすく身近なものとなっているかを把握するため、緑・水辺を利用する区民の割合^{*}を指標とします。

^{*}全体（100%）から「触れる機会はない」または「利用しない」と回答した区民の割合を引いた値

指標	現状値 (令和6(2024)年度)	目標値
「緑に触れる機会を持つ区民の割合」と「区内の水辺を利用する区民の割合」の平均値	63.2%	75%



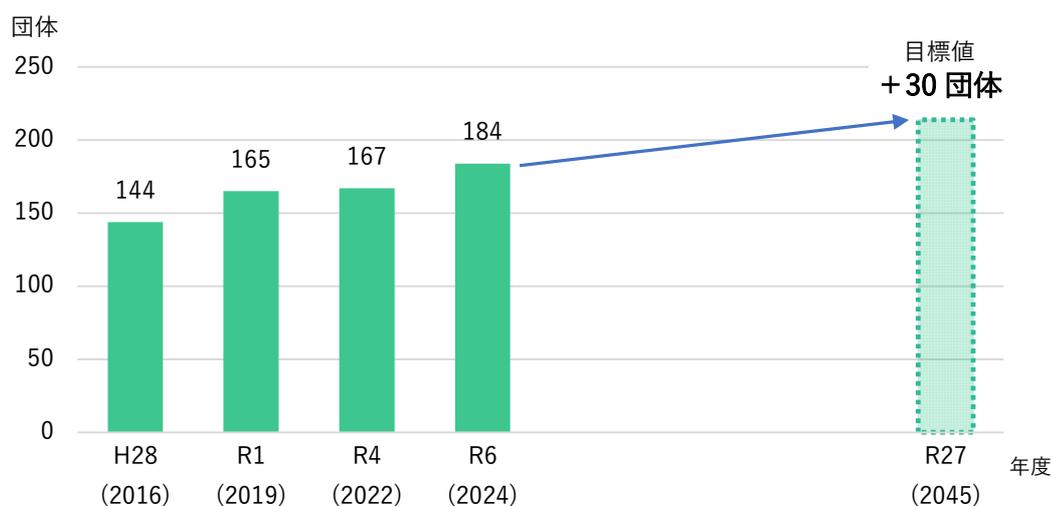
身近な緑や水辺を増やし、利活用しやすい環境を整えるとともに、関心のない区民に対する情報発信やイベントなど様々な取組を進めることで、「緑に触れる」「水辺を利用する」区民の割合の平均値 75%の達成を目指します。

② 緑・水辺に関わる活動団体数

緑・水辺が活動の場として利活用され、将来像の「みんなではぐくむ」を担う団体が増えているかを把握するため、緑・水辺に関わる活動団体数を指標とします。

活動団体とは、主に区民で構成され、区内の緑・水辺で活動する団体として所管課などに申請、登録し、活動のための支援などを受けている団体のことです。

指標	現状値 (令和6年(2024)度)	目標値
緑・水辺に関わる活動団体数	184 団体	+30 団体



これまでの活動を広め、継続を支えていくとともに「全国みどりと花のフェアかつしか（令和8（2026）年度開催予定）」や「中川かわまちづくり」を契機に緑・水辺への興味関心を喚起し、情報発信や活動の体験機会などの創出により、新たな活動へとつなげていくことで、活動団体を30団体増やすことを目指します。

3 方針

方針 1 地域の魅力を高める緑づくり

公園の整備や管理、道路をはじめとした公共空間の緑化や、街づくりを通じた緑の創出、花いっぱいのまちづくり活動、都市農地の保全・活用などに区民、事業者等と共に取り組み、まちの魅力を高めていきます。

方針 2 地域の魅力を高める水辺づくり

河川・水辺を区民が親しめる空間とするとともに、区民、事業者等との協働により水辺の活用を促進し、賑わい創出に取り組むことでまちの魅力を高めていきます。また、貴重な自然環境として生きものの生息・生育環境の維持・保全を図ります。

方針 3 地域の安全を支える緑・水辺づくり

自然災害に強いまちを支え、防災・減災等の多様な効果を生む緑とオープンスペースの充実を図ります。また、区民の財産である緑・水辺を次世代につないでいくため、公園や街路樹などの緑と河川空間などの水辺の適切な維持管理を行っていきます。

方針 4 緑・水辺でつなぐ人づくり

区民をはじめとする多様な担い手による様々な活動により、人のつながりやコミュニティづくり、まちづくりへの主体的な参加につなげていくため、活動の場や機会を創出することで活動を後押ししていきます。

4 緑・水辺の将来イメージと配置方針

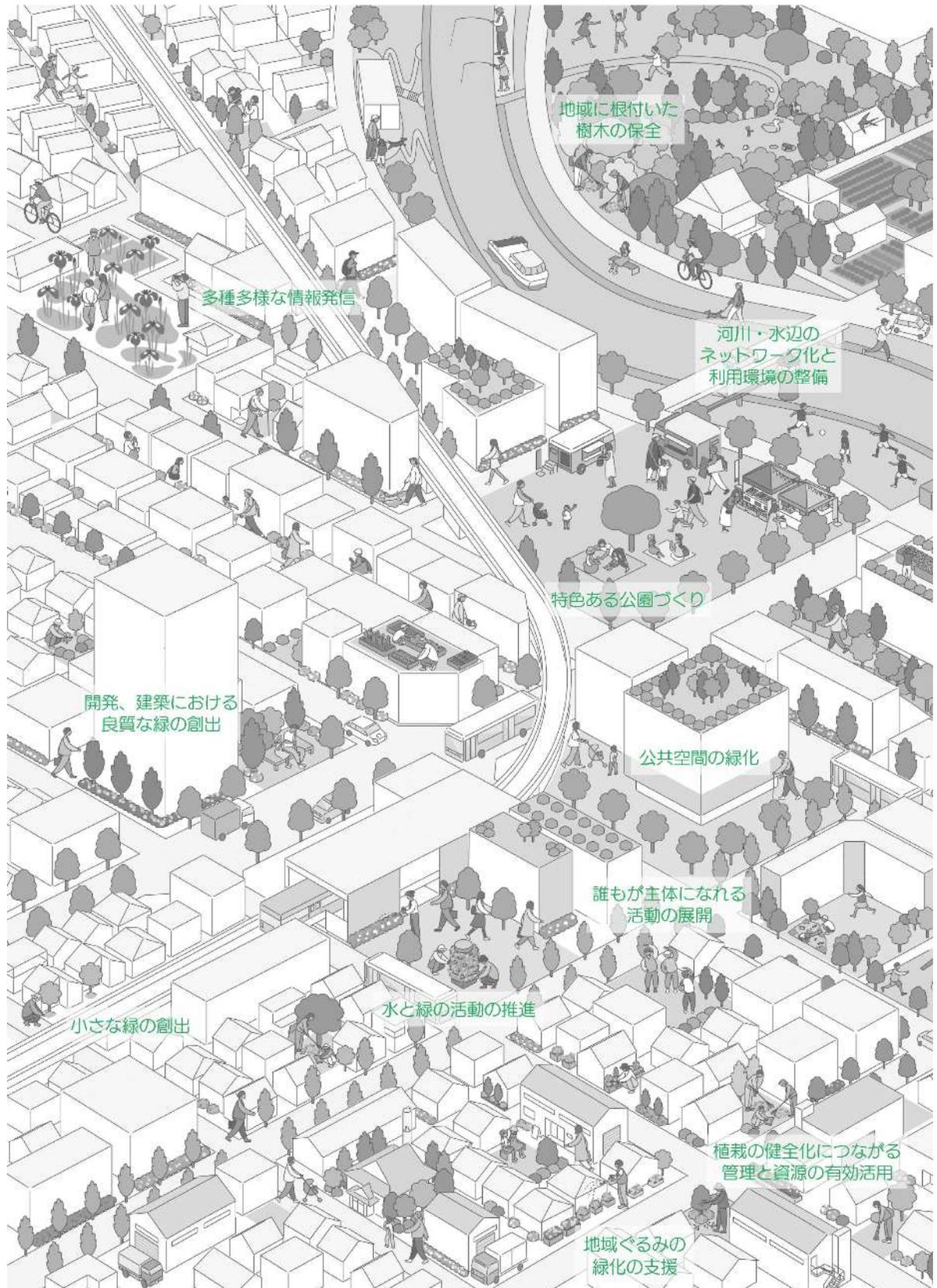
(1) 将来イメージ

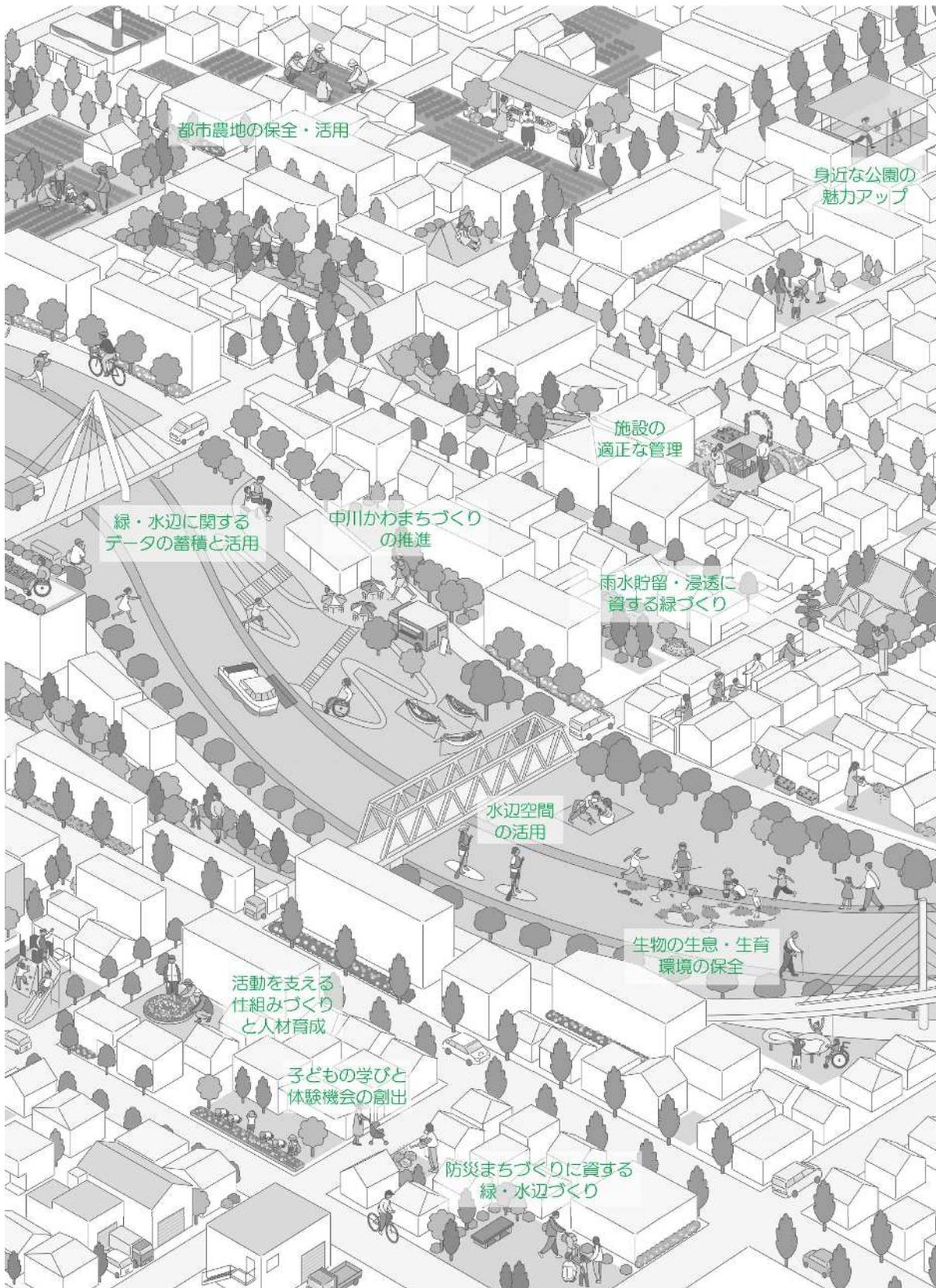
将来像、目標が実現された 20 年後の理想の緑・水辺のイメージは次のとおりです。





前頁で示した将来イメージに対応する施策は次のとおりです。(p.52、53 参照)





(2) 配置方針

葛飾区都市計画マスタープランに示された「緑と水辺の整備、景観形成方針図」を基本としつつ、区全体の水と緑の骨格と拠点、地域の特性に応じた緑・水辺の保全・創出を進めるための指針となる配置方針を次のように定めます。



緑・水辺の配置方針

①区全体をつなぐ水と緑

区内の水と緑の骨格となる河川空間や幹線道路を軸として、水と緑のネットワークを形成し、緑・水辺の機能を発揮させていくことで、潤いのある景観形成、生きものの生息・生育環境の保全などにつなげていく。



河川・水辺のネットワーク



緑のネットワーク

②拠点 様々な主体により緑・水辺の維持・創出に取り組み、地域らしさ、魅力、安全の向上につなげていく拠点とする。



水と緑の拠点

水辺の利活用拠点



緑豊かな街並み形成を目指す駅前拠点



船着場



中川かわまちづくりの拠点

③ネットワーク コミュニティ道路や緑道、川沿いの散策路や親水テラスをネットワークに位置付け、暑さを和らげる緑陰形成や良好な景観形成、レクリエーションなどの機能を高めていく。



地区レベルの緑のネットワーク



水辺のネットワーク

④土地利用の特性を踏まえ緑の保全・創出を図るエリア

地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出を進め、様々な主体の取組によって緑・水辺を身近に感じられるまちをつくっていく。



農地と調和した、緑豊かでゆとりある住宅地を目指すエリア



都市環境の保全を図る区域



緑を維持、育成し、緑の豊かさを感じられる住宅地を目指すエリア



市街地の良好な景観の形成を図る区域



小さな緑を創出し、緑豊かな街並み形成を目指すエリア



公園配置を検討するエリア



住工が調和しつつ、小広場や小さな緑の創出により、身近な緑の充実を目指すエリア



農地保全を重点的に推進するエリア



河川



河川敷



一定規模を有する公園

第4章

緑・水辺に関する施策

1 施策体系

将来像

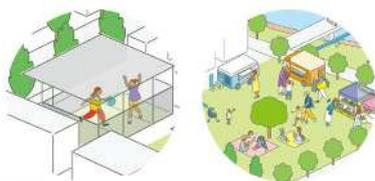
みんなではぐくむ

方針1

地域の魅力を高める緑づくり

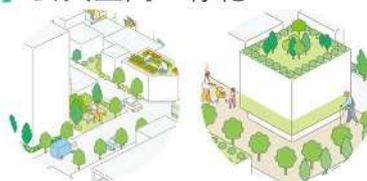
施策 1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用

- 【1】身近な公園の魅力アップ
- 【2】特色ある公園づくり



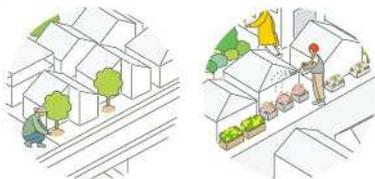
施策 1-2 街づくりを通じた緑の創出

- 【1】開発、建築における良質な緑の創出
- 【2】公共空間の緑化



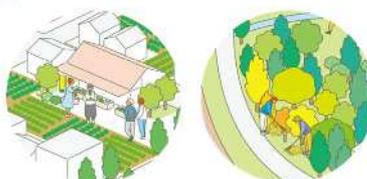
施策 1-3 魅力ある小さな緑の創出

- 【1】小さな緑の創出
- 【2】地域ぐるみの緑化の支援



施策 1-4 都市農地と地域に根付いた樹木の保全

- 【1】都市農地の保全・活用
- 【2】地域に根付いた樹木の保全



方針4

緑・水辺でつなぐ人づくり

施策 4-1 緑・水辺をはぐくむ活動の推進

- 【1】水と緑の活動の推進
- 【2】活動を支える仕組みづくりと人材育成



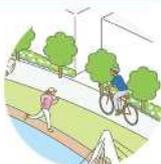
水と緑でつながる かつしか

方針2

地域の魅力を高める 水辺づくり

施策 2-1 水辺に親しめる 空間の充実

- 【1】 河川・水辺の
ネットワーク化と
利用環境の整備



施策 2-2 水辺空間の活用

- 【1】 中川かわまちづくり
の推進
- 【2】 水辺空間の活用



施策 2-3 水辺の自然環境保全

- 【1】 生物の生息・生育
環境の保全

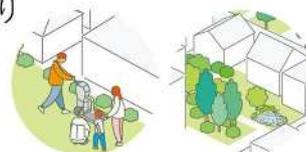


方針3

地域の安全を支える 緑・水辺づくり

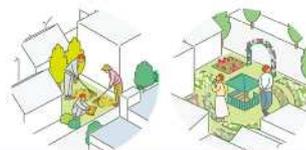
施策 3-1 まちの安全を支える 緑・水辺づくり

- 【1】 防災まちづくりに資する
緑・水辺づくり
- 【2】 雨水貯留・浸透に資する
緑づくり



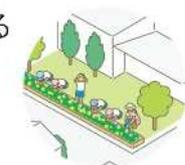
施策 3-2 緑・水辺の施設の 適正管理

- 【1】 植栽の健全化につながる
管理と資源の有効活用
- 【2】 施設の適正な管理



施策 4-2 未来の担い手づくり

- 【1】 誰もが主体になれる
活動の展開
- 【2】 子どもの学びと
体験機会の創出



施策 4-3 魅力が伝わる情報発信

- 【1】 多種多様な情報発信
- 【2】 緑・水辺に関する
データの蓄積と活用



2 施策

方針 1 地域の魅力を高める緑づくり

施策 1-1

魅力ある公園づくりと公園の利活用

徒歩圏を考慮した公園の適正配置を進めるとともに、地域住民の意見を取り入れながら、利用者ニーズに応じた魅力ある公園づくり、管理運営・活用を、地域住民をはじめとする様々な主体と連携して進めていきます。

取組の方向性【1】 身近な公園の魅力アップ

区民に身近な公園について、地域特性を踏まえ地域住民の意見を取り入れながら、より質を重視した利用しやすい場としていきます。

取組① 誰もが利用しやすい公園づくり

- 公園等の計画的な改修を通じ、施設、植栽によって個々の公園の特徴を明確にし、魅力を高めていくとともに、利用環境の向上を図ります。
- 多様な利用者に配慮した安全・安心な公園づくりを進めます。



改修工事の例（堀切東公園）



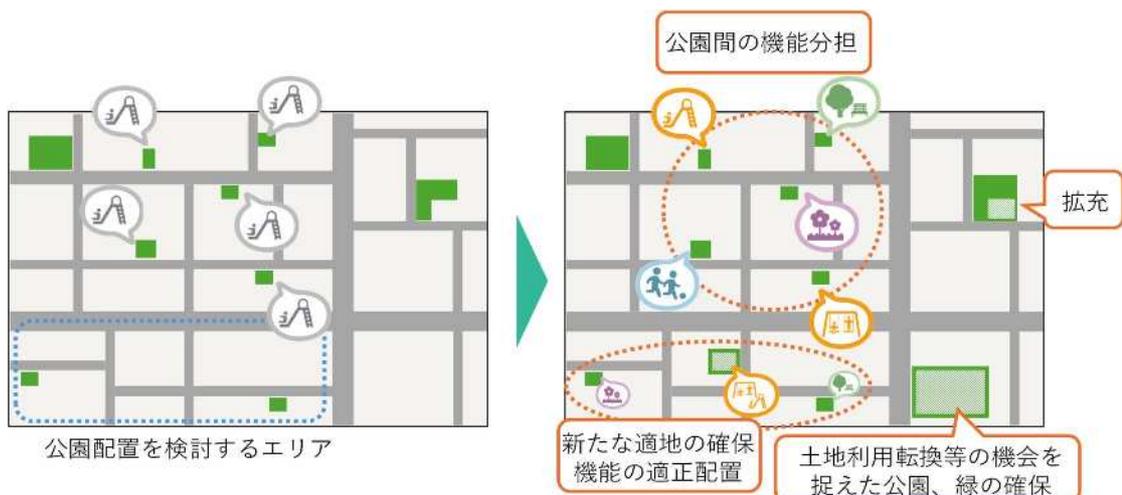
園路のバリアフリー化工事の例（南奥戸第二公園）

取組② 多様な主体による公園の利活用促進

- 新たな利用ニーズを掘り起こす実験的な利用の機会を様々な主体と連携して設けていきます。また、その成果をもとに、利活用の手引きを作成するなど、身近な公園の活用を支援、後押ししていきます。
- 区民をはじめ、自治町会やNPO、学生など、多様な主体による地域特性に応じた公園の利活用を促進します。また、ボール遊びのルール検討など、地域住民が主体となった地域のための公園の利用ルールづくりを促進します。
- 水元公園内において区が運営するスポーツ施設、金魚展示場、水元かわせみの里を公園管理者と連携して適切に管理し、利用者がスポーツを楽しむ機会、地域の環境や歴史文化を学ぶ機会を提供します。

取組③ 徒歩圏を考慮した公園の適正配置

- 公園配置を検討するエリアにおいては、機会を捉えた新たな適地の確保による公園整備を進めるとともに、利用圏域を考慮した公園機能の適正配置を検討するなど、限られた財源で利用者が楽しめる公園づくりを進めていきます。
- 大規模な民有地の土地利用転換や売却の機会を捉え、一定規模を有する公園や魅力ある緑の確保を進めます。
- 既存公園においては、より使いやすく魅力ある公園としていくため、隣接地の取得による整形化や拡張など、機会を捉えた拡充を進めます。
- 公園間の機能分担により、乳幼児が安心して遊べる公園、小・中学生が活発に遊べる公園、豊かな植栽による憩える公園など、個々の役割を明確にした施設更新、改修に取り組みます。



徒歩圏を考慮した公園の適正配置イメージ

取組の方向性【2】 特色ある公園づくり

比較的規模の大きな都市公園や広域から人が集まる、特徴的な施設を有するなどの特色ある公園については、地域特性や利用者ニーズに応じた整備、管理運営を図ります。

取組① 特色ある公園の整備、改修

- 公園の整備・改修時には、公園面積や周辺状況などに応じて、インクルーシブな遊び場づくり、木陰をつくる樹木の植栽、キッチンカーやカフェなど飲食ができる場所、子どもが自由な発想で遊びを作り出すプレイパークといった冒険遊び場など、新たな利用者ニーズに応じていくための施設、空間整備を検討します。
- 公園の整備などにおいては、引き続き説明会やワークショップの開催、WEBを活用した意見聴取など、幅広く意見を取り入れることで魅力ある公園づくりを進めます。



上千葉砂原公園



鎌倉公園

特色ある公園の例

取組② 民間活力を生かした公園の整備・管理運営の検討

- 魅力ある公園の整備・管理運営につながる指定管理者制度や設置管理許可制度、Park-PFI 制度など、民間活力を生かすことができる各種制度活用に向け、候補地などを検討します。



公園に寄せられる多様な意見

本区には、交通ルールが学べる公園や動物と触れ合うことができる公園、園内の植物で四季を感じることができる公園など、様々な公園があります。

公園は、都市の貴重な緑やオープンスペースとなる施設であり、多くの方に利用していただいています。一方で公園の整備や管理には、区民の皆さまから様々なご意見が寄せられます。



新宿交通公園



東新小岩二丁目西児童遊園
(子どもボール遊び場)

具体的に一例を挙げると、ボール遊びができる公園をつかってほしい、自宅にボールが飛んでくるのでボール遊びを禁止してほしい、犬を散歩させたい、犬が苦手なので散歩させないでほしい、夜間は閉鎖してほしいなどです。

ご意見への対応として、例えばボール遊びについては、子どもボール遊び場といった天井までネットで覆った公園の整備や、激しいボール遊びを抑止するための樹木の植栽や注意喚起表示などを行っています。



広場に樹木を植栽した
東新小岩二丁目かがやき公園



ボール遊びに関する注意喚起表示の例

本区は、公園と住宅が近接することも多く、また、外国人の居住者は増加傾向のため、今後はより一層、利用者や近隣住民からの意見が多様となることが想定されます。

公園は区民の財産であり、近隣にお住まいの方、公園の利用者が共に快適に過ごすためには、区民のみなさまのご理解やご協力が欠かせません。

施策
1-2

街づくりを通じた緑の創出

大規模な土地利用転換を伴う開発や集合住宅の建設の機会を捉え、創出されるオープンスペースへの多くの緑の誘導、公共施設や幹線道路の緑化を通じ、緑豊かな街並みの形成、居心地が良く歩きたくなる街づくりにつなげていきます。

取組の方向性【1】 開発、建築における良質な緑の創出

大規模な土地利用転換を伴う開発や宅地開発、集合住宅や一定規模以上の敷地における建設等に際し、都市開発諸制度や各種制度の運用を通じ、まちの魅力となる緑豊かなオープンスペースの創出を促進します。

取組① 市街地整備と連携した緑の確保・創出

- 市街地開発事業や宅地開発等に際し、地域の環境保全や良好な景観形成、防災機能の向上につながるオープンスペースに多くの緑を誘導します。多くの人が訪れる駅周辺の開発事業などにおいて、緑豊かな街並みを形成していくため、建築物の屋上や壁面への緑化も必要に応じ誘導していきます。
- 地区計画や緑地協定制度等の都市計画手法を活用し、緑の創出を進めます。



市街地整備と連携した緑の創出
(立石駅北口地区第一種市街地再開発事業)

出典：立石駅北口地区市街地再開発組合資料

取組② 緑化計画等による質の高い緑の創出

- 一定規模以上の敷地における建築行為等に関し「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」に基づき緑化と緑化計画の届出を義務付ける緑化制度の運用を通じて、緑の創出を進めます。
- 緑化制度の運用を通じ緑・水辺が持つ様々な機能を生かすグリーンインフラの取組を促進するため、情報を収集し、発信の方法などを検討します。
- 市街地開発事業、宅地開発に関わる事業者等に向け、良質な緑の確保につながる各種認証制度に関する情報を提供し、気候変動、生物多様性、Well-Beingの向上などに配慮した緑の創出を促します。
- 水元公園周辺及び江戸川沿いの風致地区では、地区内の土地所有者等に向けて、風致地区制度の目的や歴史、その効果などについて分かりやすく周知し、自然的・歴史的・郷土的特色を後世に伝えるため、緑地や水面等の良好な自然環境に調和した都市環境の保全を図るとともに、必要に応じて調査・検証等を実施し、他の都市計画制度との整合を図りつつ、地域の特性に応じた風致のあり方を検討します。



良質な緑を確保するための様々な認証制度

近年、緑地が持つ多様な機能に対する期待の高まりを背景に、ESG投資[※]など環境分野への民間投資を通じて質の高い緑地を確保する機運が高まっています。このような動きを後押しする取組の一つとして、国や東京都、公益法人、民間団体等により良好な緑地の確保と維持に関する取組を認証する様々な制度が運用されています。

※環境や社会に配慮した事業を行い、適切な企業統治（ガバナンス）がなされている会社を評価し、投資すること

< 認証制度の例 >

制度	運営主体	概要
TSUNAG (優良緑地確保計画 認定制度)	国土交通省	民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度
SEGES (社会・環境貢献緑地 評価システム)	公益財団法人 都市緑化機構	企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取組を評価し、社会・環境に貢献している、良好に維持されている緑地であると認定する制度
自然共生サイト	環境省	ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組
江戸のみどり 登録緑地制度	東京都	在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度

取組の方向性【2】 公共空間の緑化

公共施設や道路などの公共空間において、緑豊かな街並みの形成につながる緑化に率先して取り組みます。

取組① 公共施設の緑化

- 公共施設の整備や改修においては、緑化制度に基づく適正な緑化を行うとともに、在来種の活用など地域固有の生態系にも配慮します。
- 施設周辺の道路幅員が狭く、道路内への植栽が困難な場合においては、道路の緑を補い、魅力的な街並みとして連続性や一体感を感じられるよう配慮した施設の緑化に努めます。



取組② 緑のネットワーク形成

- 幹線道路においては、国や東京都と共に、幅員や沿道の状況、街並み形成、気候変動適応、緑陰形成、健全な育成など、様々な観点で樹種や配置の検討を行い植栽します。
- コミュニティ道路や緑道は、地域住民が憩い、集える歩行者優先の道路として、緑による安らぎの実感や地域の魅力ある景観形成に寄与するよう、樹冠の形成などに配慮した維持管理や改修を進めます。
- 密集市街地等においてポケットパークなどの小広場の整備を行う際は、緑陰の創出や地域住民による利活用につながるよう、周辺状況を踏まえ植栽の検討を行います。



木陰を創出する街路樹



ポケットパーク

**施策
1-3**

魅力ある小さな緑の創出

地域の特性に応じ、建物の屋上・壁面の緑化、空き地、住宅や店の軒先など、様々な小さな空間における緑の創出を支援し、緑豊かな街並み形成につなげていきます。

取組の方向性【1】 小さな緑の創出

住宅地、商業地の小さなスペースを活用した緑や花の創出を支援し、緑豊かな街並みの形成につなげていきます。

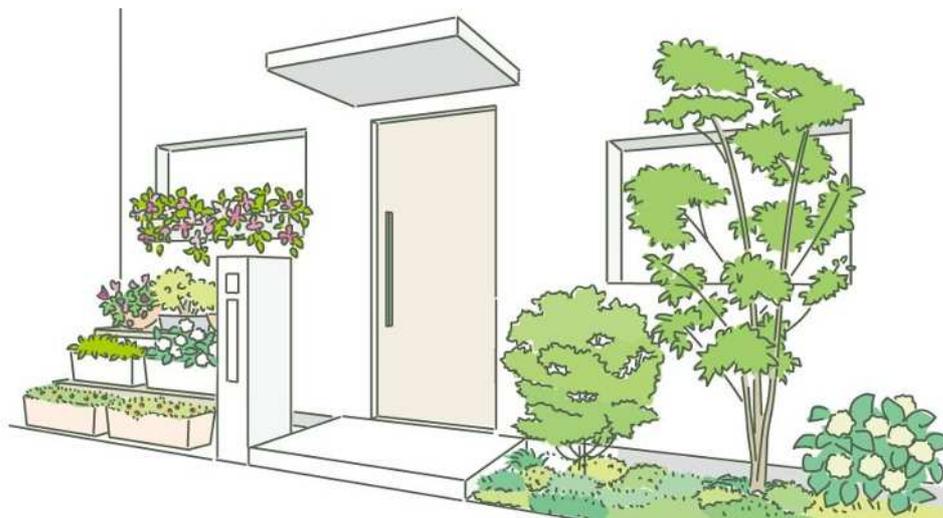
取組① 民有地における小さな緑の創出支援

- 潤いのある街並み形成や火災の延焼防止などにつながる生垣、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギーへの効果が期待される屋上緑化や壁面緑化への補助事業により、区民、事業者等による緑の創出を支援します。
- 店先や玄関先といった敷地内における小さなスペース、窓辺やベランダなどを活用した緑の創出の効果や手法、事例などの周知、新たな補助事業の検討により、区民、事業者等の取組を促進します。
- 現行の緑化制度の対象範囲の見直しも含めた誘導手法について検討し、小規模な宅地における緑化を促進します。



緑化や助成に関するパンフレット

出典：世田谷区 HP





区内の軒先園芸

区内では、様々な工夫を凝らし、ご自宅で軒先園芸を楽しんでいる景色が見られます。区民の皆様が緑に触れ、親しみ、興味関心を持つことは、緑化推進のためにも非常に重要です。

しかしながら、ご自宅の敷地範囲を越え、道路上や公道の植栽柵に個人の植物が植えられたり植木鉢が置かれることでトラブルの原因となるケースがあります。

これは、植栽柵内の街路樹の枯死などによりできた空間を埋めるため、区民の方のご好意によって行われた場合もあります。しかし、植栽柵内に管理者の許可なく、個人の物などを配置、植栽することは認められておらず、長らく放置され通行者に被害が及ぶことも多くある状況です。

これらへの対応として、枯れ木を撤去し新たに植栽するなど、きめ細かな管理や、意欲のある区民の方が緑化活動に取り組めるよう、支援する方法を検討する必要があります。

本区では、道路に面する公開性の高い個人の敷地に、区から配布したパネル式の植栽基盤や花の苗を用いて緑化をしていただく、まちかどマイガーデンモデル事業という取組を試験的に進めていこうとしています。今後も、より多くの方が緑化や植物に興味・関心を持っていただけるよう、取り組んでいきます。



区内の軒先園芸



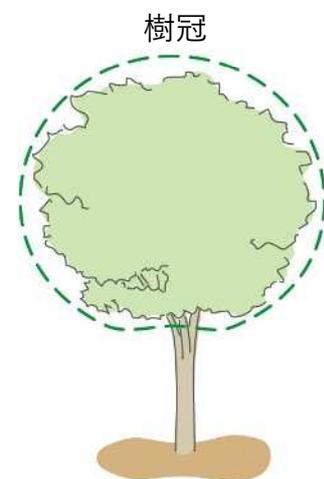
樹冠

樹冠とは、樹木上部の枝葉が茂っている部分をいいます。

樹冠の豊かな緑は、街並みに潤いや彩りを加えます。また、気候変動の影響により夏の暑さが厳しさを増す中で、日差しを遮る緑陰（木陰）をつくる効果への期待が高まっています。

樹冠は 75～95%程度の日射を遮ることや、緑量の多い樹木の下では体感温度の指標となる SET（標準有効温度）が日なたと比べて 7°C程度低いことが確認されています。

一方で、樹冠が大きくなることで、枝や落ち葉が隣地に入り込むといった問題も生じています。こうした問題を発生させないよう、適切に樹木を管理して育てていくことが重要です。



取組② 花いっぱいのもちづくりの推進

- 駅前広場や道路、公園などを緑と花で彩る「花いっぱいのもちづくり活動」においては、活動をより広く進めていくため、地域住民をはじめ、事業者や子育て・教育施設などとの協働につながるイベントや講習会、講座の開催など、担い手への支援等に引き続き取り組みます。
- かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会と協働し、区内外において立体花壇「フラワーメリーゴーランド®」や「フラワーキャンバス」の設置を進め、花いっぱいのもちづくりを広げていきます。



フラワーメリーゴーランド®



フラワーキャンバス

取組の方向性【2】 地域ぐるみの緑化の支援

地域住民が協力して緑化に取り組む活動を支援し、緑豊かな街並みを形成していきます。

取組① 緑地協定制度の活用

- 土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域住民が協力して緑化に取り組む「緑地協定制度」の活用を検討し、地域の環境・景観の向上につながる緑化を推進します。

取組② 地域ぐるみの緑化活動への支援

- 個人の庭を一般に公開するオープンガーデンやご近所同士が一緒に行うガーデニングや緑化など、地域ぐるみで植物を育てる活動を支援する仕組みを検討し、小さな緑による景観形成や活動をきっかけとしたコミュニティの形成、生物の生息・生育環境の創出などにつなげていきます。



施策
1-4

都市農地と地域に根付いた樹木の保全

多様な機能を有する都市農地や良好な都市環境、景観形成、気候変動適応などにつながる樹木・樹林を保全する各種制度の活用により、所有者の支援を行うとともに地域住民が農や緑にふれあう機会の創出などを通じて保全の機運を高めていきます。

取組の方向性【1】 都市農地の保全・活用

都市農地の保全・活用と、区民が農とふれあう環境づくりを通じて農のある風景を継承していきます。

取組① 各種制度を活用した都市農地の保全

- 生産緑地地区の指定、生産緑地地区の特定生産緑地への移行の働きかけを継続し、都市農地の保全を進めます。
- 生産緑地の貸借制度や東京都の奨励金事業の活用を進めるとともに、生産緑地地区内における直売所・加工所の設置や、生産緑地地区内で採れた地元野菜を使った飲食店の拡大などについて、農地所有者や地産地消を推進する飲食店等との意見交換を行いながら検討を進めます。
- 本区の特徴の一つである農のある風景を継承していくため、農地や屋敷林などが比較的まともに残る、農地保全を重点的に推進するエリアにおいて、「農の風景育成地区制度」の活用を検討し、地域のまちづくりと連携しながら未来につながる農地の保全や活用に取り組みます。
- 農福連携をはじめとした新たな潮流について、関係者等と情報共有を図るとともに、他自治体の事例も参考にしながら研究を進めます。



区内の農地



農の風景育成地区内の農業公園（世田谷区）

取組② 区民が農とふれあう環境づくり

- 土に親しみ収穫の喜びを体験できる区民農園や体験農園、ふれあいレクリエーション農園をはじめとした各事業に取り組むとともに、JAと連携・協力し、区内の新鮮な農産物である葛飾元気野菜の取扱店や使用店、マルシェの拡充などを図り、区民の都市農地への理解醸成を進めます。
- 子育て・教育施設や農業者などとの連携による農業体験や小松菜一斉給食等の食農教育など、農とのふれあいにつながる多様な機会の創出・提供を通じて、子どもが農とふれあう場づくりを進めます。



農業体験農園



ブルーベリーの収穫



PR即売会チラシ

取組の方向性【2】 地域に根付いた樹木の保全

長い年月をかけ育まれ継承された、大木や寺社林・屋敷林などのまとまった緑について、各種制度を活用して保全を図るとともに、これら緑の保全への地域住民の理解・機運を醸成していきます。

取組① 法や条例に基づく樹木・樹林の保全

- 民有地の緑を守るため、大きな樹木やまとまった面積をもつ樹林の所有者に対し、保存樹木・樹林の指定を働きかけるとともに、維持費の一部補助などの支援を行います。
- 保存樹木や保存樹林の新たな指定につながる手法として、指定基準や補助金の見直しなどを検討します。
- まとまった面積を有する樹林を保全するため、より担保性の高い緑の保全制度である、特別緑地保全地区をはじめとする都市緑地法の諸制度の活用を検討します。

取組② 樹木・樹林の保全を支える機運の醸成

- 樹木・樹林がもたらす様々な恩恵への理解を深め、地域で守り支える機運を醸成するため、落ち葉清掃ボランティアなど、区民参加により樹木・樹林の保全を支援する取組を進めます。
- 植栽の管理により生じた枝葉などについては、資源としての有効活用に取り組みます。



方針 2 地域の魅力を高める水辺づくり

施策 2-1

水辺に親しめる空間の充実

水辺において快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進めるとともに、水辺空間を利活用する人々の快適性や利便性の向上につながる環境づくりに取り組みます。

取組の方向性【1】 河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備

治水や河川環境との調和に配慮しながら、川沿いの散策路や親水テラスの整備により、水辺を快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進めます。

水辺の利活用促進に向け、レクリエーション活動の拠点としての機能向上、快適性や利便性に資する施設等の充実を図ります。

取組① 散策やジョギング、サイクリングを楽しめる空間の創出

- 区内の河川においては、河川管理者や河川沿いでのもちづくり等と連携し、堤防や河川沿いの道路を利用して、散策路やサイクリングロード、木陰による日陰確保、休憩場所などの快適性や利便性の向上に資する施設等を整備し、散策やジョギング、サイクリングを楽しめる空間の創出に取り組みます。

取組② レクリエーション活動の拠点機能の充実

- 河川や水辺と一体的な空間となる公園等においては、運動やスポーツ、散策やピクニック、釣りなどの水辺空間を生かした活動のほか、ボートやカヌーなどの水上空間を生かしたレクリエーション活動など、様々な活動の拠点としての機能を地域住民の意見を取り入れながら充実させていきます。

取組③ 施設改修に合わせた利用環境整備

- 護岸整備や施設の老朽化対策に合わせ、治水や河川環境との調和に配慮しながら、散策、休憩、サイクリング等に利用できる環境整備を進めます。



中川親水テラス

施策 2-2

水辺空間の活用

まちと川が一体となったまちづくり「中川かわまちづくり」をはじめ、賑わい創出や、人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動の場としての活用を促進します。

取組の方向性【1】 中川かわまちづくりの推進

水辺の回遊性向上につながる施設整備、産官学・官民連携による河川空間の活用を進めます。

取組① 水辺の散策路等の整備

- 高砂橋から上流の国が管理する中川において、河川・水辺空間の賑わい創出を図るため、国が行う水辺の散策路などの整備に加え、飲食などを楽しめる拠点の整備、災害時だけでなく舟運などにも活用できる船着場や河川・水辺空間までの安全な動線整備など、身近に感じることができる水辺空間の整備を進めます。

取組② 河川空間を生かした賑わい創出

- 各地区の地域団体等と連携し、中川を身近に感じてくつろぎ親しむ疑似体験イベント等を継続的に開催することで、中川かわまちづくりの機運醸成を図りつつ、河川・水辺空間を生かした賑わい創出に向けた検討を進めます。
- 水面を活用したレクリエーションを体験する機会や地域活動への支援を検討し、河川・水辺空間を活用した新たな楽しみ方の発見やニーズの掘り起こしにも取り組んでいきます。



令和6年度中川かわまちづくりイベントの様子

取組の方向性【2】 水辺空間の活用

人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動の場としての活用を促進するため、利用ニーズや担い手の発掘につながる取組の試行、活動の支援を進めます。

取組① 水辺空間・船着場の実験的活用の推進

- 水辺空間及び船着場は、レクリエーション活動や舟運、観光など幅広い活用方法に寄与するよう、新たな利用ニーズや利活用の担い手づくりにつながる実験的な利用の機会を様々な主体との連携により創出するとともに、水辺空間のPRにつなげていきます。

取組② 水辺空間・船着場を活用する活動の支援

- 河川管理者と連携し、河川空間のオープン化、河川協力団体制度などの官民連携の仕組みを活用することで水辺空間の多様な利活用を進めます。
- 船着場は、災害時の利用に限らず平常時の利用を図るため、位置や形状、利用時間、利用条件といった情報の公開や、活用ルールの検討に取り組み、舟運や水上レクリエーションでの利用につながる船着場の活用を促進していきます。



水辺空間の利活用イメージ

**施策
2-3**

水辺の自然環境保全

自然保護区域や自然再生区域などの自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全に配慮した水辺空間の整備、管理を進めることにより、ネイチャーポジティブの実現に貢献します。

取組の方向性【1】 生物の生息・生育環境の保全

生物の生息・生育の拠点となっている水辺空間の保全、水環境の改善を進めます。

取組① 自然保護区域、自然再生区域の保全

- 自然環境の保護と回復を目的に区が指定した「自然保護区域」及び「自然再生区域」について、保全または復元された自然の状態を良好に保全するため、清掃、植生などの管理を行います。また、自然の復元や生物の生息状況を定期的に調査し、保全・維持活動に生かしていきます。



西水元水辺の公園

取組② 水元小合溜の生態系の回復と良好な水環境の改善

- 多様な水生生物の保全を目的としたヒシ類の刈取りなどの管理、水質や水生生物のモニタリング、住民や活動団体と協力した植生の刈取りや外来種駆除などの活動を進めます。
- 施設の経年劣化に対応するため、水循環システムの改修、既存の浄化施設の有効活用に取り組みます。



水元小合溜

取組③ 大場川の堤防強化や生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全

- 「利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画（東京都管理区間）」に基づき、堤防の強化を図るとともに、生物生息空間の確保、豊かな自然環境が現存している中州と、そこに発達しているヨシ原等の自然植生群落の保全を進めます。



水辺の貴重な自然 ～水元小合溜と大場川～

水元小合溜

水元小合溜は、もともと江戸時代に川をせき止めてつくられた溜池で、小合溜井と呼ばれていました。小合溜井からは農業用の水路が引かれ、長い間、地域の水田をうるおしました。豊かな生態系および水郷景観を有する都内でも貴重な環境でしたが、周辺の都市化に伴って生活排水が流入したこと、さらに取水先である大場川の水質汚濁が進んだことなどから、昭和 50 年代から昭和 60 年代にかけて水質が著しく悪化しました。

そこで、平成元（1989）年度から水質浄化対策事業「カムバックかわせみ作戦」が進められ、一定の水質の改善が図られました。しかし、近年、ヒシ類などの水生植物の大量繁茂や、「カムバックかわせみ作戦」で整備した水質浄化施設の経年劣化に伴う今後の維持管理費用の増大が懸念されており、これらの課題解決に向け、河川環境改善計画を策定し、取組を進めています。



水元小合溜に生息するカワセミ

大場川

埼玉県吉川市に源を発し、水元公園付近を流下して中川に合流する全長 16.8km の河川です。

大場川の中州は、本区の自然保護区域に指定されており、ヨシ・オギ・ガマ等を主とした河川敷本来の植生が繁茂した自然植生群落が形成されています。野鳥の採餌、休息、越冬の場所や営巣地として貴重な役割を果たしており、カワセミ、アベハゼ等の東京都レッドリストの記載種が確認されています。



大場川中州

方針3 地域の安全を支える緑・水辺づくり

施策 3-1

まちの安全を支える緑・水辺づくり

街づくりや公園整備の機会などを捉え、災害時における地域の応急活動拠点としての公園の機能拡充、浸水被害軽減に資する緑・水辺の確保を進めます。

取組の方向性【1】 防災まちづくりに資する緑・水辺づくり

地震や水害に対する防災・減災を支える機能を有する緑・公園の確保、機能拡充を進めます。

取組① 防災性に配慮したオープンスペースの確保と公園の機能拡充

- 震災などの災害時に一時的に避難できる公園やポケットパークなど小広場の確保、延焼防止や避難スペースなどの役割を担う都市農地の保全を進めます。
- 自治町会の応急活動の拠点、在宅避難者への支援の場となる防災活動拠点については、区内全体における配置方針を検討するとともに、防災資器材倉庫や防火用貯水槽、マンホールトイレ、かまど兼用ベンチ等の整備を進めます。
- 防災活動拠点や都市計画道路、小広場の整備においては、火災時のふく射熱の遮断や延焼防止に寄与する植栽を検討します。



防災活動拠点



座板を外すとかまどになるベンチ



ポケットパークや道路の植栽



- 災害発生時の避難スペースとして活用する防災協力農地の保全に努めます。
- 災害時に農地が地域の防災に果たす役割の周知を行うことで防災協力農地の定着に努めます。
- 大規模水害時における垂直避難場所となる拠点を創出するため、街づくり事業や公共公益施設の改修等に合わせた公園の整備、改修時に、立体都市公園制度の活用を検討します。



防災協力農地

取組② 水辺の公園における防災機能向上

- 河川や水辺と一体的な空間となる公園において、災害時の避難場所や河川を利用した支援物資の集配など防災活動の拠点としての機能の充実を図ります。
- スーパー堤防整備の機会を捉えた街づくりにより、親水性と防災性を兼ね備えた水辺空間の整備を進めます。
- 防災船着場は、災害時の物資の輸送方法などを踏まえ、運用方針や今後の配置などについて検討を進めます。



緩傾斜型堤防整備事業と連携した公園整備のイメージ
(新小岩公園)



スーパー堤防事業とあわせて
整備された水辺空間 (江戸川区)

取組の方向性【2】 雨水貯留・浸透に資する緑づくり

公園や公共施設といった公共空間の整備・改修、民間施設の整備などあらゆる機会を捉え、あまみずグリーンインフラといった雨水の一時貯留により気候変動への適応につながる緑の空間を創出していきます。

取組① 公共空間における雨水貯留・浸透設備の設置

- 公園、公共施設の新設・改修の機会を捉え、雨水の一時貯留につながる^{あめにわ}雨庭などグリーンインフラとなる施設の整備を検討します。
- 区内の地形や土壌の浸透能力、地下水位などを基に、より有効な雨水・貯留浸透対策を研究します。

取組② 民間施設における雨水貯留・浸透設備の設置促進

- 大規模な都市開発事業に際しては、雨庭の設置や緑地の整備等を誘導します。
- 葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例、宅地開発指導要綱に基づき、集合住宅、宅地開発における雨水流出抑制施設の設置及び雨水利用を指導します。
- 緑化と雨水貯留施設整備への一体的な支援策を検討し、住宅や事業所における取組を促します。



グリーンインフラと雨庭

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会の様々な課題解決に活用しようとする考え方であり、環境保全、防災・減災、交流・コミュニティ形成、健康増進など、分野横断的な取組によって複数の課題の同時解決を図ることが期待されています。

その中でも、近年特に注目が集まっているのが、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間である雨庭（レインガーデン）です。雨水を貯留・浸透することに加えて、暑熱緩和や生物多様性の保全、良好な景観の形成など、緑が持つ様々な効果が期待されています。

公園、道路、公共施設などの公共空間だけでなく、住宅の庭や事業所の敷地でも取り組めるグリーンインフラとして、全国各地で取組が広がっています。



雨庭の例（江戸川区）

緑・水辺の施設の適正管理

道路や公園、公共施設における樹木について、安全を確保しつつ健全に育成していくための維持管理や更新を計画的に進めていきます。

また、施設、植栽の維持管理を適切かつ効率的に進めていくため、管理情報のデジタル化などDXを推進します。

取組の方向性【1】 植栽の健全化につながる管理と資源の有効活用

倒木等の事故や樹木の生育に伴う周辺家屋への被害を未然に防ぎ、健全で豊かな緑を育成するため、計画的な更新や中長期的な視点に立った適切な管理に取り組み、街の魅力を向上します。

取組① 植栽の育成・管理・更新

- 葛飾区街路樹管理計画等に基づき、道路の安全性・快適性の維持、地域の魅力や価値の向上につながる街路樹の適切な管理、更新を進めます。
- 公園、公共施設において、樹勢の衰えが見られる大木化や老木化したサクラ類など安全上注意を要する樹木を対象に、定期的な診断・評価の実施、再生・更新計画の作成を検討します。
- 倒木等の事故を未然に防ぎ、樹木を健全に育て、公園の魅力や利用環境を向上していくため、公園、公共施設の樹木の管理に関する指針や点検マニュアルを作成し、適切な管理を行います。
- 区の花であるハナショウブは、本区のPRにつながるよう、良好な状態を維持するための管理計画の検討や活用に取り組みます。
- 植栽の整備、維持管理に際しては、在来種の活用、草地や水辺における生物の生息・生育に配慮した草刈り頻度の調整や意図的な刈り残し、刈草の残置などに取り組み、地域の生物多様性の向上につなげていきます。



区の花 ハナショウブ

取組② 資源の有効活用

- 植栽の管理により生じた枝葉などについては、資源としての有効活用に取り組みます。



樹木の維持管理 ～樹木に関する3つの課題～

本区の公園の約半数が開園後40年以上を経過し、園内に植えられた樹木は大きく育ち、区の大切な財産となっています。

一方で、大木化や老木化の進行により、大きく3つの課題が生じています。

課題1

生育上の課題

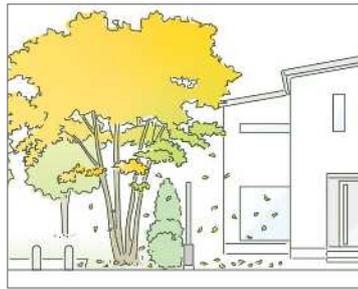
樹木が大きくなり、樹間が密になったり、植栽樹のサイズに合わなくなったりすることで、生育不良を起こしています。



課題2

近隣への影響

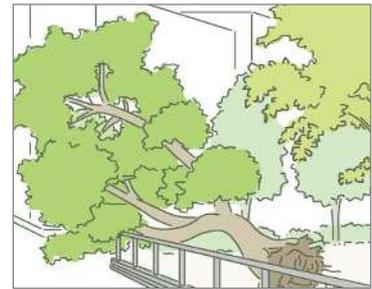
高木化により、隣地への枝の越境や落ち葉の飛散などの影響が出ています。



課題3

安全上の課題

老木化により、倒木や枝落ちの発生の危険性が增大しています。



これらの課題を未然に防いで樹木を健全に育てるために、樹木の伐採も含め、次の対策を計画的に進めていきます。

対策1

間引き (伐採)

樹木が密になりすぎないように、適切なタイミングで間引きを行います。

対策2

点検調査

日常点検、不具合がみられる樹木の詳細点検により、問題が深刻化する前に対応を図ります。

対策3

更新(植替え)

※必要な場合

措置を行っても樹勢の回復が見込めない樹木、危険を除去できない樹木は、必要に応じて植替えを行います。

取組の方向性【2】 施設の適正な管理

施設管理や長寿命化に関する計画に基づいて維持管理・更新を行うとともに、DXの活用により、施設の安全の確保と業務の効率化の推進に取り組みます。

取組① 施設の維持・再生

- 施設の安全性を確保するとともに、利用者が楽しめる公園づくりを進めるため、利用圏域を考慮した公園機能の適正配置を検討します。また、葛飾区公園・河川等総合管理計画に基づき、施設の計画的な更新と長寿命化を進めます。
- 区が管理する準用河川について、適正かつ効率的な河川及び河川管理施設の維持管理を進めるため、施設保全に関する検討を進めます。



遊具の更新・維持工事の例（したて公園）

取組② 維持管理に関するDXの推進

- 維持管理を効率的に進めるため、公園施設や公園・道路の植栽に関する既存資料のデジタル化を進めます。また、施設の修繕や改修、植栽の伐採など、維持管理に伴う管理情報の更新を適宜行っていきます。
- 日常の維持管理で確認された不具合、利用者等から寄せられる意見・要望、これらへの対応状況などをリアルタイムで記録、共有し、管理・点検業務の効率化につながるシステム構築を検討します。



施設の長寿命化

公園の遊具やベンチなどの施設は、古くなるにつれ、汚れや傷みが激しくなったり、不具合を生じやすくなったりします。傷みや不具合が起きた後に修理や交換を行うのではなく、故障や劣化が進む前に定期的なメンテナンスを行い、長く使い続けられるようにすることを「長寿命化」といいます。

長寿命化に取り組むことは、施設の安全性確保に加え、計画的な補修・修繕によってライフサイクルコストの縮減、平準化などにもつながります。

方針4 緑・水辺でつなぐ人づくり

施策 4-1

緑・水辺をはぐくむ活動の推進

花いっぱいのもちづくり活動や公園等の自主管理など区民の活動をより広めるとともに、ライフステージや環境の変化など、担い手の状況に合わせた活動の継続を後押しする支援を充実させます。

取組の方向性【1】 水と緑の活動の推進

培ってきた緑、花、公園に関わる協働の取組を継続、活性化します。

取組① 花いっばいのもちづくりの推進

- 駅前広場や道路、公園などを緑と花で彩る「花いっばいのもちづくり活動」においては、活動をより広く進めていくため、地域住民をはじめ、事業者や子育て・教育施設などとの協働につながるイベントや講習会、講座の開催など、担い手への支援等に引き続き取り組みます。
- かつしか花いっばいのもちづくり推進協議会と協働し、区内外において立体花壇「フラワーメリーゴーランド®」や「フラワーキャンバス」の設置を進め、花いっばいのもちづくりを広げていきます。

→施策1-3 魅力ある小さな緑の創出

取組の方向性【1】 小さな緑の創出 取組② 再掲

取組② 緑化、公園の自主管理等の活動推進

- 水と緑に関する活動への参加を促進するため、緑化推進協力員、公園等の自主管理等の活動を広く知らせる情報発信に取り組みます。
- 緑化推進協力員のスキルアップ支援や緑化活動への協力を求める区民、事業者等とのマッチングなど、活動の充実に向けた支援、仕組みづくりを検討します。
- 公園等の自主管理活動への参加の呼びかけを継続します。また、参加団体の意向に応じて、公園の活用、マナー啓発、ルールづくりなど、より活動を展開できる仕組みを検討します。



葛飾区緑化推進協力員会



かつしか花いっばいのもちづくり
推進協議会



公園の自主管理団体

取組③ 水辺空間・船着場を活用する活動の支援

- 河川管理者と連携し、河川空間のオープン化、河川協力団体制度などの官民連携の仕組みを活用することで水辺空間の多様な利活用を進めます。
- 船着場は、災害時の利用に限らず平常時の利用を図るため、位置や形状、利用時間、利用条件などの情報公開、活用ルールの検討に取り組み、舟運や水上レクリエーションでの利用につながる船着場の活用を促進していきます。

→施策2-2 水辺空間の活用
取組の方向性【2】 水辺空間の活用 取組② 再掲

取組④ 活動団体の情報共有・交流の促進

- 地域の緑化推進への貢献を称え、感謝の意を表すため、功績のあった活動への顕彰を行います。
- 交流会や見学会など、活動団体間での取組やノウハウの共有、協力関係構築のきっかけをつくることで活動の活性化を図ります。

取組の方向性【2】 活動を支える仕組みづくりと人材育成

活動を支える仕組みの充実、新たな担い手の発掘につながる体験機会の創出や人材育成を進めます。

取組① 活動を支える仕組みづくり

- 個人や事業者等が、緑化、公園の自主管理等の活動支援のため花苗や資材の提供などに協力するサポーター制度の構築を検討します。
- 緑・水辺で行うイベントや活動のニーズ、課題を丁寧に拾い集め、実現、解決を支援するコーディネーターとなる中間支援組織との連携、相談窓口の設置などを検討します。
- 活動を支援するための安定した財源の確保について検討します。
- スマートフォンアプリを使った活動団体からの報告や各種手続き等、活動団体と区とのコミュニケーションを円滑にするDXの活用を検討します。
- 活動の参加に対する地域ポイントの付与やオリジナルグッズの配布など、参加の動機付けにつながる仕組みを検討します。
- 葛飾元気野菜のPRをすることで消費を拡大し、さらなる地産地消につなげる仕組みを検討します。



事業者が環境美化活動をサポートしている「はな街道」
(中央区)



葛飾元気野菜直売所

取組② 担い手育成につながる体験・学びの機会創出

- 新たな担い手を発掘するため、緑や水辺に関する活動を気軽に体験できる機会の創出や、世代や価値観に関わらず興味・関心を惹きやすい食や農をテーマとしたイベント、収穫体験など、様々な方法で活動につながるきっかけを創出していきます。



野菜収穫オリエンテーリング

- ボランティア活動の運営に必要なノウハウや緑化、水辺の活用に関する知識や技術などを学ぶボランティア育成講座を開設し、担い手となる人材を育成します。

施策
4-2

未来の担い手づくり

事業者をはじめ、教育や福祉などあらゆる主体や事業との連携により緑・水辺を活用した人のつながり、まちづくりへの積極的な参加を緑・水辺から広げていきます。

子どもや若者をはじめとしたあらゆる区民に向けた水や緑に関わる機会の提供により、未来の担い手づくりにつなげます。

取組の方向性【1】 誰もが主体になれる活動の展開

緑・水辺の活用につながる事業者等との協働、健康・子育て・福祉など様々な分野の区民活動・事業との連携、ニーズの掘り起こしを進めます。

取組① 様々な分野の事業との連携

- 公園を活用した健康づくりや運動の機会づくりを健康、福祉、スポーツなど様々な分野と連携しながら進めていきます。
- 子どもの遊びや子育て支援活動による公園活用について、子育て分野と連携して推進します。
- 年齢や障害の有無に関わらず、植物とふれあう園芸福祉活動や、障害のある方の園芸療法につながる緑化活動など、福祉分野と連携した取組を検討します。
- これらの実現に当たっては、事業者等とも協働しながら取組を進めていきます。



健康遊具を使った健康づくり



うんどう教室の様子

取組② 新しい活動の掘り起こし

- 新しい活動を掘り起こし育てていくため、区民、事業者、地域の団体等から、緑・水辺での活動の提案を受け、関係部署が連携して実現を支援する仕組みを構築します。
- 公益性の確保を前提に、民間によるイベント開催、キッチンカーの出店など、利用や活動を展開しやすくするための制度を検討します。
- 水と緑の拠点や一定規模を有する公園をはじめ、地域のニーズに応じて、実験的な利用イベントやワークショップでの意見交換などを様々な主体と連携して行うことで、新たな利用ニーズの把握や利活用の担い手づくりにつなげていきます。

取組の方向性【2】 子どもの学びと体験機会の創出

様々な主体と協力し、子どもの緑・水辺にふれあう機会や学び・活動参加につながる機会を創出していきます。

取組① 緑の体験機会の創出

- 子どもと保護者、保育者を対象に、緑・水辺の利活用や植物の育成などを体験する講座を開催します。
- 子どもが日常的に緑にふれあう機会を広げていくため、子育て・教育施設などが取り組む花壇整備やビオトープづくり、緑のカーテンなどの緑化を支援します。

取組② 環境学習、子育て・教育施設との連携

- 身近な緑・水辺で植物や昆虫、魚などのいきものを観察する体験学習を開催します。
- 子育て・教育施設や農業者などとの連携による農業体験や小松菜一斉給食等の食農教育など、農とのふれあいにつながる多様な機会の創出・提供を通じて、子どもが農とふれあう場づくりを進めます。

→施策1-4 都市農地と地域に根付いた樹木の保全
取組の方向性【1】 都市農地の保全・活用 取組② 再掲



自然学習講座



幼稚園の農業体験

魅力が伝わる情報発信

緑・水辺に関心を持つきっかけとなるよう、多様な担い手と協力し、緑・水辺の魅力や役割、緑・水辺をはぐくむ活動などの情報発信を行います。

緑・水辺に関する基礎的な調査の継続により、区の実組に生かすとともに情報発信や様々な活動に活用されるよう、結果を広く公表、提供していきます。

取組の方向性【1】 多種多様な情報発信

様々なメディアと連携するとともに、対象などに応じた広報戦略により訴求効果を高め、身近な緑・水辺や活動について関心を持つきっかけとなる情報を積極的に発信します。

取組① 緑・水辺を知る・楽しむきっかけを生む情報発信

- 緑・水辺に関する基本情報を整理し、より分かりやすく発信します。
- 身近な緑・水辺の利用につなげるため、幼児用遊具のある公園やおむつ替えができる施設の紹介、親子参加の環境学習や農業体験といったイベント情報を積極的に発信します。
- 「公園の開花情報」「水辺を楽しむスポット」「フォトスポット」など、利用者をはじめ区民参加で緑・水辺の魅力を集め、発信する取組を進めます。
- グリーンインフラとしての緑・水辺の役割や効果などについて情報発信を行い、区民の意識を醸成します。



農業体験授業

取組② 緑・水辺に関わる活動の情報発信

- 緑・水辺に関わる活動を知ってもらい、参加につなげていくため、緑・水辺をはぐくむ活動の担い手や場所、内容などの情報を発信します。
- 区のSNSのほか地域のメディアと連携し、緑・水辺に関わる活動をはじめ、イベント、季節の話題などの情報発信を進めます。

取組の方向性【2】 緑・水辺に関するデータの蓄積と活用

緑被率・みどり率、緑・水辺に関する区民満足度や意識等の基礎的な調査を継続し、データの蓄積・公表、施策・取組への反映を進めます。

取組① 基礎的なデータの把握と活用

- 緑被率・みどり率調査を定期的に行い、緑の分布状況や緑被率、樹木被覆率など、区内の緑・水辺に関する基礎資料を集積します。
- 基礎資料の評価・分析を行う際は、大学等の研究機関とも連携し、緑化施策の検証や、樹木の保全・維持管理、歩行空間や公園などにおける緑陰形成といった取組につなげていきます。
- 各調査や分析の結果については、適宜公表するとともに施策・取組のP D C Aに活用します。

取組② 区民参加型の情報収集

- 身近な緑・水辺への関心を高めるため、イベントなどの機会を捉え、スマートフォンなどを活用した区民参加型の緑・水辺に関する情報収集の方法などを検討します。

1 推進体制

本計画に沿って、区民、事業者、活動団体をはじめとして様々な主体と連携し、緑・水辺の保全、創出、利活用につながる取組を進めていきます。

区民、事業者、活動団体といった担い手と、取組の所管課や関係機関が連携・協働で取り組んでいける体制をつくり事業を進めていきます。また、必要に応じて、区・関係機関と多様な担い手の橋渡しや活動への助言などにより伴走支援者となる中間支援組織等とも連携していきます。



まずは、興味関心を持っていただき、段階的に主体的な活動に導けるよう、情報発信や学びの場、実践する場の創出や以下の3つのステップが連携されるように支援などを検討します。



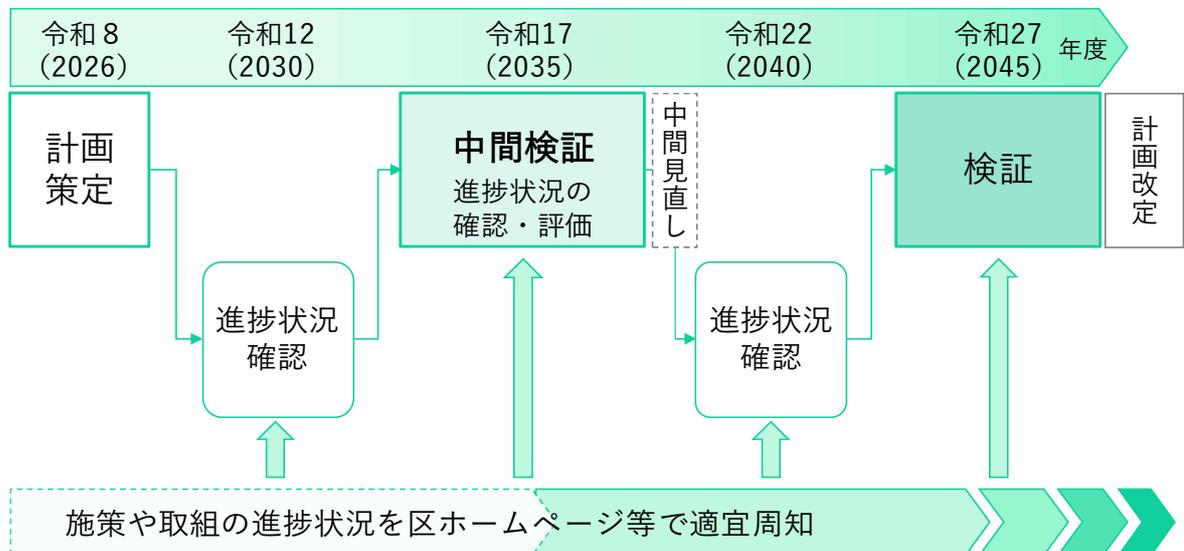
連携・協働による取組の進め方

2 進行管理

本計画に掲げる目標に対し、緑・水辺を保全、創出、活用につながる取組の成果が現れるまでには一定の期間を要するため、20年の計画期間を踏まえ、おおむね10年後に当たる令和17（2035）年度を目途に中間検証を行います。

中間検証では目標に対する進捗状況の確認・評価を実施し、社会経済状況の変化、上位計画の動向等も踏まえ、中間見直しの必要性を検討します。

なお、本計画に基づき実施される施策や取組については、区ホームページ等で適宜周知することで情報を共有しながら進めていきます。



資料編

資料1	策定経過	88
資料2	アンケート結果	95
資料3	用語集	109

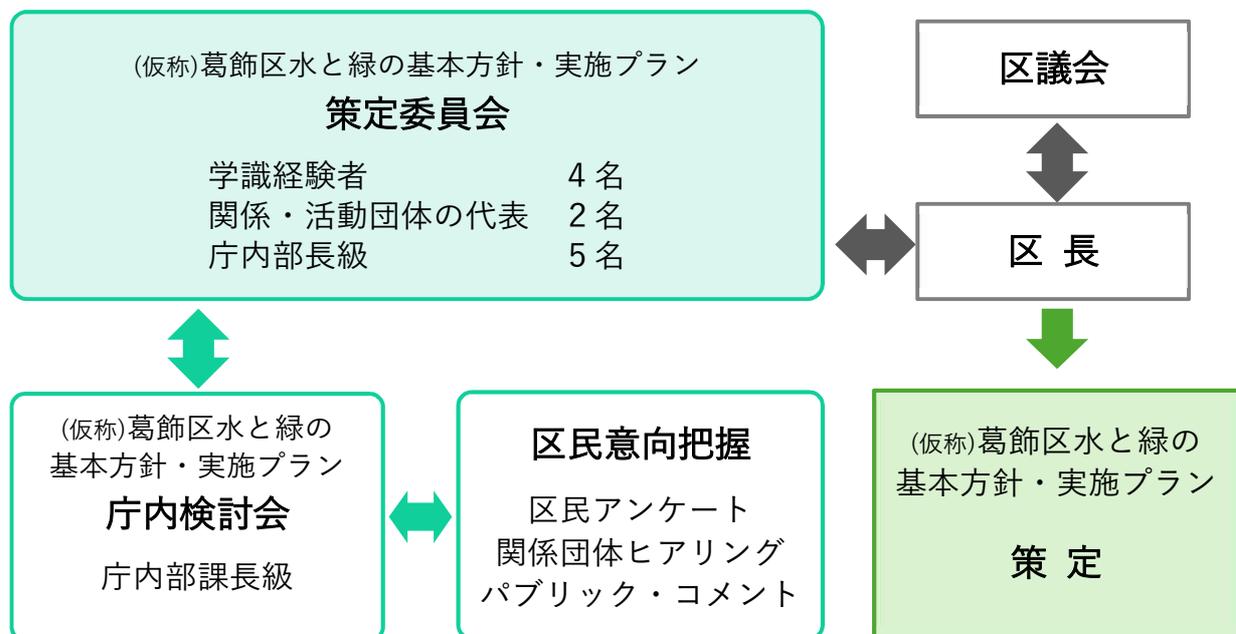
資料 1 策定経過

1 検討体制

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定にあたっては、学識経験者や区内関係団体等の代表などで構成する、(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会（以下、「策定委員会」とする）において内容の検討を行いました。

検討を進めるにあたり、緑被率などの水と緑に関する現状のほか、区内の緑・水辺に関する区民の意識・意向を踏まえた内容とするため、区民アンケートを実施するとともに、区民や事業者等の意見を反映するため、策定委員会で検討した素案に対する、関係団体へのヒアリングやパブリック・コメントを行いました。

その後、策定委員会において、(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン案を作成し、区議会への報告を経て、「葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン」を策定しています。



(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会設置要綱

令和6年8月7日
6 葛都都第 435 号
区長決裁

(設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の規定に基づく、葛飾区の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、緑の基本計画の策定に関する事項を検討し、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する別表に掲げる委員により組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に掲げる事項について報告を完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、学識経験者委員のうちから選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会は、必要に応じて、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、委員会の指示により緑の基本計画の策定に関する事項の調整を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月7日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランが策定された日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会委員 11名

構成	委員の専門分野、所属・役職等	備考
学識経験者 (4名)	緑地・ランドスケープ	
	公園の利活用	
	水辺の利活用	
	都市農地の保全	
区内関係団体等の代表 (2名)	葛飾区緑化推進協力員会	
	JA 東京スマイル葛飾営農研究会	
行政職員 (5名)	葛飾区政策経営部長	
	葛飾区産業観光部長	
	葛飾区環境部長	
	葛飾区都市整備部長	
	葛飾区都市施設担当部長	

※区内関係団体等の代表は、各団体の推薦による者とする。

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会委員名簿

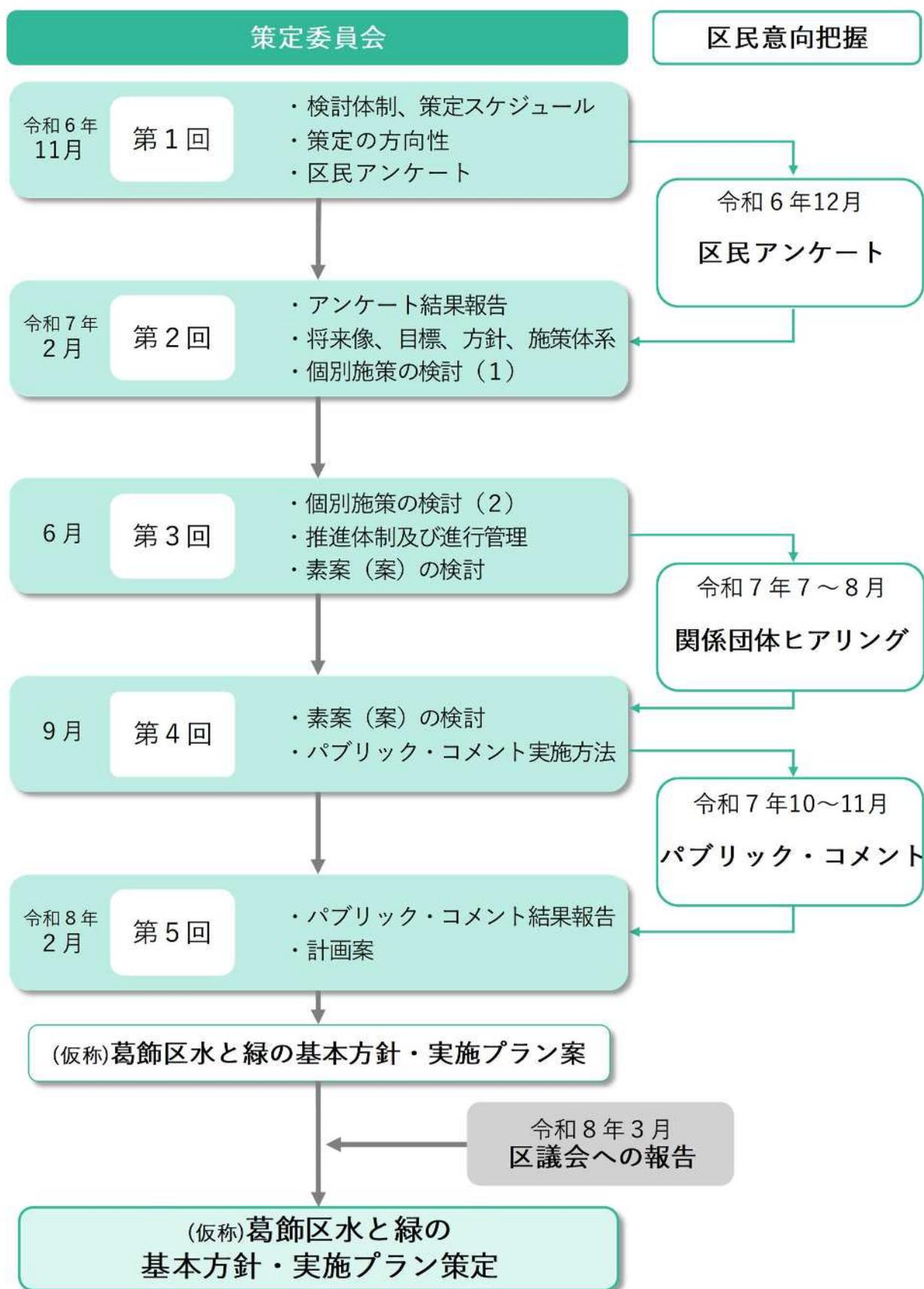
外部委員

委員長	阿部 伸太	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授
副委員長	志村 秀明	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
委員	佐藤 留美	特定非営利活動法人エヌピーオーバース 事務局長
委員	寺田 徹	東京大学大学院新領域創成科学研究科 自然環境学専攻 准教授
委員	下井 守	葛飾区緑化推進協力員会 会長
委員	柴田 優	JA 東京スマイル葛飾営農研究会 文化部副部長

行政委員

委員	長南 幸紀	葛飾区政策経営部長
委員	吉田 峰子	葛飾区産業観光部長
委員	宮地 智弘	葛飾区環境部長 (第1回～第2回)
委員	木下 雅彦	葛飾区環境部長 (第3回～第5回)
委員	吉田 眞	葛飾区都市整備部長
委員	忠 宏彰	葛飾区都市施設担当部長

2 策定経過



3 葛飾区議会への報告経過

区議会		開催日	内容
第3回 定例会	建設環境 委員会	令和6年 9月17日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定に向けた組織体制について
第4回 定例会	建設環境 委員会	令和6年 12月2日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・現状・課題と策定の方向性定について ・区民アンケートの概要について
第1回 定例会	建設環境 委員会	令和7年 3月14日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・区民アンケートの実施結果について ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン骨子(案)について
—	建設環境 委員会	令和7年 7月10日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・目標に対する指標・配置方針など ・個別施策の検討 ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案(案)
第3回 定例会	建設環境 委員会	令和7年 9月16日	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン素案(案) ・パブリック・コメントの実施方法について
第1回 定例会	建設環境 委員会	令和8年 3月(予定)	(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定について(報告) ・パブリック・コメントの実施結果について ・(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン(案)

4 区民意向把握

(1) 区民アンケート

満 18 歳以上の区内在住者及び区立小中学校に通う小学 5 年生・中学 2 年生を対象としてアンケートを行い、結果を踏まえて計画の内容を検討しました（結果は p.14～19、p.95～108 参照）。

(2) 関係団体ヒアリング

第 3 回策定委員会にて検討を行った素案（案）について、区内の関係団体へ説明し、意見を踏まえて第 4 回策定委員会にて素案をとりまとめました。

ヒアリングを行った関係団体（五十音順）

一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部
葛飾区生物多様性推進協議会
葛飾区緑化推進協力員会
葛飾の川をきれいにする会
かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部
JA 東京スマイル葛飾営農研究会
全日本不動産協会東京都本部城東第一支部

(3) パブリック・コメント

令和 7 年 10 月 15 日から 11 月 21 日の期間においてパブリック・コメントを行い、総数 18 件（提出者 8 人）の意見が出されました。

パブリック・コメントの実施については、広報かつしか、区ホームページ、及び SNS への掲載や区立小・中学校の児童・生徒への案内の電子配布のほか、オープンハウス（説明会）を区内 2 か所で開催するなど様々な方法で周知しました。

オープンハウス（説明会）

開催場所	アンケート回答者	開催日
アリオ亀有	58 人	10 月 31 日（金）、11 月 1 日（土）
新小岩駅北口駅前広場	84 人	11 月 14 日（金）、15 日（土）

この 2 か所に加え、区役所 2 階展示ホールにてパネル展示を行いました。



アリオ亀有



新小岩駅北口駅前広場



区役所でのパネル展示

資料2 アンケート結果

一般区民アンケート及び小・中学生アンケートの結果の一部を抜粋して掲載します（調査概要は、「第2章 現状と課題 1 計画を取り巻く動向」の「(6) 区民意識」(p.14) 参照)。

<調査結果の見方>

- ・図表内のnは、回答者総数（または該当設問での該当者数）を表します。
- ・集計は小数点第2位を四捨五入しており、数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出しており、複数回答の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。

1 一般区民アンケート

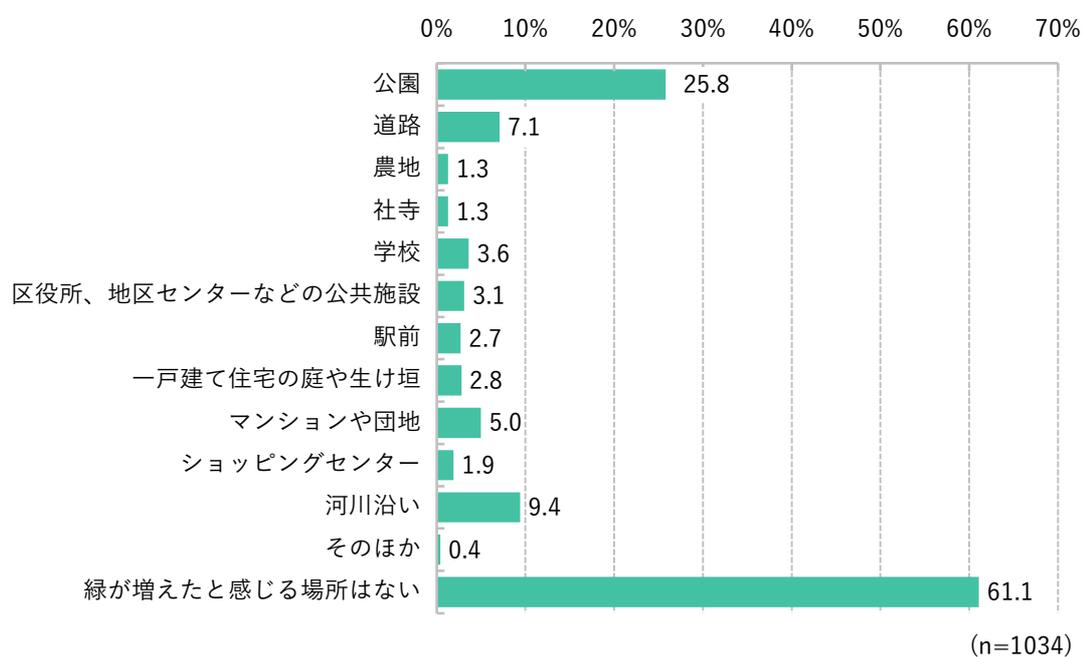
(1) 設問 (網掛け、丸番号：本項に掲載した設問)

調査項目	設問 [SA] 単一回答 [MA] 複数回答 [3] 3つまで
緑について	・住まい周辺の緑の量 [SA]
	・住まい周辺で緑が多いまたは身近に感じる場所 [MA]
	①住まい周辺で緑が増えたと感じる場所 [MA]
	②住まい周辺で緑が減ったと感じる場所 [MA]
	・今後増やしていく必要があると感じる緑 [MA]
	・「まちの魅力を高める」という要素としての満足度 [SA]
	・緑があってよかったと感じる時 [MA]
	・前問で「よかったと感じることは、あまりない」を選択した理由 [MA]
	③普段の緑に触れる機会 [MA]
	・緑に触れる機会はない理由 [MA]
水辺について	④今後行いたい緑に関する活動 [MA]
	⑤区の取組において水辺の有効活用ができていない理由 [SA]
	⑥葛飾区内で親しみを感じる水辺 [MA]
風景	・水辺の利用：利用方法 [MA]、利用頻度 [SA]、最も多く利用する時間帯 [SA]、利用する機会を持たない理由 [MA]
	・今後行いたい水辺の利用方法 [MA]
公園について	⑦葛飾らしいまたは葛飾の魅力だと感じる、緑や水辺の風景 [3]
	⑧住まい周辺の公園の量 [SA]
	・公園の利用：⑨利用方法 [MA]、利用頻度 [SA]、最も多く利用する時間帯 [SA]、利用しない理由 [MA]
期待する区の施策	⑩身近な公園に望むこと [3]
	⑪区の施策の認知状況 [MA]
	・区内の緑に関して区役所に期待する取組 [3]
	・区内の水辺に関して区役所に期待する取組 [3]
協働への意識	・区内の公園に関して区役所に期待する取組 [3]
	⑫区民が緑や水辺とふれあう機会を増やすため区役所に期待する取組 [MA]
	・緑化推進や水辺の活用によるまちの魅力向上のための協働の取組の必要性 [SA]
自由意見 [自由記述]	⑬緑や水辺によって、まちを今よりも魅力的なものにするためにしてみたいこと [MA]
	⑭前問の取組の妨げになっていること [MA]

(2) 調査結果

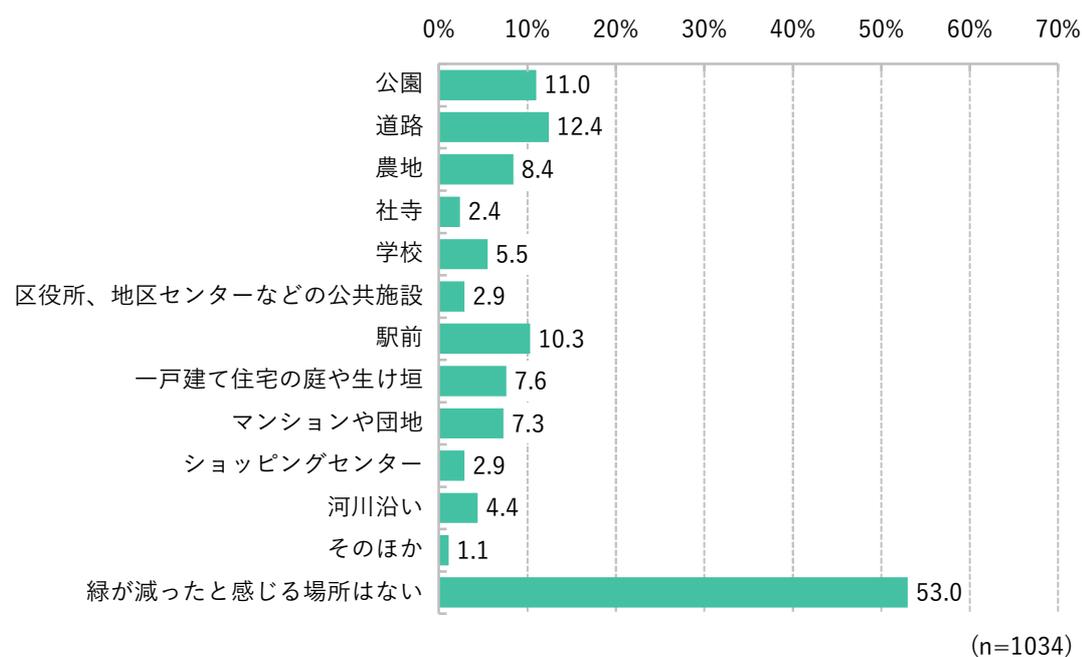
① 住まい周辺で緑が増えたと感じる場所 [MA]

- 「緑が増えたと感じる場所はない」(61.6%)が多く、次いで「公園」(25.8%)となっています。



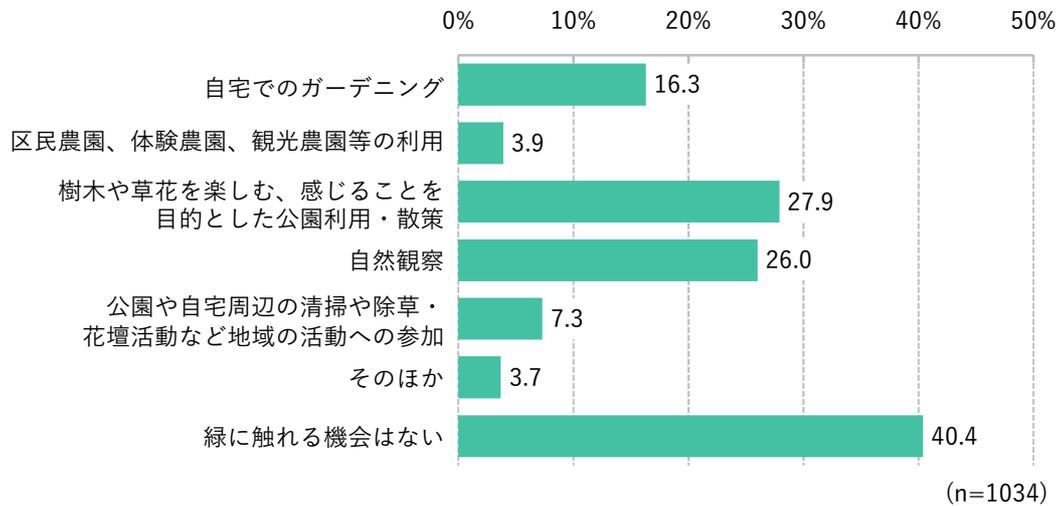
② 住まい周辺で緑が減ったと感じる場所 [MA]

- 「緑が減ったと感じる場所はない」(53.0%)が多く、次いで「道路」(12.4%)、「公園」(11.0%)、「駅前」(10.3%)となっています。



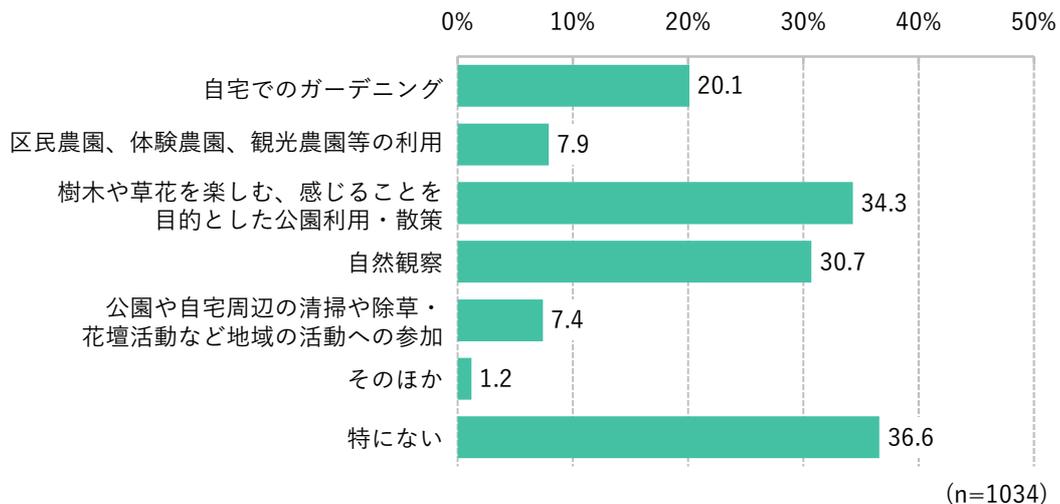
③ 普段の緑に触れる機会 [MA]

- 「緑に触れる機会はない」(40.4%) が最も多く、次いで「樹木や草花を楽しむ、感じることを目的とした公園利用・散策」(27.9%)、「自然観察」(26.0%) となっています。



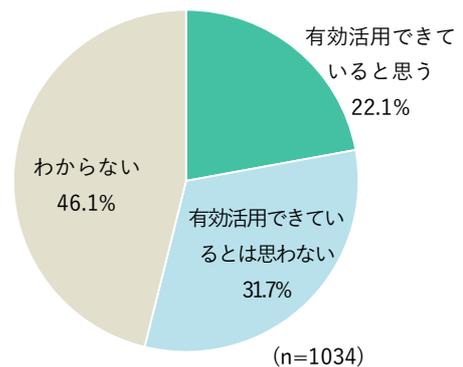
④ 今後行いたい緑に関する活動 [MA]

- 「特にない」(36.6%) が最も多く、次いで「樹木や草花を楽しむ、感じることを目的とした公園利用・散策」(34.3%)、「自然観察」(30.7%) となっています。



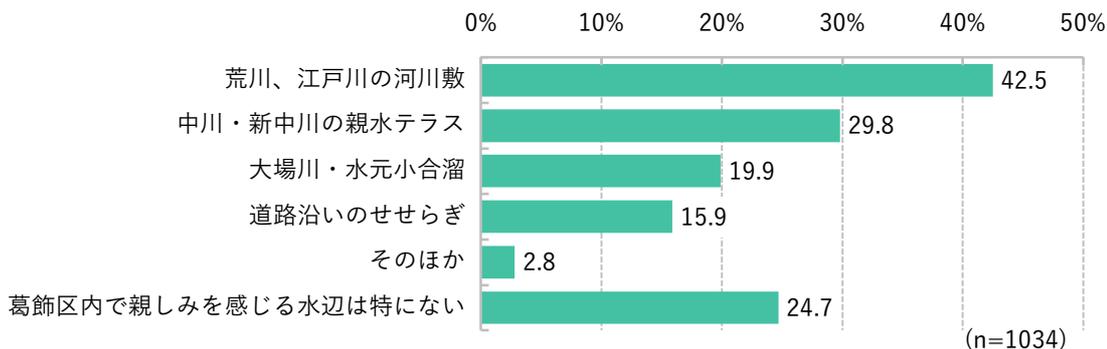
⑤ 区の実践において水辺の有効活用ができているか [SA]

- 「わからない」が約半数 (46.1%) を占めています。
- 「有効活用できていると思わない」(31.7%) が、「有効活用できていると思う」(22.1%) を上回っています。



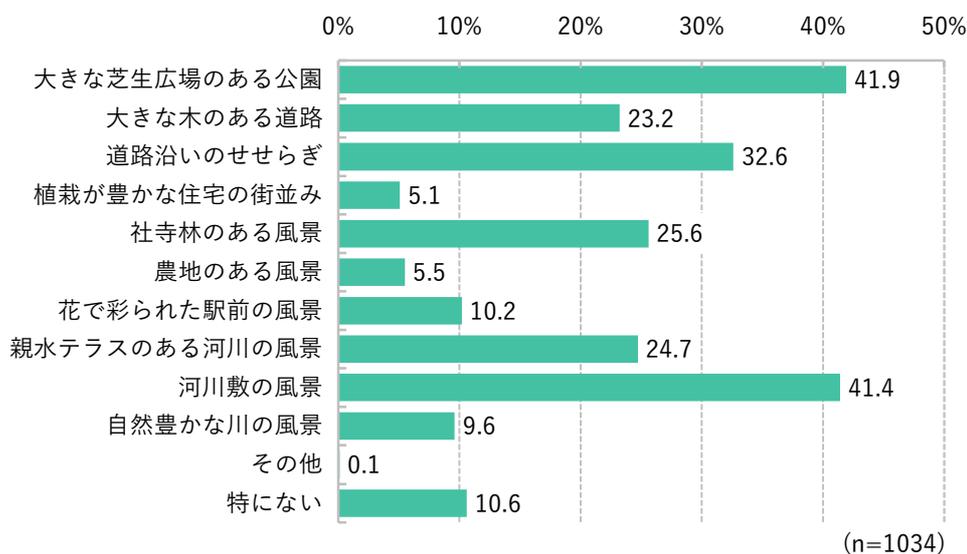
⑥区内で親しみを感ずる水辺 [MA]

- 「荒川、江戸川の河川敷」(42.5%)が最も多く、次いで「中川・新中川の親水テラス」(29.8%)となっています。



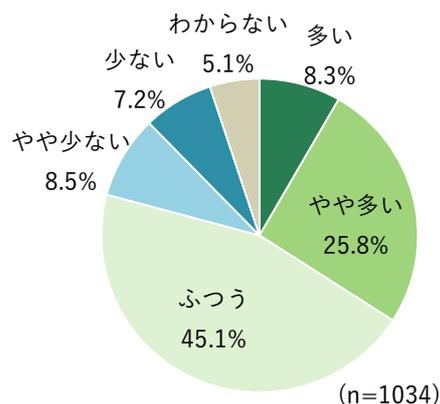
⑦葛飾らしいまたは葛飾の魅力だと感ずる、緑や水辺の風景 [3]

- 「大きな芝生広場のある公園」(41.9%)、「河川敷の風景」(41.4%)が多く、次いで「道路沿いのせせらぎ」(32.6%)となっています。



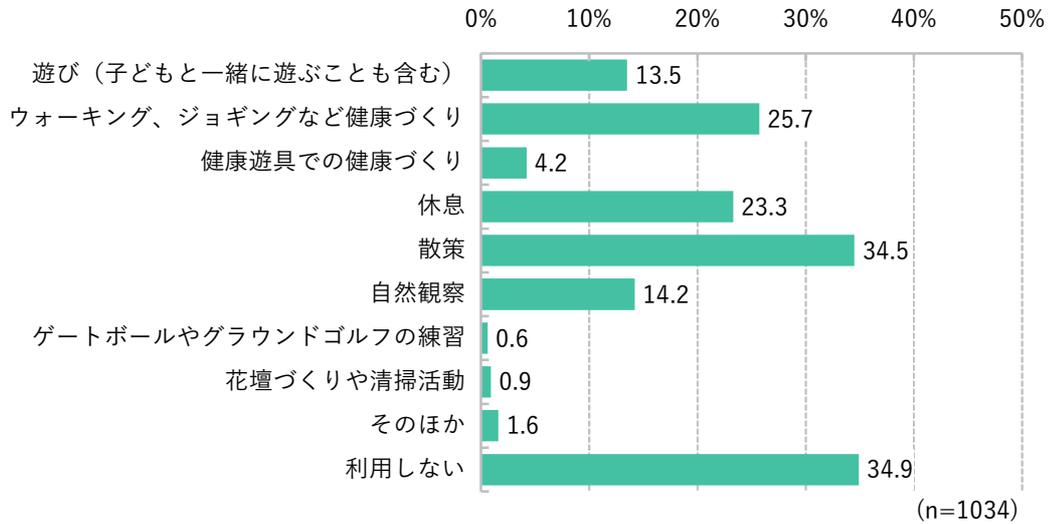
⑧住まい周辺の公園の量 [SA]

- 「ふつう」(45.1%)が最も多く、次いで「やや多い」(25.8%)となっています。
- 「多い」「やや多い」の合計(34.1%)が、「少ない」「やや少ない」の合計(15.7%)を上回っています。



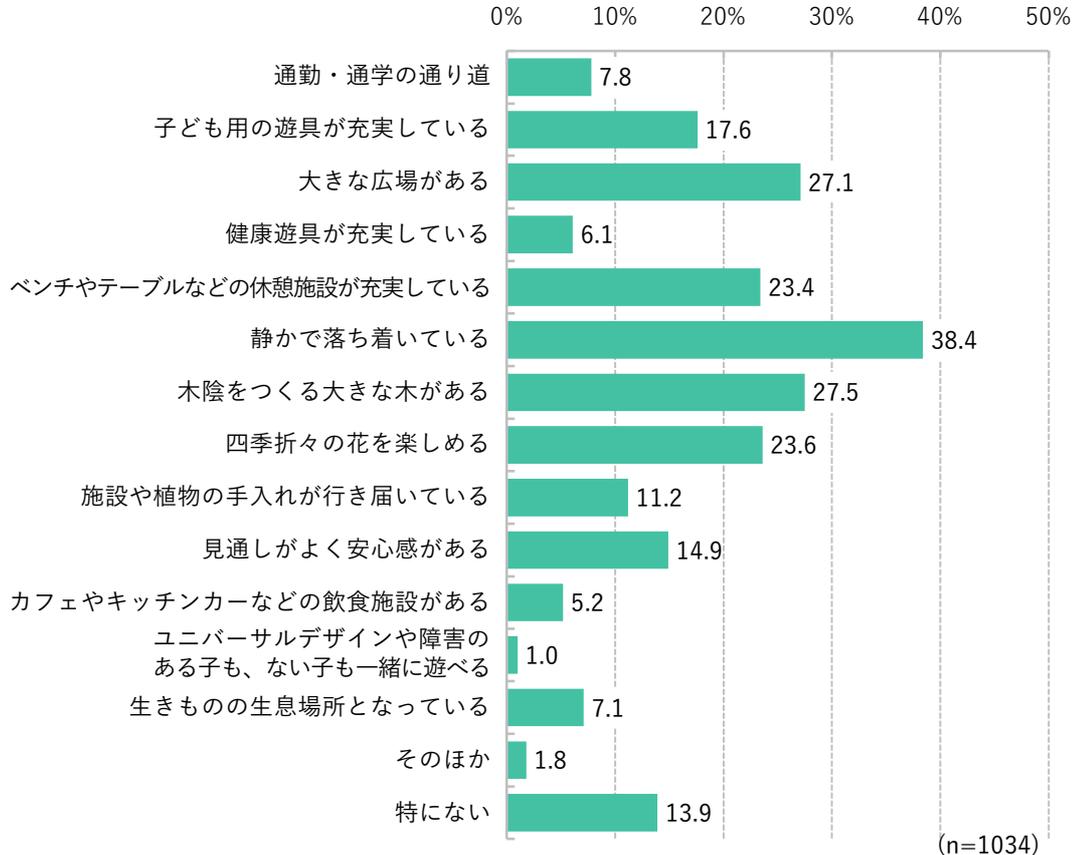
⑨公園の利用方法 [MA]

- 「利用しない」(34.9%) が最も多く、次いで「散策」(34.5%)、「ウォーキング、ジョギングなど健康づくり」(25.7%)、「休息」(23.3%) となっています。



⑩身近な公園に望むこと [3]

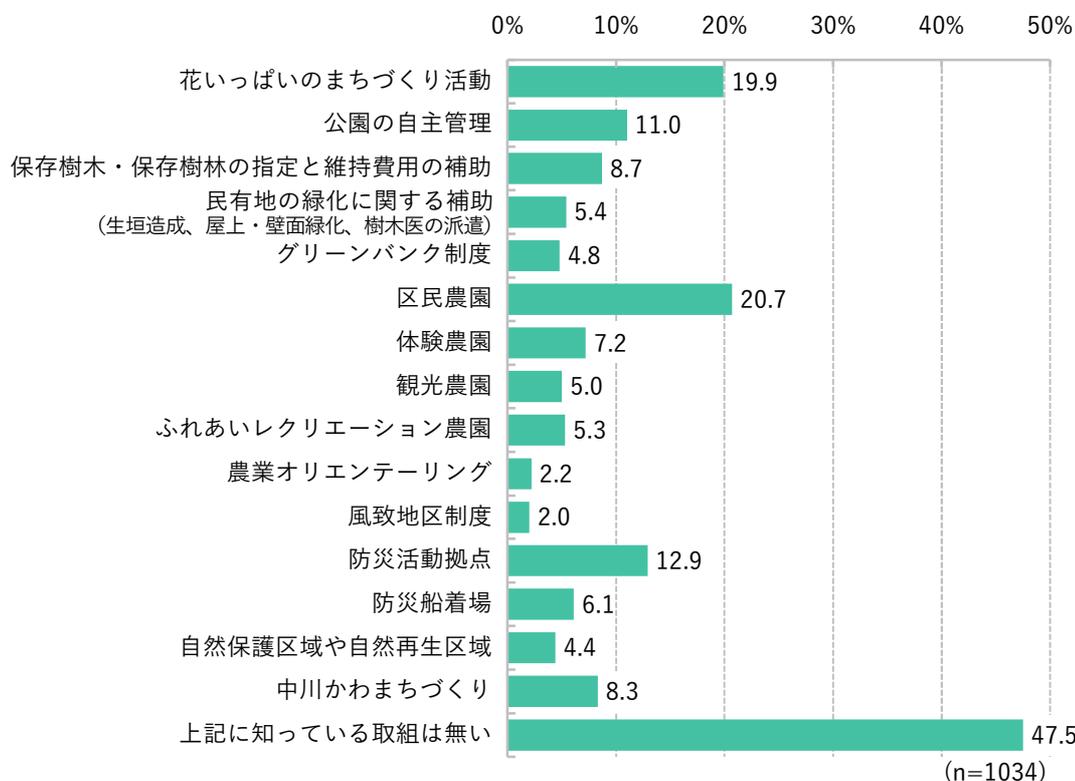
- 「静かで落ち着いている」(38.4%) が最も多く、次いで「木陰をつくる大きな木がある」(27.5%)、「大きな広場がある」(27.1%) となっています。



⑪区の施策の認知状況 [MA]

<回答者全体>

- 認知度が高い取組は、「区民農園」(20.7%)、「花いっぱいのもちづくり活動」(19.9%)です。
- 「知っている取組は無い」が47.5%で、約半数を占めています。

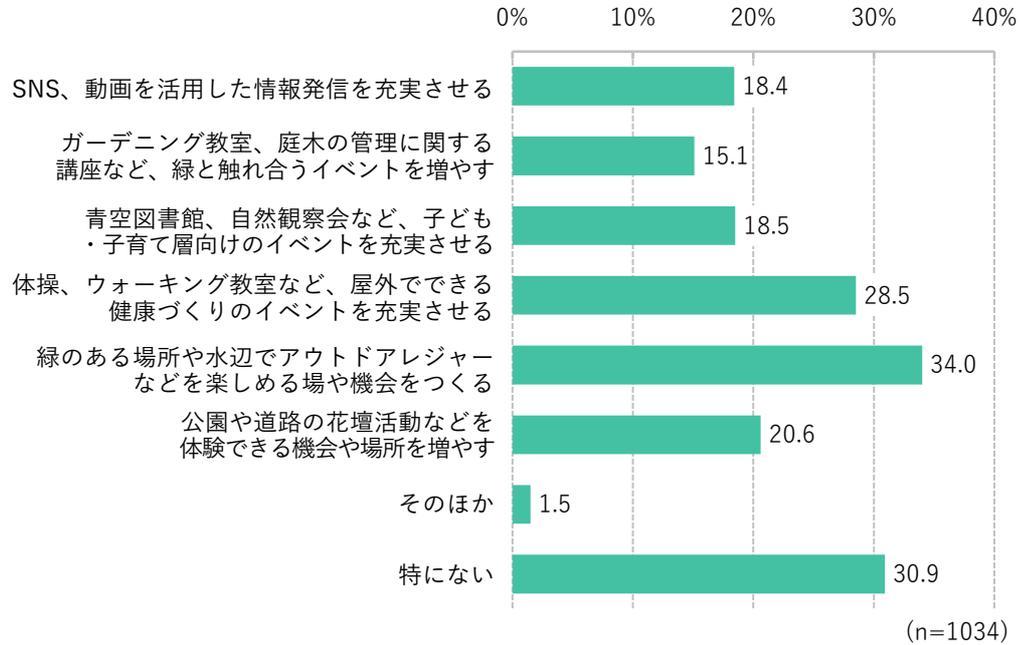


<居住地別>

	水元	金町・新宿	柴又・高砂	亀有・青戸	小菅・お花茶屋 堀切	立石・四つ木	奥戸・新小岩
花いっぱいのもちづくり活動	23.9	23.8	20.1	18.9	18.1	23.1	14.5
公園の自主管理	11.9	11.1	9.4	16.8	12.9	10.9	5.6
保存樹木・保存樹林の指定と維持費用の補助	6.4	12.7	8.2	11.9	7.6	8.8	6.1
民有地の緑化に関する補助 (生垣造成、屋上・壁面緑化、樹木医の派遣)	5.5	5.6	1.3	7.0	6.4	6.8	5.6
グリーンバンク制度	6.4	4.8	1.9	6.3	5.3	5.4	4.5
区民農園	25.7	21.4	28.3	19.6	15.8	21.1	15.6
体験農園	10.1	10.3	4.4	8.4	7.6	8.8	2.8
観光農園	11.0	6.3	3.1	8.4	4.1	3.4	1.7
ふれあいレクリエーション農園	9.2	4.8	3.1	7.0	5.3	6.1	3.4
農業オリエンテーリング	1.8	3.2	1.3	5.6	2.3	0.7	1.1
風致地区制度	0.9	0.8	3.1	2.1	4.1	0.7	1.7
防災活動拠点	8.3	15.9	13.2	15.4	12.3	17.0	8.4
防災船着場	0.0	4.8	5.0	3.5	5.8	13.6	7.8
自然保護区域や自然再生区域	7.3	8.7	3.1	2.8	4.7	4.8	1.7
中川かわまちづくり	7.3	11.1	6.9	7.7	6.4	10.2	8.9
上記に知っている取組は無い	40.4	41.3	47.2	47.6	51.5	44.9	54.7

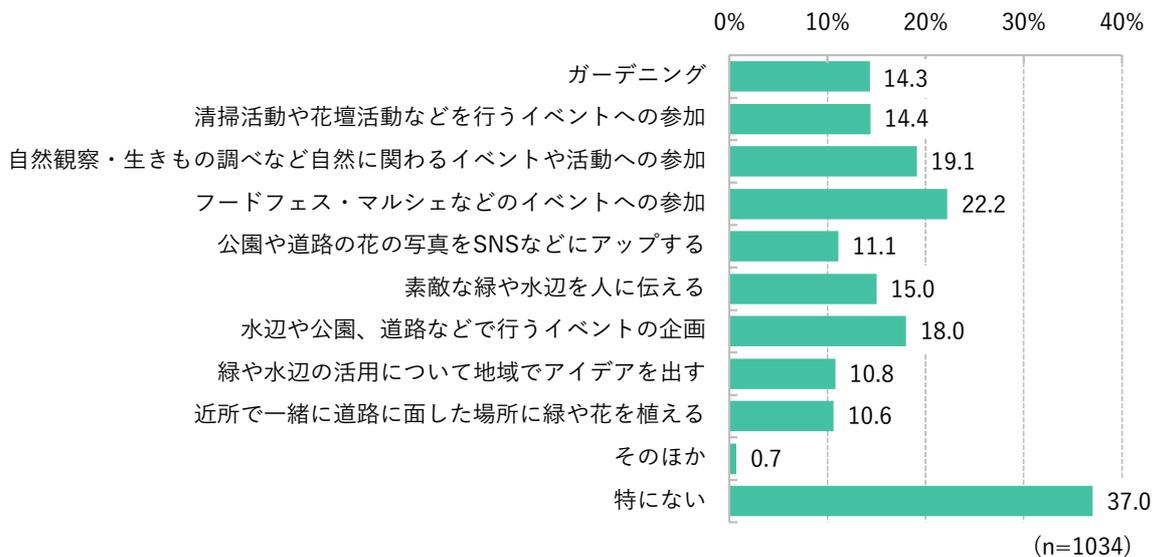
⑫区民が緑や水辺とふれあう機会を増やすため区役所に期待する取組 [3]

- 「緑のある場所や水辺でアウトドアレジャーなどを楽しめる場や機会をつくる」(34.0%)が最も多く、次いで「特にない」(30.9%)、「体操、ウォーキング教室など、屋外でできる健康づくりのイベントを充実させる」(28.5%)となっています。



⑬緑や水辺によって、まちを今よりも魅力的なものにするためにしてみたいこと [MA]

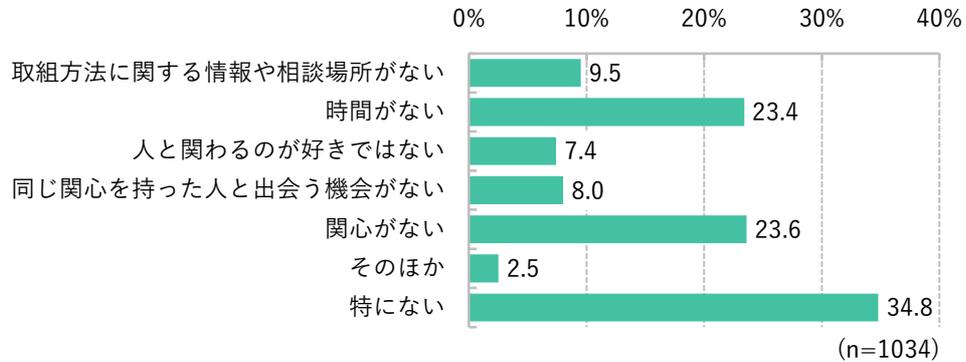
- 「特にない」(37.0%)が最も多く、次いで「フードフェス・マルシェなどのイベントへの参加」(22.2%)、「自然観察・生きもの調べなど自然に関わるイベントや活動への参加」(19.1%)、「水辺や公園、道路などで行うイベントの企画」(18.0%)となっています。



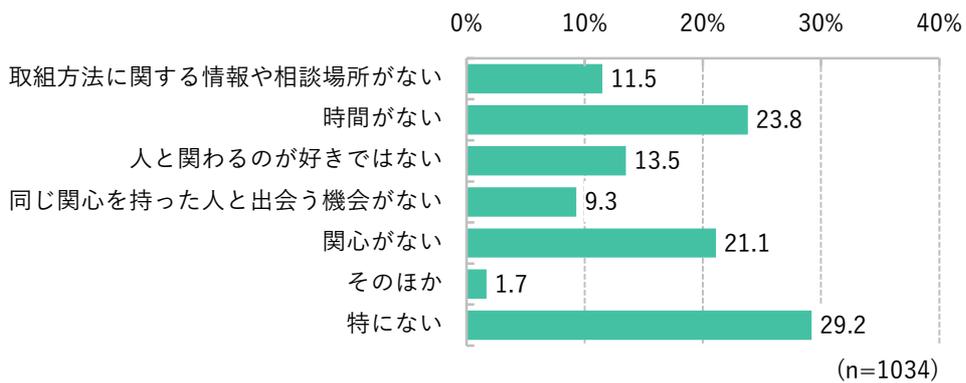
⑭前問の取組の妨げになっていること [MA]

- 取組の妨げになっていることは、いずれの取組も「特にない」「時間がない」「関心がない」が上位を占めています。

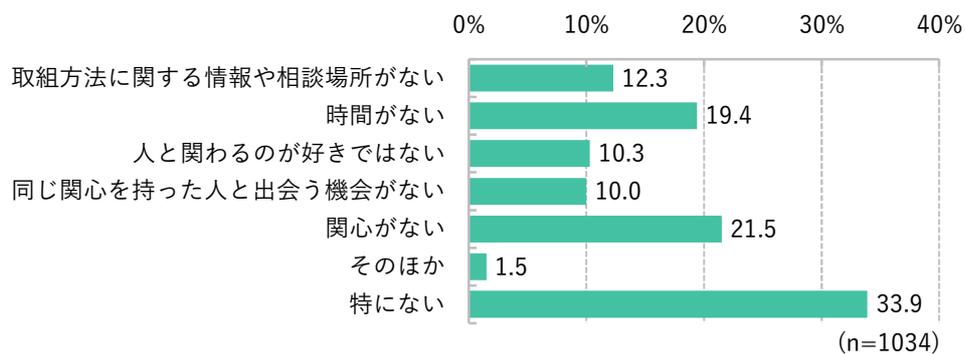
ガーデニング



清掃活動や花壇活動などを行うイベントへの参加



近所で一緒に道路に面した場所に緑や花を植える



2 小・中学生アンケート

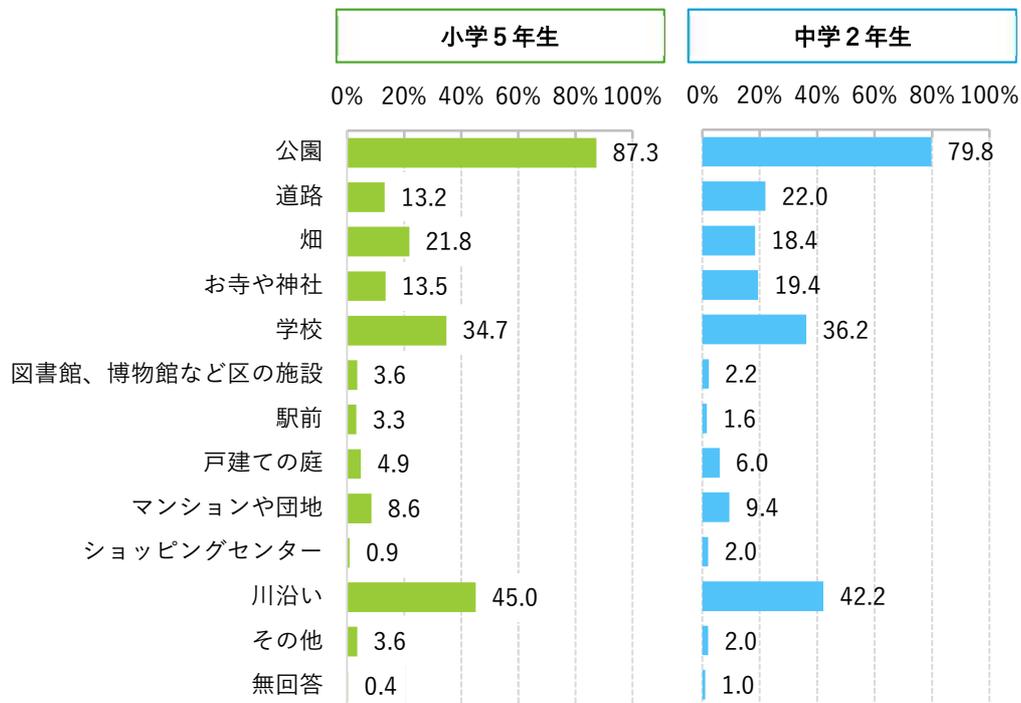
(1) 設問 (網掛け、丸番号：本項に掲載した設問)

調査項目	設問 [SA] 単一回答 [MA] 複数回答 [3] 3つまで
緑について	① 家や学校の周りで、「緑」がたくさんあると感じる場所 [3]
	② 緑がある場所でふだんしていること [MA]
	③ 緑がある場所でこれからやってみたいこと [MA]
	④ 公園の利用頻度 [SA]
	⑤ お気に入りの公園 [自由記述 (1つ)] とその理由 [自由記述]
水辺について	⑥ 知っている葛飾区内の水辺 [MA]
	⑦ 行ったことのある葛飾区内の水辺 [MA]
	・ 行ったことのある葛飾区内の水辺で、ふだんしていること [MA]
	・ 行ったことのある葛飾区内の水辺で、これからやってみたいこと [MA]
	⑧ お気に入りの水辺 [自由記述 (1つ)] とその理由 [自由記述]

(2) 調査結果

① 家や学校の周りで、「緑」がたくさんあると感じる場所 [3]

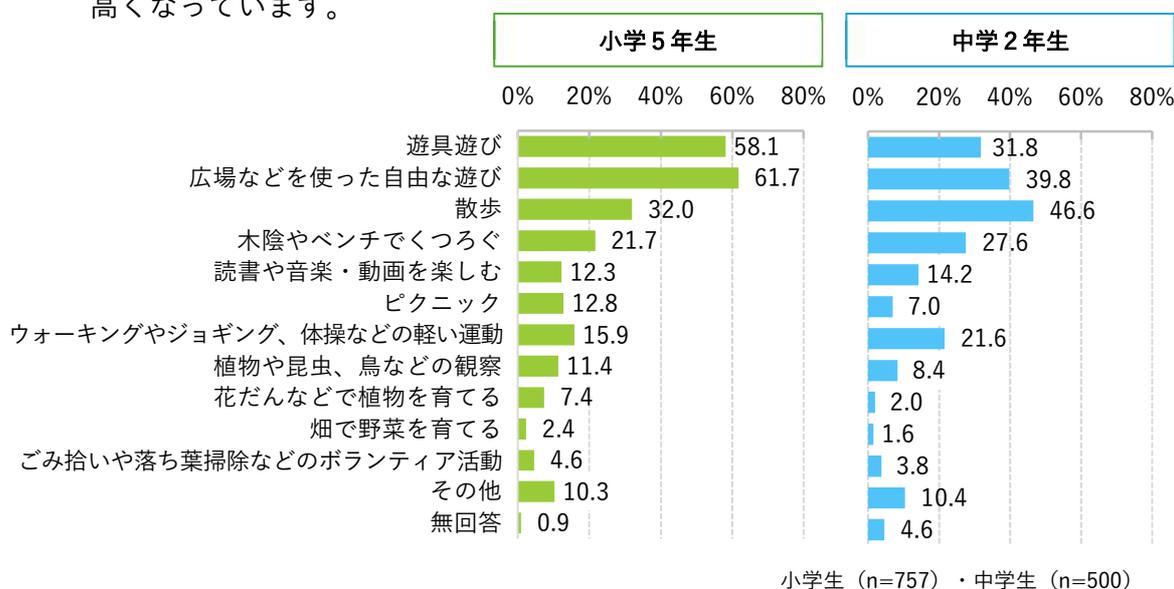
- 小学生、中学生ともに、「公園」(各 87.3%、79.8%) が最も多く、次いで「川沿い」(各 45.0%、42.2%)、「学校」(各 34.7%、36.2%) が多くなっています。
- 上記に次ぐ回答として、中学生は「道路」「畑」「お寺や神社」が 20% 前後でほぼ同じ割合となっているのに対し、小学生は「畑」が「道路」「お寺や神社」に比べてやや多くなっています。



小学生 (n=757) ・ 中学生 (n=500)

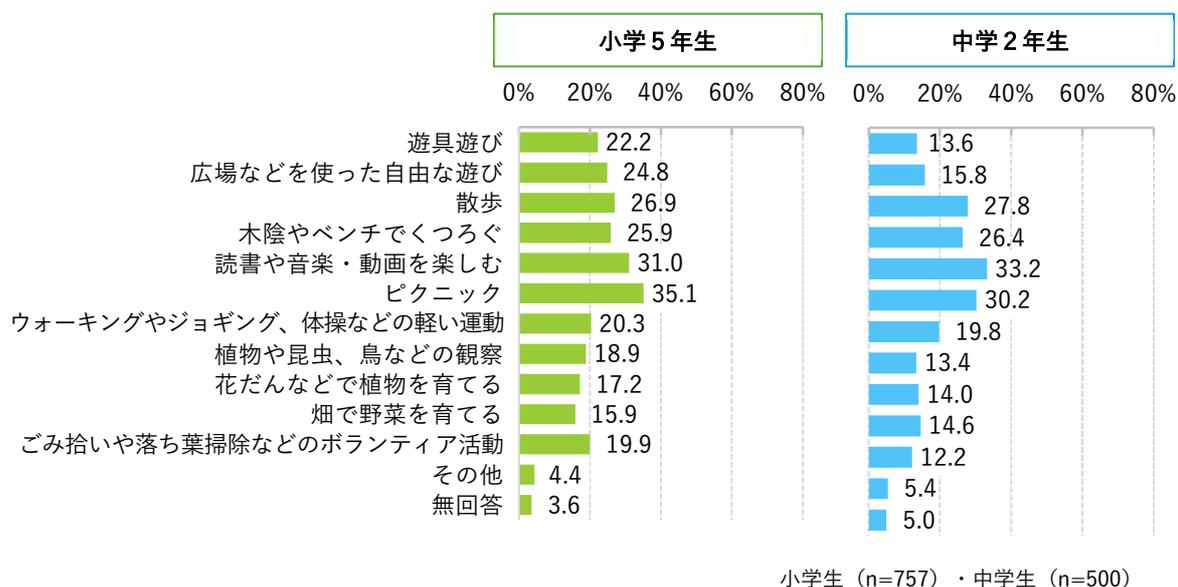
②緑がある場所で普段していること [MA]

- 小学生は、「広場などを使った自由な遊び」(61.7%)、「遊具遊び」(58.1%)、「散歩」(32.0%)の順に多くなっています。
- 中学生は、「散歩」(46.6%)、「広場などを使った自由な遊び」(39.8%)、「遊具遊び」(31.8%)の順に多くなっています。また、小学生と比較して「木陰やベンチでくつろぐ」「ウォーキングやジョギング、体操などの軽い運動」を選んだ割合が高くなっています。



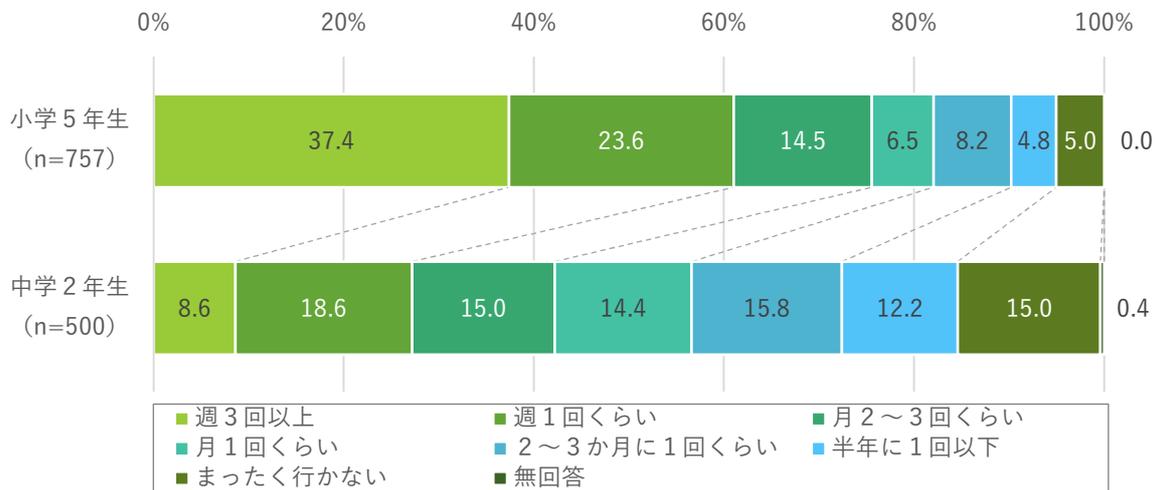
③緑がある場所でこれからやってみたいこと [MA]

- 小学生は、「ピクニック」(35.1%)が最も多く、次いで「読書や音楽・動画を楽しむ」(31.0%)、「散歩」(26.9%)、「木陰やベンチでくつろぐ」(25.9%)、「広場などを使った自由な遊び」(24.8%)、「遊具遊び」(22.2%)が多くなっています。
- 中学生は、「読書や音楽・動画を楽しむ」(33.2%)が最も多く、次いで「ピクニック」(30.2%)、「散歩」(27.8%)、「木陰やベンチでくつろぐ」(26.4%)が多くなっています。



④公園の利用頻度 [SA]

- 小学生は、「週3回以上」(37.4%)が最も多く、次いで「週1回くらい」(23.6%)、「月2～3回くらい」(14.5%)が多くなっています。
- 中学生は、「週1回くらい」(18.6%)が最も多く、次いで「2～3か月に1回くらい」(15.8%)、「月2～3回くらい」(15.0%)が多くなっています。
- 週1回以上公園に行く割合は、小学生が61.0%、中学生が27.2%です。



⑤お気に入りの公園 [自由記述 (1つ)] とその理由 [自由記述]

- 小学生、中学生ともに、1位は「水元公園」であり、お気に入りの理由は、広いこと、緑や自然が豊かであることが挙げられています。
- 2位以下についても、広くて楽しめることが理由に挙げられています。
- 小学生で「金町公園」が2位となった要因として、金町地区については小学生の回答者が多く、中学生の回答者が少ないことが影響していると推測されます。

【上位10か所程度とその理由】

<小学生>

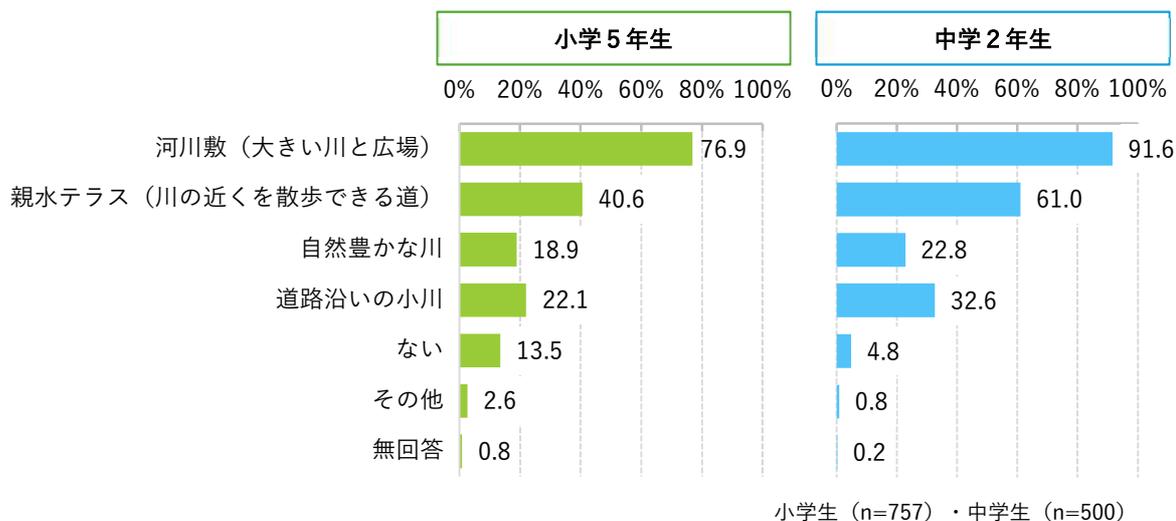
	公園名	回答数 (件)	主な理由
1	水元公園	58	広い、緑・自然がたくさんある、楽しい
2	金町公園	55	家や学校から近い、友達がいる、遊具や池がある
3	渋谷公園	51	家から近い、遊具がたくさんある
4	東立石緑地公園	45	近い、広い、緑・自然がたくさんある
5	西水元水辺の公園	27	広い、運動・野球・バスケなどができる
6	青戸七丁目共和公園	24	遊具が楽しい、遊具がたくさんある
7	新宿一丁目児童遊園	19	すべり台が大きい、楽しい、友達がいる
8	高砂北公園	17	近い、広い
9	新宿交通公園	13	自転車やゴーカートに乗れる、友達と遊べる
	モンチッチ公園	13	広い、遊具がたくさんある
10	東金町四丁目平成公園	12	バスケットゴールがある
	上千葉砂原公園	12	自転車に乗れる、動物がいる、遊具がたくさんある
	葛飾にいじゅくみらい公園	12	広い、自由に遊べる、自然がある
	ない	116	—
	無回答	14	—

< 中学生 >

	公園名	回答数 (件)	主な理由
1	水元公園	28	広い、緑・自然が豊か、生きものが豊富
2	鎌倉公園	27	家から近い、いろいろな遊具がある
3	東立石緑地公園	22	広い、緑・自然が多い、遊具が多い
4	青戸平和公園	18	広い、小さいころからよく遊んでいたから
5	北沼公園	16	広い、遊具が多い、木が多い、自然が豊か
6	渋江公園	12	広い、緑・自然が多い、遊具が多い、部活で使う
	新小岩公園	12	広い、緑・自然が多い
7	東新小岩二丁目かがやき公園	8	遊具・遊び場が充実している
8	奥戸南汐公園	6	広い、遊具がある
	小菅東スポーツ公園	6	バスケットゴールがある・バスケができる
9	北沼交通公園	5	広い
	木根川中央公園	5	家から近い
10	奥戸一丁目鬼塚公園	4	家から近い
	高砂北公園	4	家から近い
	四つ木公園	4	広い、緑・自然が多い
	青戸七丁目共和公園	4	近い、幅広い年齢層が使える
	白鷺公園	4	近い、小さい公園だけど遊具が多い
	ない	177	－
	無回答	11	－

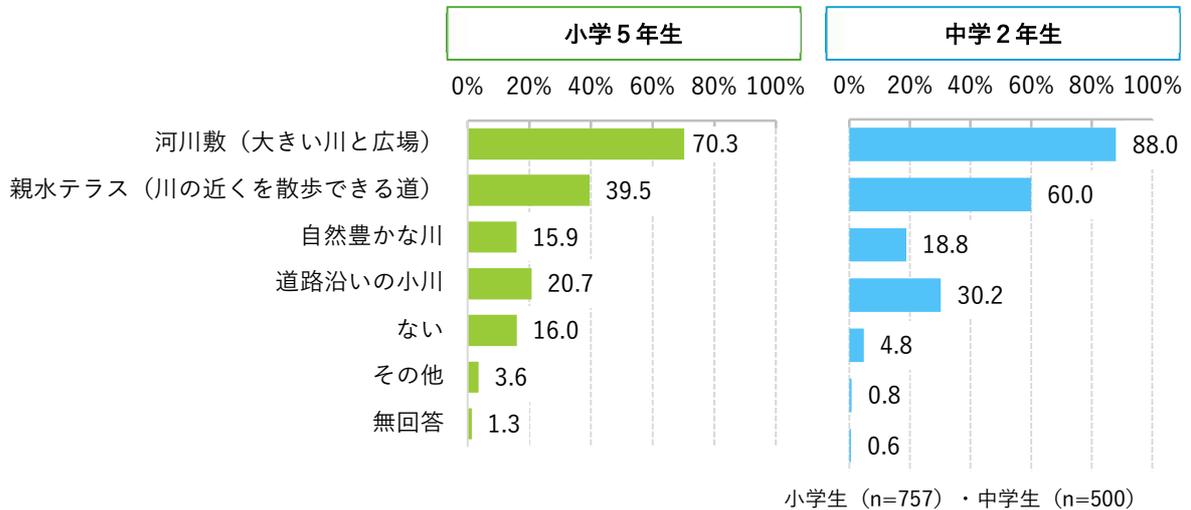
⑥知っている区内の水辺 [MA]

- 小学生、中学生ともに、「河川敷（大きい川と広場）」（各 76.9%、91.6%）が最も多く、次いで「親水テラス（川の近くを散歩できる道）」（各 40.6%、61.0%）、「道路沿いの小川」（各 22.1%、32.6%）が多くなっており、3項目とも中学生の方が小学生より選んだ割合が高くなっています。



⑦行ったことのある区内の水辺 [MA]

- 小学生、中学生ともに、「河川敷（大きい川と広場）」（各 70.3%、88.0%）が最も多く、次いで「親水テラス（川の近くを散歩できる道）」（各 39.5%、60.0%）、「道路沿いの小川」（各 20.7%、30.2%）、「自然豊かな川」（各 15.9%、18.8%）となっており、4項目とも中学生の方が小学生より選んだ割合が高くなっています。



⑧お気に入りの水辺 [自由記述（1つ）] とその理由 [自由記述]

- 小学生、中学生とも1位は「中川、中川の河川敷・土手、中川親水テラス」であった。お気に入りの理由は、家から近く、よく見る・行く・利用する場所だからといったことが挙げられています。
- 2位以下においても、荒川、江戸川など広々とした場所が多く選ばれており、広い、よく利用する、気持ちがいいなどが理由に挙がっています。

【上位10か所程度とその理由】

<小学生>

順位	名称	回答数 (件)	主な理由
1	中川 中川の河川敷・土手 中川親水テラス	70	家から近い、散歩・ジョギングができる
2	河川敷・土手	48	運動やスポーツ（野球・サッカーなど）ができる、よく行く・通る、広い
3	江戸川 江戸川の河川敷・土手等	36	魚が釣れる、スポーツ（野球）ができる、広い、近い
4	荒川 荒川の河川敷・土手等	33	スポーツ（野球・サッカー）ができる、広い、緑・自然が豊か
5	水元公園 水元小合溜、園内の水辺等	27	緑・自然が豊か、広い、いろいろな生きものがある、きれい、釣りができる
6	西水元水辺の公園	25	広い、スポーツ（サッカー、野球、バスケ）ができる
7	曳舟川親水公園	13	水遊びができる、生きものがある
8	水辺の公園	8	野球・スケボーができる、夕方の景色がきれい
9	親水テラス	5	眺めがよい
10	葛飾にいじゅくみらい公園	4	広い、生きものがある
	ない	405	—
	無回答	41	—

<中学生>

	名称	回答数 (件)	主な理由
1	中川 中川の河川敷・土手 中川親水テラス等	52	家から近い、散歩ができる、いつも通る、広い、運動 ができる、川が身近に感じられる、木々が季節により 変わる、風が気持ちいい
2	河川敷・土手	26	広い、自然がある、近い、きれい
3	荒川 荒川の河川敷・土手等	23	近い、広い、釣りができる、ボランティアで行く、きれ い
4	江戸川 江戸川の河川敷・土手等	20	広い、よく行く、緑が豊か、釣りが楽しめる、野球で 行く
5	親水テラス	6	きれい、風が気持ちいい
6	水元公園	5	自然が多い、きれい
7	新中川	4	水がきれい、大きい
8	メダカの小道	3	魚やザリガニがいる
9	西水元水辺公園	2	前に友達と行った、ランニングに最適
	古隅田川	2	ザリガニが釣れる、川が流れている
	小岩菖蒲園【江戸川区】	2	生きものがたくさんいる、菖蒲の池がきれい
	川	2	テニスができる、臭い
	名前がわからない	2	落ち着く、楽しい
	ない	312	-
	無回答	19	-

参考 居住地別クロス集計で用いた7つの地区における町丁目一覧

地区	町丁目	地区面積 (ha)
水元	西水元、東水元、水元、水元公園、南水元	539
金町・新宿	金町2～6、金町浄水場、新宿、東金町	496
柴又・高砂	金町1、鎌倉、柴又、高砂、細田	499
亀有・青戸	亀有、西亀有3～4、白鳥4、青戸2～8	355
小菅・お花茶屋 堀切	お花茶屋、小菅、白鳥1～3、宝町2、 西亀有1～2、東堀切、堀切	549
立石・四つ木	青戸1、宝町1、立石、東立石、東四つ木、四つ木	477
奥戸・新小岩	奥戸、新小岩、西新小岩、東新小岩	565

資料3 用語集

あ行

一級河川 一級水系（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定されたもの）に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定した河川。

インクルーシブ 「包み込むような、包摂的な」という意味。Exclude（除外）の対義語であるInclude（含める）が語源で、誰も排除しない社会を目指す考え方のこと。本計画では障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが安全に、一緒に楽しむことができる遊び場のことを示す。

雨水貯留・浸透設備 大雨が降った時にその雨水を一時的に溜めたり、浸透させることにより、下水道や排水施設等に処理能力以上の水が一気に流入しないようにする、雨水流出抑制対策の一環として設置される施設。

うんどう教室 本区が開催する講座の一つ。公園に設置した専用のうんどう器具を使用して、「つまずき」や「ふらつき」を予防するための運動を行うもの。専門の指導員が参加者の運動を支援し、初心者でも楽しめる。

園芸療法 草花や野菜などの園芸植物や、身の回りにある自然との関わりを通して、心の健康、体の健康、社会生活における健康の回復を図る療法のこと。園芸や農業が人の精神や身体へ与える効用に注目して、高齢、障害などの理由で支援を必要とする人々に対して、健康増進や生活の質の向上などを目的として行われる。

オープンスペース 都市または敷地内で、建築物の建っていない場所のこと。公園、広場、河川、農地など。

温室効果ガス 太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスを指す。温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン類（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）等がある。

か行

葛飾区公園・河川等総合管理計画 本区内の区立公園などの施設を対象に、維持管理費を平準化する

ることを目的に、日常管理や計画的な施設改修等について示した計画。

葛飾区街路樹管理計画 区民の快適な生活環境を支え、様々な緑の効用を提供する区道の街路樹を対象に、管理方針や取組を示すことを目的に管理目標や管理方策などについて定めた計画。

河川協力団体制度 自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度。平成25（2013）年6月に公布された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」において創設された。

葛飾元気野菜 小松菜や枝豆、ねぎ、キャベツをはじめ、区内で栽培された野菜の総称で、直売所やイベントでの販売、学校給食の食材として使用するなど、地産地消の取組を行っている。

緩傾斜型堤防 河川の堤防形態の一つで、のり面が1：2以上の緩やかな傾斜となっている土でできた堤防のこと。河川の堤防でもっとも一般的な構造とされる。

強剪定 太い枝や通常よりも多くの枝を切る剪定のこと。過度な強剪定は、樹形の乱れや、樹木の生理的バランスの乱れを引き起こす要因となる。

区民農園 区民が土に親しみ、収穫の喜びを味わい、緑の大切さを実感できる場として、区が開設している農園。

健康遊具 日常生活での健康づくりを目的に、公園などに設置される器具。気軽なストレッチから、筋肉トレーニングができるもの、身体のツボを刺激できるものなど、様々な種類がある。

公園等の自主管理 公園・児童遊園の美化及び児童の健全な育成を目的として組織された団体（町会、ラジオ体操会、子ども会など）と区が協定を結び、地域の方々に公園・児童遊園の清掃や除草などの作業及び園内の利用者の見守りを行っていただく制度。

公共空間 本計画では道路や公園、河川のほか、公共施設が所在する敷地など、民有地以外の敷地のことを示す。

公共施設 本計画では区役所庁舎をはじめ、小・中学校、保育所、地域コミュニティ施設、文化施設、スポーツ施設などの様々な建築物系公共施設のことを示す。

小松菜一斉給食 地元野菜の地産地消や学校における食育を推進するため、平成21(2009)年から東京スマイル農業協同組合の協力により区立の全小中学校で実施している取組で、地域特産の小松菜を使用した共通献立を提供するもの。

コミュニティ道路 歩行者などが安全、かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ、植栽やストリート・ファニチャー(ベンチ、サイン等)を設けるなど、歩行・休息・会話・遊びなど地域の人々の様々な要請を満たし、地域に密着した道路。

昆明・モントリオール生物多様性枠組 生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された、愛知目標に続く2021年以降の新たな国際目標。

さ行

在来種 その地域に従来から生息・生育している生きもののこと。

市街地開発事業 都市計画法第12条に規定があり、土地区画整理事業、工業団地造成事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の7種類がある。

自然再生区域・自然保護区域 本区では、自然環境の保護と回復を図るため、国や東京都が自然環境保全地域に指定するだけの規模を有さない身近な自然を、葛飾区自然保護要綱に基づく自然保護区域に指定している。また、都市化に伴い生態系が損なわれた場所を自然再生区域に指定し、復元された自然環境を保全している。

自然資本 地球上の再生可能及び非再生可能な天然資源(植物、動物、大気、土壌、鉱物など)のストックのこと。(出典: Atkinson and Pearce 1995; Jansson et al. 1994)

指定管理者制度 公の施設の管理運営を行う民間事業者等を指定管理者に指定し、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。指定管理者は、施設の管理権限が委任され、利用料金の設定や収受、処分に該当する使用許可などを行うことができる。

樹木被覆率 ある区域における、樹木で覆われた土地の面積がその区域全体の面積に占める割合。

準用河川 一級河川及び二級河川以外の河川。河川法の二級河川の規定を準用し、各種の行為制

限、維持工事などによって万全の管理をする必要のある河川を区市町村が指定し管理する。

垂直避難 浸水や洪水時、家や避難施設の2階以上の高所階など上方垂直方向に避難すること。

スーパー堤防 河川背後地の再開発等とあわせて盛土を実施した非常に緩やかな勾配の幅広い堤防。緩傾斜型堤防に比べ、耐震性や水辺環境の向上を更に図ることができる。

ストック効果 整備された社会資本(道路、公園、河川の堤防、学校、病院、下水道など、生活の基盤となる公共性を持った施設)が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。耐震性の向上や水害リスクの低減といった「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、移動時間の短縮等による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果がある。

生産緑地地区 市街化区域内の農地で、公害や災害の防止など良好な生活環境に効用があり、公共施設等の敷地として適しているものを区市町村が指定した地区。「葛飾区生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例」により、300㎡以上の農地等に対して指定することができ、基本的に指定後30年間は保全が担保される。

生物多様性 昔からその土地にいた様々な生きものが、多様な環境の中で互いに関わりあって生きていること。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルがある。

た行

体験農園 園主である農家が管理・運営し、利用者は園主から農作業を教わりながら野菜作りを体験する農園。種まき・植え付けから収穫までの一連の農作業を体験できる。

地区計画 都市計画法で定められる地区単位の都市計画。地区独自の方針や目標、公共的施設、建築物に関する制限などを定めることで、地区の特徴や目的に合った街づくりを行うことができる。

中間支援組織 行政と地域(本計画では多様な担い手)の間に立って様々な活動を支援する組織。多くはNPOへの支援などを主目的として発足しているケースが多い。

特定生産緑地 生産緑地地区について、買取り申出が可能となるまでの期間を10年延期することで行為制限を延長するとともに、これまでと同様の税制措置を維持し、都市農地の継続的な保全を担保する制度。

特別緑地保全地区 都市緑地法で定められる都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

都市公園 地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地のこと。

都市農地 本計画では市街化区域内に位置する土地利用上の農用地全般のことを示す。

都市緑地 都市緑地法に規定される緑地で本計画の対象。樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。

都市緑地法 都市において緑地の保全及び緑化を進めるため、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。緑の基本計画のほか、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定や市民緑地の制度などが定められている。

な行

内水氾濫 雨水を河川に排水できずに宅地などにあふれること。排水先である河川の水位が上昇し、下水道等の排水施設から雨水を排水できずにあふれるケースや、水路や支川などが合流する先の河川の水位が上昇し、水があふれるケースがある。河川の水「外水」に対し、堤防で守られた内側の土地にある水は「内水」とされる。

中川の七曲り 中川の高砂橋下流から綾瀬川に合流するまでの区間において、蛇行を繰り返して流れることから付けられた通称。

農の風景育成地区制度 都内の農地を保全するために東京都が設けた制度。比較的まとまった農地や屋敷林等が残り特色ある風景を形成している地域を対象に区市町が地区の選定・運営を行い、都が指定する。

農福連携 障害者等が、農業分野での活躍によって自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

は行

ヒートアイランド現象 エネルギー消費による人工排熱や、地表面がアスファルトやコンクリート等で覆われていることによる太陽熱の吸収・蓄熱のため、都市部の気温が周辺部よりも高い状態となる現象。等温線が島のような形になることからこう呼ばれるようになった。

ビオトープ ドイツ語のBio（生物）とTope（空間、場所）を組み合わせた造語。生きものがお互いにつながりを持ちながら生息している空間のこと。

ヒューマンスケール もともとは、物の持ちやすさ、道具の使いやすさ、住宅の住みやすさなど、その物自体の大きさや人と空間との関係について、人間の身体や体の一部分の大きさを尺度にして考えること。葛飾区都市計画マスタープランでは、街づくりにおいても、人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさに配慮し、人の目線にあわせた景観形成を図ることを掲げている。

風致地区 都市計画法に規定される地域地区の一種で、都市の風致を維持するために、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地等を対象に指定される地区。地区内では、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為が規制される。

ふく射熱 日射しを浴びたときに受ける熱や、地面、建物、人体などから出ている熱のこと。温度が高い物からは多く発せられる。

フラワーメリーゴーランド 「かつしか花いっぱいのみちづくり推進協議会」がプロジェクトチームを立ち上げ開発した立体花壇のこと。小さな空間でも花を立体的に配置することができるほか、自動灌水やローメンテナンスに維持管理ができるなどの特徴がある。

フラワーキャンバス フラワーメリーゴーランドの技術を活かした壁面型花壇のこと。キャンバスに文字や模様を描くように花で壁面を彩ることができる。

プレイパーク 「子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーとする遊び場のこと。

ポケットパーク 「ベストポケットパーク」の略。洋服のベストのポケットほどの公園という意味で、わずかな土地を有効利用して都市環境を改善しようとするもの。

防災活動拠点 地域の人々が「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを目的に、消火・救助活動や被災者に対する生活支援を行う防災設備を整備した公園。平常時は地域の人々の憩いや安らぎの場として利用されるとともに、防災訓練を実施する地域活動の場として活用され、災害時には、地域やボランティアの人たちによる消火や炊き出し、応急活動などを行う場として利用される。

防災協力農地 区内で災害が発生した場合に、東京スマイル農業協同組合員の生産する農産物、その他の物資の優先供給及び被災住民のための避難スペースとなることを目的として協定を締結した農地。

防災船着場 地震等の災害時において建物の崩壊や高架橋の落下等により車や鉄道等の陸上交通が寸断された場合、代替輸送機関として、河川舟運が住民の避難や緊急物資の輸送等の機能を有効に果たすための拠点になる施設。

ま行

緑のカーテン アサガオやヘチマ、ゴーヤ等ツル性の植物でつくる自然のカーテン。ベランダや軒下に生育させて真夏の暑い日差しを避けることで、過度な冷房を抑制し二酸化炭素（CO₂）排出削減につながることを期待されている。

みどり率 緑被率に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもの（p.41参照）。

ら行

立体都市公園制度 都市公園法に規定される適正かつ合理的な土地利用を図るうえで必要がある場合に、都市公園の下部空間に法の制限が及ばないことを可能とし、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度。

緑化重点地区 都市緑地法で定められる緑の基本計画の策定項目である緑化の推進を重点的に図るべき地区。

緑地協定制 都市緑地法に規定される土地所

有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができる。協定には、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員合意により協定を締結するもの（第45条）と開発事業者が分譲前に定めることで3年以内にその土地の所有者が複数存在することになった場合に効力を発揮するもの（第54条）の2種類がある。

アルファベット

ESG投資 従来投資の判断基準として用いられてきた売上高や利益率等の財務情報に加え、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）といった非財務情報も考慮した投資のこと。

NbS Nature-based Solutionsの略。健全な自然生態系が有する機能を活かした社会課題の解決策のこと。

Park-PFI 平成29（2017）年の都市公園法改正により新たに設けられた公募設置管理制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場といった一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する。

SDGs Sustainable Development Goalsの略。平成27（2015）年にニューヨーク国連本部で開催されたサミットで、気候変動や格差など国際社会が抱える幅広い課題を2030年までに解決するために、先進国・発展途上国すべての国に掲げられた目標のこと。

T.P. Tokyo Peilの略。東京湾平均海面を0 mとする地表面の標高を表す場合の基準面の高さ。関連する潮位の基準としてA.P.とY.P.がある。

Well-being 肉体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態にあること。